せんだいししょうがいしゃほけんふくしけいかく **仙台市障害者保健福祉計画** れいわ (令和6~11年度)

世んだいししょうがいふくしけいかく だい き 仙台市障害福祉計画 (第7期) せんだいししょうがいじふくしけいかく だい き 仙台市障害児福祉計画 (第3期) (令和6~8年度)

れいわ ねん がつ **令和6年3月** せんだいし 仙台市

はじめに

少子高齢化や核家族化の進展、程度同士のつながりの希薄化など、保健福祉行政を取り巻く環境は日々めまぐるしく変化していますが、そうした中にあっても、仙台市に暮らす市民の皆さま誰もが、生きがいをもって自分らしく活躍でき、ともに支えあい繋がりあう社会であることが行より大切です。

そのためには、制度や分野ごとの塩根、「支え手」「受け手」という関係、世代を超えて、 一人が、地域・関連団体・市民などの様々な担い手が連携・協働し、人と人、人と資源がつながることで、一人ひとりの暮らしや生きがい、役割などをともにつくる「地域共生社会」の実現に向けて、保健福祉行政のあり芳を見つめなおしながら、様々な取り組みを進める必要があります。

本市の障害保健福祉行政においても、「共生の都・共生する社会」を理念に据えて、 障害の有無に関わらず一人ひとりの多様性が尊重され、包摂される社会の実現に向けて 取り組みを進めてきたところであり、引き続き、市民の皆さまに障害理解の更なる浸透を 図り、様々な場面や制度、人々の意識の中にある社会的な障壁をなくしていくことが重要 です。

本計画では、こうした認識を踏まえ、障害理解の浸透を基盤として、一人ひとりが違う を在であることを認めあい、障量しあい、障害のある芳もない芳も誰もが生きがいを感 じ、首分らしく生きることができるまちを市民の管さまとともにつくることを目指します。 計画の推進に当たっては、障害保健福祉分野のみならず、健康づくり、高齢福祉、医療 などの保健福祉各分野はもとより、多様な分野とも今まで以上に連携・協働を図りながら、 取り組みを進めてまいります。

^{もく} じ 次

たい しょう けいかくさく い かいよう	
第1章 計画策定の概要	1
1 趣旨	1
ぃぇ 2 位置づけ	1
たいしょう 3 対 象	3
けいかくきかん 4 計画期間	
えすでいーじーず かんけい 5 SDGs との関係	
だい しょう しょうがい かた と ま げんじょう	
第 2 章 障 害 のある方を取り巻く 現 状	
1 社会の動きくにとう しょうがいしゃせさくとう どうこう	
2 国等の障 害 者施策等の動向	8
^{ほんし げんじょう} 3 本市の現 状	10
ぜんけいかくきかん ふ かぇ 4 前計画期間の振り返り	15
だい しょう けいかく ほうこうせい 第3章 計画の方向性	17
1 理念	
きほんもくひょう	
きほんほうしん	
せさくたいけい	
4 施策体系だい しょうがいふくしけいかく だい き しょうがいじふくしけいかく だい き	
第4章 障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)	37
^{せいかもくひょう} 1 成果 目 <i>標</i>	37
かつどうしひょう かか みこみりょう すいけい かんが かた 2 活動指標に係る見込量の推計の 考 え方	53
みこみりょうかくほ ほうさくとう 3 見込量確保のための方策等	53
ละลุกเลา	
だい しょう けいかく すいしん	
第5章 計画の推進	
1 推進体制 かくしゅたい ゃくわり	
2 各主体の役割tuby ふきゅう けいはつ	68
3 計画の普及・啓発	69
4 計画の達成 状 況 の点検及び評価	69
第 6 章 計画関連事業一覧	7 0
しりょうへん 資料編	QF
另 17 柳	90

だい しょう けいかくさくてい がいよう 第1章 計画策定の概要

1 趣旨

本市では、平成30年3万に「仙台市障害者保健福祉計画(計画期間:平成30年度~ 令和5年度)」及び「仙台市障害福祉計画(第5期)(計画期間:平成30年度~ 令和2年度)」、「仙台市障害児福祉計画(第1期)(計画期間:平成30年度~ 令和2年度)」を策定し、障害者保健福祉施策の充実に努めてきました。 令和2年12 万には障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、「仙台市障害福祉計画(第6期)(計画期間: や和3~5年度)」、「仙台市障害児福祉計画(第6期)(計画期間: や和3~5年度)」、「仙台市障害児福祉計画(第2期)(計画期間: や和3~5年度)」、「仙台市障害児福祉計画(第2期)(計画期間: 令和3~5年度)」、「仙台市障害児福祉計画(第2期)(計画期間: 令和3~5年度)」、「仙台市障害児福祉計画(第2期)(計画期間: 令和3~5年度)」を策定し、資なる施策を展開してきました。

今般、各計画の計画期間が終ってすることから、これまでの計画の進捗や社会 情勢の変化、国の制度改正の動きなどを踏まえて、新たに本計画を策定します。

2 位置づけ

(1) 法令根拠

障害者保健福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「特町科における 障害者のための施策に関する基本的な計画(特町科障害者計画)」であり、本市の 障害者施策全体の方向性を定めるものです。また、障害者情報アクセシビリティ*・ コミュニケーション施策推進法第 9 条第 1 項の規定に基づき、特町科障害者計画の 策定や変更にあたっては、同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。

障害福祉計画(第7期)は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業*の提供体制の確保に関する計画(市町村障害福祉計画)」であり、サービス等の質込量を定めるものです。

障害児福祉計画(第3期)は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画(市町村障害児童社計画)」であり、サービス等の見込量を定めるものです。本市では、障害のある方々に対し、乳幼児期から高齢期に至るまで、生涯にわたり切れ自のない総合的な支援の

^{1 「}障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

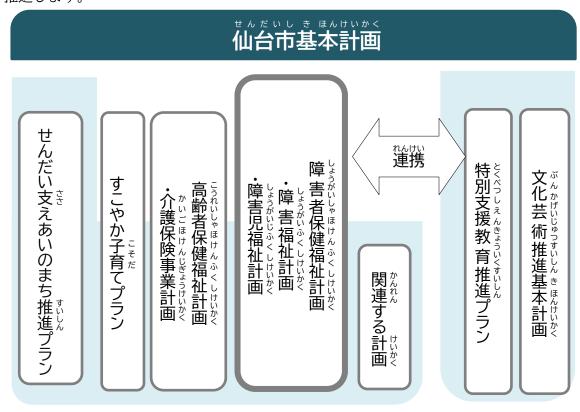
^{2 「}障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

提供を曽指す観点から、これら3つの計画を一体のものとして繁定します。



(2) 本市の各計画等との関係

本計画は、「仙台市基本計画2021-2030」に掲げる「多様性が社会を動かす。共産のまち」の実現に向け、障害のある方に関する施策を総合的に推進する計画として策定します。また、「せんだい支えあいのまち推進プラン」と関連する「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「仙台市すこやか子育てプラン」等の計画や、「仙台市特別支援教育推進プラン」及び「仙台市文化芸術推進基本計画」と繁密に連携し、施策を推進します。



3 対象

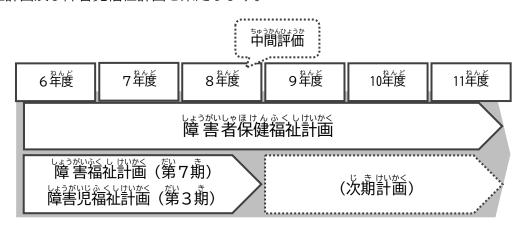
本計画の対象は、障害のある方を含むすべての市民、事業者とします。

4 計画期間

障害者保健福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として、 にようかいなくといかく 第7期)及び障害児福祉計画(第3期)は、令和6年度から令和8年度 までの3年間を計画期間とします。

また、令和8年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、次期の障害

「はいかくおよ」しようがいじょくしけいかく まくてい
福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。



◆ 図:計画期間の全体像

5 SDGs との関係

SDGs (Šustainable Development Goals)とは、平成27年 (2015) に国際連合 総会で採択された、持続可能でより良い世界を自指すための令和12年(2030)までの国際 首標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人敢り残さないことを 理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

本計画では、「仙台市 SDGs (持続可能な開発目標) 推進方針」に基づき、計画にかれれる。
関連する主な目標を以下のとおり定めます。



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



あらゆる年齢のすべての人々の健康的 かくほ かくし そくしん な生活を確保し、福祉を促進する



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー 平等を達成し、すべての とまいななりなりの能力強化を行う



包摂的かつ持続可能な経済成長及び すべての人々の完全かつ生産的な 量用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク)を促進する



各国内及び各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



じぞくかのう せいさんしょうひけいたい かくほ 持続可能な生産消費形態を確保する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のあると対しませた。



持続可能な開発のための実施手段を 強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

だい しょう しょうがい かた と ま げんじょう 第2章 障害のある方を取り巻く現状

1 社会の動き

(1) **法律の**変遷

かつて日本における障害者施策は、「身体障害者福祉法(昭和24年)」、「精神薄弱者福祉法(昭和35年)」、「精神衛生法(昭和25年)」のように、身体障害・丸的障害・精神障害の3障害に関する法制度が別々に整備されてきたことから、一元的で総合的な権策を提供することができないという課題を抱えていました。そして、国際障害者管*(昭和56年)や国連障害者の十年*(昭和58年~平成4年)、障害者団体の活動などを背景として、「障害者基本法(平成5年)」が定められ精神障害のある方も障害福祉サービスの対象となりました。

その後、平成15年に行政がサービスの内容を決める措置制度から、障害のある芳が 首分の意思でサービスを選択する支援費制度へと移行しました。そして、「障害者自立 支援法(平成18年施行)」において3障害の一元化が行われ、施設や事業の再編を経て、一体的な障害福祉サービスの提供へと制度が変化してきました。現在、障害者自立 支援法は「障害者総合支援法(平成26年施行)」に移行し、難病*の芳も対象に含む など対象者を拡大した後も、障害のある芳等の希望する生活を実現するために改正を 重ね、寛なる支援の拡充を図っています。

(2) 障害者権利条約の批准

近年の法律の変遷の背景には、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の存在があります。本条約は、「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを旨的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める」ものであり、平成18年に国際連合総会において採択されました。

日本は、平成19年に本条約に署名してから平成26年の批准に至るまで、同条約の 批准に向けた国内法の整備を進めてきました。障害者の定義が見直されるとともに、 差別*の禁止などが盛り込まれた「改正障害者基本法(平成23年施行)」、誰もが障害 のある芳に対し虐待をしてはならないことなどを萣めた「障害者。養待防止法」(平成24年施行)」、障害者就労施設等からの物品等の調達について国や地方公共団体の責務を萣めた「障害者優先調達推進法 (平成25年施行)」、障害者の法定雇用率を引き上げるとともに雇用分野における差別*を禁止し、精神障害も対象に加えた「改正障害者雇用促進法」(平成25年・平成30年施行)」など、障害のある芳の権利を保障する様々な法制度が整えられてきました。近年整備された法律のなかでも、特に「障害者差別解消法。(平成28年施行)」は、障害者基本法の基本原則「差別*の禁止」を具体化する法律として、行政機関や事業者に対し、障害のある芳への「不当な差別*的取扱い」を禁じ、「合理的配慮*の提供」を求めるなど、同法の施行により、障害のある芳の権利擁護の取り組みが一層強化されることが期待されています。

また、令和4年の国際連合の障害者権利委員会に対する、障害者権利条約の第1管目本政府報告においては、「障害のある芳の権利促進のための立法措置」等について高く評価された一方、「あらゆる活動分野において、全ての障害のある芳への合理的記慮*の提供を確保するための措置を講じる事」等の懸念及び勧告も示されており、今後更なる取り組みが必要となります。

(3) 災害・感染 症 等の非常時・緊 急時の対応

^{3 「}障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

^{4 「}国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

^{5 「}障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」

^{6 「}障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

令和完幹12月に守道で初めて態築者が確認された新型コロナウイルス態築症は、 短期間のうちに荃世界に拡大し、国内では令和2年1月に初めて態築者が確認され、 意築者の荃国的な増加に存い、同幹4月には繁急事態宣誓が出されました。その後、 令和5年5月に態築症法7上の季防茂が態築症の態者に対する医療に関する法律上 の位置づけが5類感染症に移行されるまで、マスクの着角やソーシャルディスタンス の確保等、「新しい革活様式」に沿った対応が策められ、障害のある芳の旨常生活に 様々な影響が生じたほか、障害福祉サービス事業所においても、態築拡大防止対策 やクラスター対応等、これまで想定されていなかった様々な対応を策められました。 災害や感染症等による予期せぬ非常時における障害のある芳への配慮等について、 状況に応じて遠やかに対応していくことの必要性を改めて認識しました。

^{7 「}感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

2 国等の障害者施策等の動向

(1)障害理解・差別*解消

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、社会の変化等に作う 内容の 党談 が求められることや、施行状況 から判明した制度・運用の常干労な点について対応策を講じる必要があることから、平成31年2月より内閣府の障害者政策 委員会において見直しの検討が進められ、令和6年4月から施行される改正法では、事業者による合理的配慮*の提供の義務化などが規定されました。

障害者差別解消法の改正を受け、令和5年10月に「仙台市障害を理由とする 差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例(以下 「障害者差別解消条例」という。)」も改正し、独自項目として障害理解教育の 推進などを追加し、市民や事業者の障害理解を更に促進する取り組みを行っています。

(2) 障害のある子どもへの支援

平成28年5月の児童福祉法改正により、医療的ケア児*が必要な支援を門滑に受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の関連分野の連携体制の確保等が努力義務とされ、体制の整備が進められてきました。また、令和3年9月に「医療的ケア児*及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児*への支援は国や地方公共団体の責務となり、社会全体で医療的ケア児*とその家族への資なる支援が求められています。

令和5年4宵には、「こども基本法」の施行、こども家庭庁の設置により、予どもや若者に関する施策を総合的に推進していく基盤整備が図られ、全ての予どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みが重要となっています。

これらを踏まえ、特別支援教育の充実や、児童発達支援センターを中核とした 世間では、大きないでは、大きなないでは、より一層、障害のある子どもへの充実に取り 組んでいく必要があります。

(3) 日々の暮らしや社会参加の基盤づくり

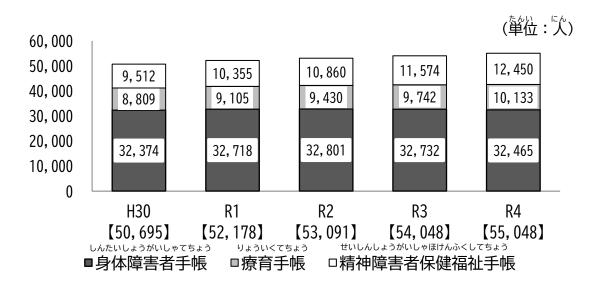
平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和5年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」が策定され、文化芸術活動を通じて、障害のある方の個性と能力の発揮、社会参加の促進を図っていくための取り組みが求められています。

また、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、 令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法」 が施行され、全ての障害のある方が、必要とする情報を十分に取得・利用でき、 門滑な意思疎通が図られるよう、一層の取り組みが求められています。

3 本市の現状

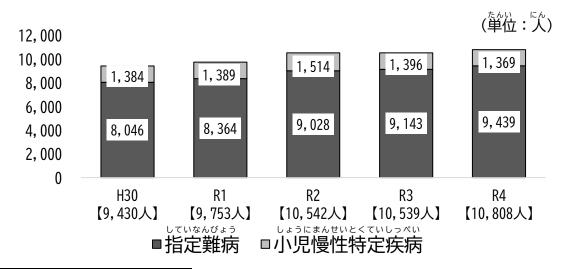
しょうがいしゃてちょうしょじしゃすう ○ 障害者手帳所持者数8

障害者手帳の所持者数は4年間で4,353人(8.6%)増加しており、令和4年度末時点で55,048人となっています。近年、身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばいですが、 %育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。



○ 指定難病*・小児慢性特定疾病*者数⁹

指定難病*患者数は増加傾向にあり、令和4年度末時点で 9,439人が医療費助成の 対象者です。また、小児慢性特定疾病*患者数は多少の増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。

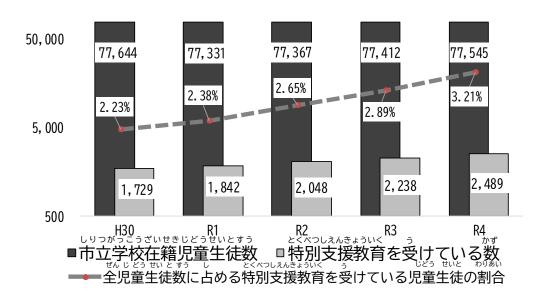


⁸ 障害者手帳の集計日は、各年度3月31日時点。

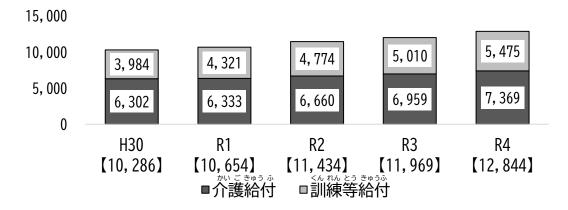
⁹ 指定難病*患者数は医療費助成の対象者を計上。

○ 特別な教育の場を活用している児童生徒数・割合¹⁰

市立小・中学校にて特別支援教育を受けている児童生徒数及び、全児童生徒数に 上 める割合は増加傾向にあります。 (単位: 人)



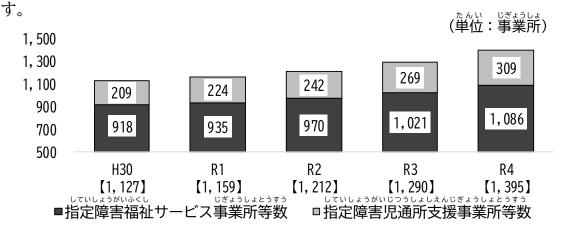
指定障害福祉サービス等利用者数¹¹



10 児童生徒数の集計百は、毎年度5月11日時点。高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校 高等部を除く。(グラフは「価台市特別支援教育推進プラン 2023」を基に作成)

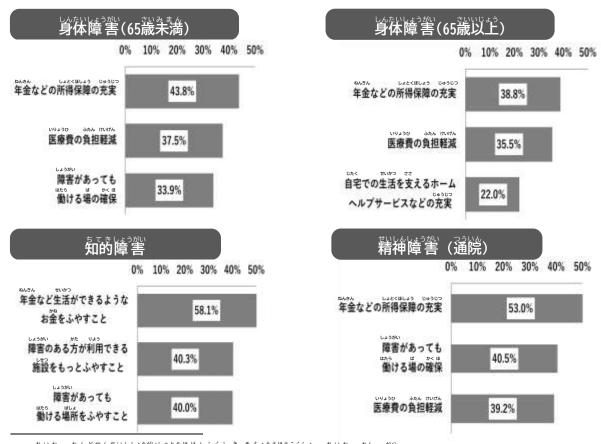
¹¹ 介護絡付*・訓練等絡付*について、答牟度3月における国保運への請求数を集計。介護絡付*は居宅介護、行動援護、信行援護、短期冗旂、革活介護等のサービスを指し、訓練等絡付*は自立訓練、総分終行支援。就分綵絲支擦、箕筒革活發断等のサービスを指す。

○ 指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害児通所支援事業所等数 ○ 指定障害児通所支援事業所等数・ ではい、なんど、おいか、おんど 平成30年度から令和4年度にかけて、総事業所数は268事業所増加していま

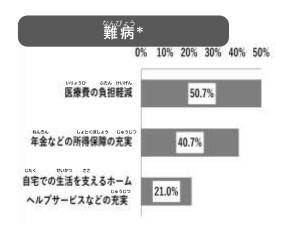


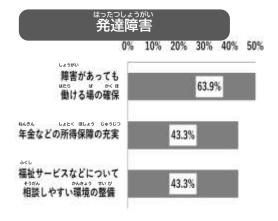
う後充実してほしい施策¹²

全体的に、「年金などの所得保障の充実」が高い順位にありますが、難病*では「医療費の負担軽減」(50.7%)、発達障害では「障害があっても働ける場の確保」(63.9%)が最も多くなっています。



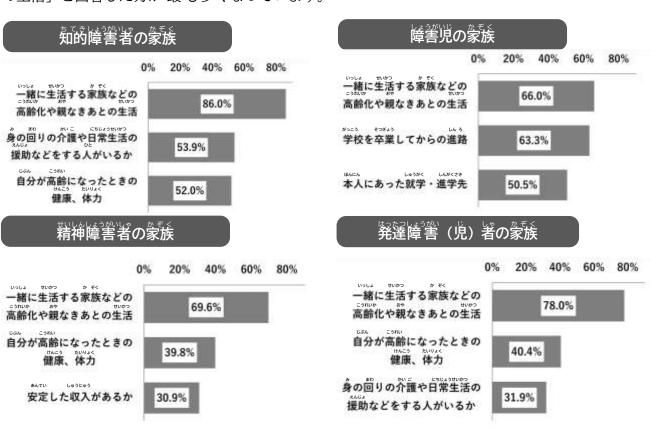
12 令和4年度信告市陸害者等保健福祉基礎調査報告書(令和5年3月)より





特来のことで不安に感じていること¹³

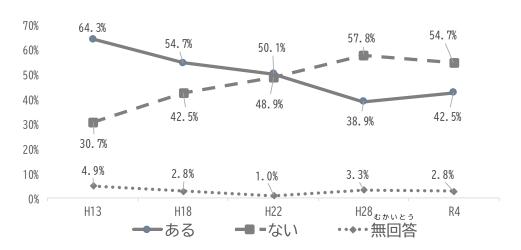
いずれの障害区分においても、「一緒に生活する家族などの高齢化や親なきあと* の生活」と回答した方が最も多くなっています。



¹³ 令和4年養価合計障害者等保健福祉基礎調査報告書(令和5年37月)より

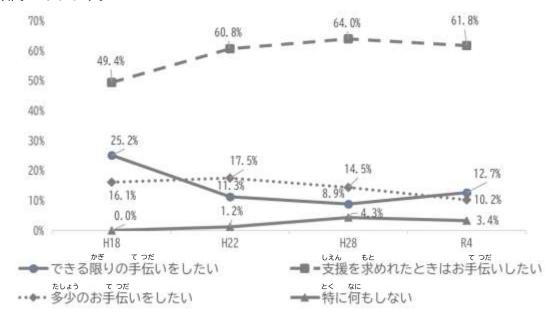
○ 障害のある方と接した経験があるか (相談相手になったり、支援をした 経験) ¹⁴

令和4年度調査では、障害のある方と接した経験がある人がわずかに増加し、 42.5%となっています。



○ 遊院にお住まいの障害のある芳への手伝い15

令和4年度調査では、「できる隙りのお手伝いをしたい」と回答した芳が増加しており、「多少のお手伝いをしたい」、「特に何もしない」と回答した芳は減少している傾向にあります。



¹⁴ グラフは「仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書」を基に作成

15 グラフは「仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書」を基に作成

14

4 前計画期間の振り返り

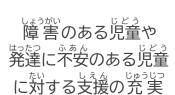
前計画では、5つの基本方針を定め施策を展開してきました。 主な取り組みと課題は以下の通りです。

* ほんほうしん 基本方針

きな取り組み

共生社会の実現に向 けた障害理解の促進 と権利擁護の推進

- ・障害者差別解消条例の改正
- ・障害理解サポーター事業
- ・パラリンピックを契機としたパラスポーツによる しょうがいりかいそくしんじぎょう 障害理解促進事業



- ・児童発達支援センターにおける支援の拡充
- ・幼稚園・保育所・学校等と発達相談支援センター (以下「アーチル」という。)の蓮携の強花
- ・重 症 心身障害児*・医療的ケア児*に対する支援

地域での安定した生活 を支援する体制の 充実

- ・基幹相談支援センター*の設置
- ・障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援
- ・精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援

- いっぱんしゅうろう ・一般就労*への移行促進、福祉的就労*の充実、 しょうがいしょしゅうろう 障害者就労への理解促進
- ・2020東京パラリンピックに向けた選手発掘・育成関連事業
- ・障害のある方のコミュニケーション支援

数じかして暮らせる生活環境の整備

- ・(仮称)青葉障害者福祉センター、生活介護事業所の整備
- ・指導監査の推進





本計画に向けた課題

- 本市や前4年後請査では、障害者差別解消案例の認知度は市食が約12%、障害のある芳は8~16%、その家族でも14~38%程度であり、平散28年後調査から変化がない状況となっている。
- 事業者の合理的配慮*の提供が義務となったが、本市令和4年度調査では、市民の約71%が「合理的配慮を知らない」と回答しており、周知啓発が必要。
- 改正条例では新たに「障害理解教育の推進」について明文化し、本市や和4年度調査でも障害理解を深めるための取り組みとして市民の約65%が「予どもの時から障害のある芳とふれあう機会を増やすこと」と回答しており、予どもに対する障害理解の普及啓発に更に取り組んでいく必要がある。
- 発達障害の社会的認知度の高まりとともに、子どもの発達に不安を抱えた保護者からの相談がアーチルに集中しているため、待機期間が長期化している。
- 日々の生活の場である地域の保育所・幼稚園や学校等が、予育ての不安に関する助言や子どもの特性に応じた必要な配慮を行えるよう支援力を向上させる必要がある。
- 重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害*などより手厚い支援を必要とする障害のある子どもへの支援体制の構築・強化、保護者の孤立防止や就労ニーズへの対応に加え、ライフステージ移行に合わせて切れ自なく家族全体の支援のコーディネートを可能とする関係機関の連携やネットワークの強化が必要。
- 基幹相談支援センター*のバックアップのもと、相談支援事業所を中心に、障害のある方を地域で支援するためのネットワーク体制強化を進める必要がある。
- 重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害*などより手厚い支援を必要とする方が、将来にわたり 変心して暮らしていけるよう、在宅サービスや住まいの確保、医療等の支援が必要。
- 様々な支援ニーズの把握に努め、障害特性等に配慮した各種支援体制の整備が求められている。また、各事業所の更なる支援の質の向上に向けて、事業所間のネットワーク形成や連携、人材育成のための支援が必要。
- 入院中の精神障害のある方の地域移行に向けた支援や地域移行関係者の人材育成、住まいの確保と と居住支援に向けた検討が必要。
- 障害のある方のニーズに応じた就労機会の確保のため、法定雇用率引き上げに伴い新たに障害者雇用の対象となる企業等に対して障害者雇用のメリットやステップ等を周知するとともに、就労支援ネットワークの強化等による事業所の支援の質向上を図るとともに、利用者の工賃向上のため、ふれあい製品*の販売機会の確保や販売力強化のための取り組みを通して、福祉的就労*の充実を図る必要がある。
- 障害のある方が希望や能力特性に応じたスポーツ・文化芸術の活動へ参加する際のバリアを取り 除くことや才能を発揮できる機会の確保、意思疎通・移動における環境整備の推進が必要。
- 将来的需要や障害特性に応じたニーズ等を考慮した施設の整備促進や、老朽化が進む障害者支援 施設等の改築・修繕等に対する整備促進が必要。
- 障害福祉分野のイメージ向上や、事業所間の職員交流の強化等による、障害福祉分野の人材確保・ 人材定着の更なる支援が必要。
- 各種指導等を通じた障害福祉サービス事業所の支援の質の向上や、障害のある芳や家族の暮らしの質の向上につながる障害福祉関連事務の業務改善等の実施が必要。

第3章 計画の方向性

1 理念

きょうせい 共生のまち・共生する社会

本市では、「共生のまち・共生する社会」を理念とし、本計画を推進します。

本市の計画においては、養年にわたり、国際障害者年*(昭和56年)のテーマである「完全参加と平等」、国の障害者基本計画の理念である「ノーマライゼーション*」と「リハビリテーション*」を基本理念に据えてきました。その後の社会環境の変化等の現状を踏まえて、それまでの基本理念の重要な考え方を引き継ぎながら、平成23年3月に策定した価台市障害者保健福祉計画(平成24~29年度)以降は「共生の都・共生する社会」を理念として定め、取り組みを進めてきました。

障害者基本法では、自指すべき社会像のひとつとして「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と値性を尊重し合いながら其望する社会の実現」が掲げられています。また、本市の自指す都市の姿とその実現に向けた施策の方向性を示す、価台市基本計画2021-2030では、自指すべき都市像のひとつとして「多様性が社会を動かす其生のまちへ」を掲げ、心と命を持る支えあいのもと、行動、性別、国籍、障害の有無などの多様性が奇量され、包摂される、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいくこととしています。

こうした国や本市が自指す社会を踏まえ、前計画で掲げた理念「共生の都・共生する社会」は、現在の本市においても自指すべき社会のあり方として不変のものであることから、本計画においては、前計画の理念を継承しつつ、価台市基本計画2021-2030に掲げる都市像を踏まえて「共生のまち・共生する社会」を理念とします。

2 基本目標

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、 ^{tn} 誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる

障害のある芳もない芳も、一人ひとりが違う荐花であり、誰もがその違いを認め合う、多様性が尊重され、包摂される社会の実現に向けた取り組みが進められています。一方、身体障害、知的障害、精神障害など、障害のある芳の状態はそれぞれ異なることから、その人の障害や困りごとが十分に理解されず、中には暮らしにくさや生きづらさを懲じる芳がいるだけでなく、ときに差別*が生じています。

平成28年4月、本市では障害者差別解消えの改正に作い、事業者の合理的配慮*の提供を義務化したほか、市独自の規定として障害理解教育の推進等を新たに設け、様々な取り組みを進めてきましたが、社会に障害理解が十分に浸透したと言える状況にはありません。障害のある方やご家族が感じている様々な社会的障壁をなくしていくため、「共生のまち・共生する社会」の実現の根底にあるのは障害理解の浸透であることを診算に置き、市民の具体的な行動に結びつくよう行政が率先して取り組みを進めていく必要があります。

障害の有無に関わらず、誰もが生きがいを感じ、私たちが住むまちを暮らしやすいまちにしていくために、行政のみならず、障害のある芳やそのご家族、支援者の芳々や地域にお住まいの芳々など、多くの市民が宜いに関わり、支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ことを曽指し、本市では障害理解を基盤として、施策を総合的かつ計画的に推進します。

3 基本方針

きほんほうしん きょうせいしゃかい じつげん む しょうがいりかい そくしん けんりょうご すいしん 基本方針 1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

障害のある芳が自立した生活を送るためには、必要なサービスが提供されるだけでなく、物理的な障壁のほか、意識や制度などに潜む障壁を取り除くことが必要です。 お食や事業者の障害理解促進を図るため、教育部門等とも連携して、子どもから大人まで、様々な手法を用いて幅広く取り組みを進めます。

また、障害者差別*の解消、障害者虐待の防止、成年後見制度*の利用支援など、 はかり組みを推進します。

ままんほうしん しょうがい しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう とう 基本方針 2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

障害のある児童に対する支援では、障害や発達の特性を草薫に発覚し、家族の理解を促しながら切れ自のない支援を行うことが重要です。そのためには、盲常の過ごしの場で必要な支援が受けられるよう、予育て・教育・保健・医療・福祉分野の関係機関が連携して取り組みを進めます。

また、重症心身障害児*や医療的ケア児*などより手厚い支援を必要とする児童への支援の充実に向けて、関係機関による情報共有や課題整理を行うことで連携強化を図るとともに、放課後等デイサービスや短期入所事業所等の充実など、必要な施策を展開します。

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

障害のある方が、自分の意思で物事を選択して、それぞれの地域で安全に安心して 春らせるよう、一人ひとりの障害等の特性に応じて、相談支援、生活支援、常はいうしえ後 など必要な支援を展開します。

また、重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方、強度行動障害*の方などが利用でのなる地域の支援体制の整備や親なきあと*を見据えた生活の場の確保、サービスの質の向上に向けた連携強化、人材育成等の支援に取り組みます。

まぼんほうしん じぶん しょうき しょうしょうどう じゅうじう 基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

障害のある芳の希望に応じた働きがいのある職場が生まれるよう、登業への啓発、 ふれあい製品*の販売促進、地域の関係機関が連携した支援体制の構築等を図ります。

また、スポーツ、レクリエーション、文化芸術等の領域で、障害のある方が才能を 幸産する機会、障害のある方の希望に応じて参加できる機会、障害の有無に関わらず 交流できる場を創出します。

誰もが暮らしやすい社会を実現するために、利用しやすい市有施設等の整備や障害 特性に応じたアクセシビリティ*の向上を推進するとともに、災害に備えた支援体制の 整備を進めます。

重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害*などより手厚い支援を必要とする方にも対応できる生活環境の実現に向けて、(仮称) 青葉障害者福祉センター、生活介護事業所など地域に必要な施設の整備や公立施設の老朽化対策に取り組みます。

また、障害福祉サービスの利用増加や多様なニーズへ対応するため、人材の確保と定着の支援、事業所への指導監査の推進、障害福祉関連事務の業務改善を通じた市民サービス向上に向けた取り組みを進めます。

4 施策体系

まほんほうしん きょうせいしゃかい じつげん む しょうがいりがい そくしん けんりょうご すいしん 基本方針 1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

- ① 理解促進・差別*解消
- ② 虐待防止・成年後見制度*等

ままんほうしん しょうがい じどう はったこ ふぁん しょう たい しょえん じゅうじつ 基本方針 2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

- ① 早期発見・早期支援
- ② 保育・療育
- ③ 教育・発達支援
- ④ 放課後支援
- 5 家族支援

きほんほうしん ちいき あんてい せいかつ しぇん たいせい じゅうじつ 基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

- ① 相談支援
- ② 生活支援
- ③ きょじゅうしぇん 居住支援
- ④ 地域移行・地域定着支援
- ⑤ 保健・医療・福祉連携
- ⑥ 給付・手当等

きほんほうしん じゃぶん しゅうろう じゅうじっ 基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

- ① 一般就労*・福祉的就労*
- ② 日中活動
- ③ スポーツ・レクリエーション・文化芸術
- (4) とうじしゃかつどう 当事者活動
- ⑤ 移動・外出支援
- ⑥ 意思疎通支援

まほんほうしん あんしん く せいかつかんきょう せいび 基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

- ① バリアフリー*・ユニバーサルデザイン*
- ② サービス提供体制の基盤整備
- ③ 防災・減災等
- ④ 事業所支援・人材支援

きほんほうしん しきょうせいしゃかい じつげん む しょうがいりかい そくしん けんりょうご 外心な 基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

せさくこうもく 施策項目

① 理解促進・差別*解消

多様な機会や媒体等を活用して、市民の障害理解を促進します。また、 障害を理由とする差別*に関する相談に適切に対応するとともに、合理的 配慮*の提供を進める庁内体制の整備及び事業者への周知等を実施します。

② 虐待防止・成年後見制度*等

を持つ予防及び早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援、 養護者の負担軽減につながる支援に取り組むとともに、障害者虐待防止の 等及啓発を進めます。また、成年後見制度*における権利擁護にかかる地域 連携ネットワークや中核機関機能の強化等の取り組み、日常生活自立支援 事業との連携を通じて、権利擁護支援の充実を図ります。

世点取組

- ・ 地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化
 - ▶ 障害理解サポーター事業について、企業・地域団体に加え、「障害理解教育」の観点から小学生まで対象を拡大し、障害のある当事者 講師による講義・交流等を通じて、障害理解・差別解消の普及啓発を行います。また、障害理解に関する特設サイトやWeb広告・ 対象を対象をがあるといる。 また、障害理解に関する特設サイトやWeb広告・ スラスス スタール はばひる なんれいそう かた SNS広告などを活用することで、若年層を中心に幅広い年齢層の方に向けた周知を行います。
- ・ パラスポーツによる障害理解の促進
 - ▶ パラスポーツを通して、障害のある方への理解者を増やしていくとと もに、障害のある方とない方がパラスポーツに親しむきっかけづくり を通して、パラスポーツの振興を図ります。
- ぶんかげいじゅつかつどう つう しょうがいりかい かん ふきゅうけいはつ そくしん 文化芸術活動を通じた障害理解に関する普及啓発の促進

ります。 かっとう しょうがい 日指す活動を支援し、障害のある方が文化芸術活動を行いやすい かんきょう づくりを進めます。

世いかしひょう 成果指標16

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	もくひょうち 目標値			しひょうせっていりゅう 指標設定理由	
	R 6	R 7	R 8	R11	植 宗 設定埋出
じょうがい かた かた	_	_	_	きじゅんち	市民への障害理解の
の理解が深まっ				ひぞう比増	しんとうど はか 浸透度を測るための指標
てきたと回答し	【基準値				として設定
た割合	*************************************	んど しょうが 度 障 害	おしゃとうほける	んぷくし 建福祉	
	まで を ちょうさ 基礎調査	だ。か 結果52.]	% ¹⁷		
障害理解サポー	43回	46回	50回	50回	市民、事業者の障害理解
ター事業におけ	【基準値	1			で
る障害理解サポ	**	を 32回	Ì	状況を測るための指標	
ーター養成研修					として設定
実施回数					
パラスポーツに	50回	55回	60回	70回	スポーツを通じた障害
かかるイベント	【基準値				理解促進を測るための
寺の開催凹数	** *** **** **** **** **** **** ****	んど 度 49回	Ì		指標として設定
Art to You!	3,900	4,000	4,100	4,300	文化芸術活動を通した
障がい者芸術	人	人	たん	人	はまうがいりかいそくしん ふきゅうけいはつ 障害理解促進の普及啓発
世界展 IN	【基準値		1 - L.		の進捗状況を測るため
ŠENDAI*O	^{れいわ} 5年	度 3,81	1人		の指標として設定
入場者数					

¹⁶ 蔵菓指標は、令和4年度艾は令和5年度の事業実績や調査結果を基準値として旨標値を差め、芜頡は基本芳針に係るアウトカム指標、その他は重点散組に係るアウトプット指標とする。

¹⁷ 令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書(令和5年3月)にて、市笢が「深まってきた」、「少し深まってきた」と回答した割谷

* はんほうしん しょうがい しょう はったっ ふぁん じどう たい しぇん じゅうじっ 基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

せさくこうもく 施策項目

① 早期発見・早期支援

障害の早期発見を含めて乳幼児の健康の保持増進等を図るため、新生児等への訪問指導や乳幼児健康診査、5歳児のびのび発達相談等*を実施します。また、アーチルで発達障害の診療を行っている常勤医による研修等により、地域のかかりつけ医とのネットワークを構築するほか、身近な地域で支援が受けられる体制づくりを進めながら、アーチル等の専門機関による支援が必要な方々が、よりスムーズに相談できる環境を整えます。

② 保育·療育

幼稚園や保育所等の職員への相談対応、助言や、児童発達支援事業所と 連携した療育支援を実施するとともに、対象児童の受け入れ環境を充実し、 集団保育が可能な児童の特別支援保育を推進します。また、児童発達支援センターによる発達支援・家族支援・地域支援機能の充実を図ります。

③ 教育・発達支援

アーチル・幼稚園・保育所・学校等をはじめとした関係機関間の情報の *共有と確実な引継ぎを行う仕組みを充実させることで、切れ自のない支援 を行うとともに、子育て・教育分野におけるインクルージョンの推進*等、 障害のある児童への支援の充実を図ります。

4 放課後支援

放課後等デイサービスなどの療育支援を継続することで、就学以降の健 やかな成長と生活能力の向上を図るとともに、児童館等において、要支援児 に対する細やか配慮を行えるよう、発達障害等に関する知識を有する大学 教授等の専門家が児童館職員へ助言等を行う巡回指導や職員向け研修 の更なる充実を図ります。

⑤ 家族支援

アーチルや児童発達支援センター等の相談支援等により発達障害児を抱える家族を支援するとともに、重症心身障害児*や医療的ケア児*等に対する支援ネットワークの強化など、家族の日常生活や社会生活を支えるため

の環境を整備します。

世点取組

- ・ 発達特性や環境に応じた就学前療育支援システム*や発達障害児の支援 体制づくり
 - ▶ 児童発達支援センターの地域指談員をはじめとする地域支援機能の 拡充や地域でのより頻回な支援ニーズに対応できるよう、自閉症児者 相談センターの取り組みを推進するなど、各機関とアーチルが役割 労牲を管行いながら、地域の支援機関と共に支援体制づくりを進めます。
- ・ インクルージョンの推進*に向けた子育て・教育・保健・医療・福祉に徐る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み
 - ➤ インクルージョンの推進*に向けて、子育て・教育・保健・医療・ 福祉の連携を強化します。幼稚園・保育所・学校等における、個々の 児童に応じた支援力のより一層の向上を自指し、発達支援にかかる 情報提供や、アウトリーチ*を中心とした支援を行います。
- - 重 症 心身障害児*や医療的ケア児*が身近な場所で放課後支援を受けられるように、主に重症心身障害児*を支援する放課後等デイサービス事業所の整備を促進するとともに、放課後等デイサービス事業所における医療的ケア児*の受け入れを促進します。

せいかしひょう 成果指標

がきる	もくひょうち 目標値				しなょうせっていりゅう 指標設定理由
374.1131	R 6	R 7	R 8	R11	
t	_	-	_	きじゅんち 基準値 以ぞう 比増	障害のある児童や発達に ぶずみ 不安のある児童に対する
の福祉サービス」への満足度	【基準化 *** *** *** *** ** ** ** ** ** ** ** *	を た た を で で で で で で で で で で で で で で で で	がいっとうほ 書者等保 1 ¹⁸¹⁹	### 健福祉	支援の充実度を測るため の指標として設定
じどうはったっしえん 児童発達支援センターによる そうだんしえんかいすう 相談支援回数	2,500 (基準化 1,000 1,	直】	3,000 回	3,750 かい 回	児童発達支援センターは 鬼童発達支援センターは 地域の中核施設となることが期待されており、
じどうはったつしえん 児童発達支援センターによる しせっほう問支援 施設訪問支援	1,600	1,800 向 查】	72回 2,000 点 加い	2,600 かい	地域支援機能拡充の 地域支援機能拡充の 進捗 状況を測るための 指標として設定
かいすう 回数 ほいくしょとうほうもん 保育所等訪問 しぇんじぎょうしょ	れいわる 令和 4 年 432回	480回	35回 528回	672回	ちいき しぇんきかん しぇん 地域の支援機関の支援 たいせいきょうか しんちょくじょうきょう
支援事業所による支援回数	【基準化 ************************************	道】 定度 170	かい		体制強化の進捗状況を 対るための指標として 設定
アーチルによるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるである	17校 基準化 2000年 2000	22校 查】 产度 5 村	27祾	42校	訪問を通した普及整発及 び学校との連携強化、 で学校との連携強化、 校内支援力向上の進捗 状況を測るための指標 として設定

^{18 「}冷和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書(冷和5年3月)」を基に作散

^{19 「}とても満足している」「満足している」「やや木満である」「とても木満である」の4段階評価の 平均点を評価度としている

		もくひ 目標	_{ょうち} 票 値	しでもうせっていりゅう 指標設定理由	
1日1宗	R 6	R 7	R 8	R11	拍惊改处连出
主に重症心身	19箇所	25箇所	31箇所	32箇所	重症心身障害児*を支援
障害児*を支援	35 10 as 1	-			する体制の整備促進の
する児童発達	(基準値) れいわ ねんど かしょ				しんちょくじょうきょう はか 進捗状況を測るための
支援事業所及び	令和4年	序度 14億	質所	指標として設定	
放課後等デイサ					
ービス事業所数					

まぼんぼうしん ちいき の安定した生活を支援する体制の充実

施策項目

① 相談支援

せいかつしえん生活支援

障害特性に合わせた支援を行うことで、障害のある方が地域で安定して 生活できる環境を整えていくとともに、区域の障害者自立支援協議会の 運営等を通して、関係機関の連携強化を図り、効果的な支援の取り組みを 推進します。

きょじゅうしぇん ③ 居住支援

障害のある芳が住み慣れた地域で暮らしていくため、障害特性に応じてグループホームをはじめとした住まいの整備を促進するとともに、居住に伴う物理的なバリアを軽減するための環境整備等に取り組みます。

4 地域移行・地域定着支援

精神科病院との連携体制の構築やピアサポーター*の活用に加え、安心し

て地域で暮らすための地域生活を支えるためのアウトリーチ*支援や、着性 支援、地域移行関係者の人材育成に関する取り組みを行い、円滑な地域移行・定着を促進します。

⑤ 保健・医療・福祉連携

重症心身障害や医療的ケアに対する支援上の課題整理や支援のあり方について検討を進めるため、宮城県や当事者団体等と意見交換等を行います。また、障害の原因となる疾病の予防等のための健康づくりや健診の受診、ひきこもり*者の支援や自殺予防の推進、障害のある方の家族やヤングケアラー*の支援等に取り組みます。

6 給付・手当等

障害福祉サービスの利用者が 65歳に到達した場合、介護保険サービスの りょうしゃななん 利用者負担を障害福祉制度により一定条件のもと軽減するなど、障害のあ る方の生活を支援するために、各種給付・手当等の施策を着実に実施します。

世点取組

- ・ 緊急時でも地域での生活を支えるための地域生活支援拠点*等の取組推進
 - ➤ 在宅で生活する障害のある方及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、緊急時の相談支援や受け入れ、その調整などのコーディネートを行う地域生活支援拠点等の取り組みを推進します。
- ・ 地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センター*の取組推進
 - ▶ 障害のある方に対する総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援 体制を覚に強化・展開していくことを旨的に、基幹相談支援センター *の委託化を進めます。
- ・ 重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害*等に対応した短期入所事業がはない。 事業所における受け入れ促進やグループホームの整備促進
 - ► 医療的ケアを必要とする重症心身障害児*者などが利用可能な短期 入所事業所における受け入れを促進していくほか、重症心身障害 等のあるより手厚い支援を必要とする方に対応する共同生活住居の 新設に対し整備費の補助を行い、親なきあと*も見据えた生活の場の 確保を図ります。

- - ▶ 障害のある方が地域で愛心して自立生活ができるように、視覚障害、 高次脳機能障害、難病*など、軟門的支援を必要とする障害のある 方に対して、ICT*機器利用支援や心身の状況に応じた適切な自立 訓練などのリハビリテーションを行います。

成果指標

しひょう 指標	^{もくひょうち} 目標 値			しひょうせっていりゅう 指標設定理由	
指標	R 6	R 7	R 8	R11	指標設定埋出
たまうがい 障害のある方・ かぞく 家族の「障害の	_	_	_	きじゅんち 基準値 ひぞう 比増	************************************
家族の「障害の」 ある方の福祉サ	*************************************				文援する体制の允実度を 脚るための指標として設定
ービス」への *^~ < ^ ど 満足度	れいわ 令和4年 き を を 基礎調査	が 度 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	いしゃとうほけ 者等保付 8 ²⁰²¹	建福祉	
ちいきせいかっしえん 地域生活支援	17回	17回	17回	17回	たいきせいかっしぇんきょでん 地域生活支援拠点*におけ
拠点*における	【基準値				るネットワーク強化等の
基幹相談支援セ	^{れいか} 4年	ee 17回			進捗状況を測るための
ンター*等とのケ けんとうかいすう					指標として設定
ース検討回数				T ,	
まかんそうだんし えん 基幹相談支援セ	80回	80回	80回	80回	基幹相談支援センター*に
ンター*における	【基準値	Ì			よる地域における相談支援
地域の相談機関	かかれる 4	度 79回			体制強化の進捗状況を
との連携強化の ^{とりくみけんすう} 取組件数 ²²					燗るための指標として設定

20 「令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書(令和5年3月)」を基に作散

²² 区自立支援協議会参加回数、ひきこもり支援運絡協議会・地域相談会参加回数、地域生活支援拠点 運營会議参加问数を計覧

指標	*<ひょうち 目標値			しひょうせっていりゅう 指標設定理由	
指標	R 6	R 7	R 8	R11	
共同生活援助	1,609	1,756	1,915	2,487	す 住まいの場の確保状況を
(グループホー	人	人	人	人	測るための指標として設定
ム)の利用者数/	【基準値				
っき 月	れいか 令和 4 年	度 1,3	52人		
短期入所事業所	34人	37人	40人	52人	短期入所事業所における
(医療型)利用	【基準値			•	受け入れ促進に向けた取り
しゃすう つき 者数/月	かれ 4 年	を 28 /	. h (組みの進捗を測るための
					指標として設定
しかくしょうがいしゃしぇん 視覚障害者支援	318人	332人	345人	345人	しかくしょうがい 視覚障害のある方への
センターにおけ	【基準値				I C T *機器等利用支援の
るICT*機器	令和4年		にん 人		しんちょくじょうきょう はか 進捗状況を測るための
等利用に関する					ぱってい 指標として設定
そうだんしゃすう 相談者数					

までは、ましん しょぶん はっき しゃかいさんか しゅうろう じゅうじっ 基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

世さくこうもく

① 一般就労*・福祉的就労*

企業に対する障害者雇用についての啓発や職場環境調整への支援、連絡会議を基盤とした取り組みや就労支援ネットワークの強化、事業所の工賃向上への支援等を通して、障害のある方が働きがいのある就労を安定して続けるための支援体制の充実を図ります。

(2) 日中活動

障害のある方の生きがいをつくるために、自立訓練や生活介護、創作活動や生産活動等の機会をつくるとともに、社会生活に役立つ知識や能力を習得するための各種研修等の機会を設けます。

③ スポーツ・レクリエーション・文化芸術

パラスポーツ教室の開催やパラアスリートの発掘など、パラスポーツへの参加機会の拡大により理解を促進するとともに、社会参加促進等を図るためのレクリエーションや、国際交流や音楽、展覧会などの多様な文化芸術

かっどう さんかきかい かくじゅう 活動への参加機会を拡充します。

(4) 当事者活動

賞から支えあうセルフヘルプグループ*や筒じ障害のある芳の相談に応じるピアカウンセリング*を支援することで障害のある芳の自主的な活動を促進するとともに、障害のある芳のボランティア活動を支援するなど社会参加を促進します。

り 移動・外出支援

市内の移動に要する費用の一部を助成することや、身体障害、知的障害等により外出が困難な方に対し外出支援を行うことで、障害のある方の社会参加を促進します。

6 意思疎通支援

手話通訳相談員を市役所・各区役所に配置し、手話や要約筆記*等の各種 奉仕員等の養成講座や派遣を行うことなどを通して、障害特性に応じた 意思疎通支援の充実を図ります。

じゅうてんとりくみ

- ・ 企業等に対する更なる障害者雇用への理解促進及び環境調整の支援
 - ▶ 障害者雇用率*の引き上げや短時間雇用の拡大等により、今後も更にサポートが必要となる企業への啓発・相談支援や、障害者雇用促進セミナーやふれあい製品*販売会等において、企業や事業所での多様な就労の場の周知を行っていくこと等を通して、障害のある方の就労への理解醸成を図ります。
- ・ 就労移行支援事業所等の支援スキル向上及び障害者就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの強化
 - ▶ 就労移行支援事業所等連絡会議の開催を通して、各事業所の課題を 共有、分析しながら、関係機関や企業等と連携した支援ネットワーク の構築や、研修会の開催等を通した支援スキルの向上により、障害 のある方へのサービスの充実を図ります。
- ・ ふれあい製品*の販売機会の確保や、工賃向上による働きがいのある
 ふくしてきしゅうろう
 福祉的就労*の充実

- ➤ ふれあい製品*フェアや市内の商業施設での販売会等を通して、 事業所のふれあい製品*の販売機会を確保するとともに、ふれあい 製品*の販売力強化のための取り組みを行うなど、利用者の工賃向上 を図ります。
- ・ 文化芸術やスポーツに参画しやすい環境の整備等を通じた社会参加の 促進
 - ▶ 市内で活動を展開する多様な主体と連携しながら、障害の有無に関わらず、あらゆる人が文化芸術を享受し、新たな創造に寄与できる環境づくりや障害のある方がスポーツに参画しやすい環境づくりの推進を通じて、社会参加を促進します。

世いかしひょう 成果指標

がいます。		ŧ E	くひょうち 目標値	しひょうせっていりゅう 指標設定理由	
	R 6	R 7	R 8	R11	
に に に に に に に に に に に に に に	年齢、性に関わらいた。	xin こくせ 別、国業 ない、一	籍、障害 とり →人ひとり かいさんか 会参加な	の有無など)の状況に ぎが どの機会づ	障害のある方の社会 参加や就労の状況を 劇るための指標として 設定
はまうがいとこよう 障害者雇用 そくしん 促進セミナーの がいさいかいすう 開催回数	4回 基準信	4回 ち は な な と	4 回	4 回	企業への障害者雇用に 対する啓発や、企業や 対域係機関への雇用・支援 事例の局はかり、支援 事例の局はかり、支援 事がは係機関かり、支援 事がない。 事がない。 事がない。 事がない。 事がない。 まが、ない。 事がない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。

_

²³ 令和5年度「仙台市市民意識調査」報告書(令和5年9月)より

がまう	もくひょうち 目標値				しなょうせっていりゅう 指標設定理由
拍 標	R 6	R 7	R 8	R11	
就労移行支援	4回	4 回	4回	4回	就労移行支援事業所等
事業所等連絡	【基準信	<u>*</u> 首】			車絡会議を基盤とした、
かいぎかいさいかいすう会議の開催回数	令和4 ⁵		かい		就労移行支援・就労
	14 111 7	-	—		でいちゃくしぇんじぎょうしょ きのう 定着支援事業所の機能
					向上や、関係機関とのネ
					ットワーク強化の進捗
					状況を測るための指標
		ı	I	_	として設定
ふれあい製品*	20回	20回	20回	20回	ふれあい製品*の販売
フェアや市内の	【基準値	直】			機会の確保の進捗状況
しょうぎょうしせっとう 商業施設等で	^{れいわ} 4 5	またと 14	かい かい		を測るための指標として
の販売会開催					設定
^{かいすう} 回数					
障害のある方	4回	4回	4回	4回	障害の有無等に関わら
の鑑賞、	【基準化				ず、あらゆる人が文化
まうぞう はっぴょう 創造、発表の	^{れいわ は} 令和4	手度 3	D D		芸術を享受し、新たな
機会の拡大に資					そうぞう きょ かんきょう 創造に寄与できる環境
する取組回数					づくりの進捗状況を
					測るための指標として
					設定
パラスポーツ	6回	6回	6回	6回	障害のある方がパラス
教室開催回数	【基準信				ポーツに参画しやすい
	^{れいわ} 4 5	また 6	かい 回		環境づくりを通じた
					社会参加促進の取り組み
					の進捗状況を測るた
					めの指標として設定

まぼんほうしん あんしん く せいがつかんきょう せいだ 基本方針 5 安心して暮らせる生活環境の整備

せきくこうもく施策項目

① バリアフリー*・ユニバーサルデザイン*

「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく建物等のバリアフリー*化の推進や、「仙台市バリアフリー基本構想」に基づくバスや地下鉄、道路や都市公園等のバリアフリー*化を進めることで、障害の有無に関わらず、流れが生活しやすいまちづくりを推進します。

② サービス提供体制の基盤整備

障害者総合支援法、児童福祉法に基づくサービスを安定的に提供できるように運用するとともに、地域で必要とされている施設等の整備、事業所への指導監査の推進、障害福祉関連事務の業務改善等を進めます。また、障害のある方が、高齢になっても同一の事業所を継続して利用できる共生型サービス*についても、円滑に実施できるように取り組みます。

(**第**うさい げんさいとう **防災・減災等**

個別避難計画の作成や災害時要援護者情報登録制度*の推進、福祉避難所*の整備、事業所の業務継続計画(BCP)*策定の普及・啓発等を通じて、災害時に障害のある方を支援する体制を整備するとともに、ボランティアの養成等により地域での支えあいを促します。

④ 事業所支援・人材支援

各専門相談機関による研修や障害者ケアマネジメント*従事者養成研修を通じて、事業所における障害福祉を担う人材育成を側面から支援します。また、障害福祉に携わる人材の確保と定着に係る施策を展開します。

じゅうてんとりくみ 重点取組

- ・ (仮称)青葉障害者福祉センターの整備
 - ▶ 障害のある芳の地域における暮らしやすさ向上のため、地域生活を支援する拠点機能をはじめ時代のニーズに合わせた機能を有した(彼称) 青葉障害者福祉センターの整備に向けた取り組みを進めます。

- ・ 重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害*等のより手厚い支援が ひつよう しょうがい かた につちゅうかごとう いまっかい こりぎょうしょ がい ひつよう しょうがい かた につちゅうかごとう 必要な障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備
 - ▶ 生活介護事業所の整備促進を図ることで、学校を卒業したより手厚い 支援が必要な障害のある方などに対して、創作的活動や生産活動などの機会を提供し、日中活動の場を確保します。
- ・ 人工呼吸器装着児者をはじめとする特別な備えが必要な障害のある方の
 ・ 災害時個別計画作成の推進
 - > 災害時に一人ひとりへの支援が効果的に実施できるように、人工 ・ で吸器装着児者等を対象に、災害時個別計画の作成を推進し、日頃か らの支援体制を構築します。
- ・ 障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援
 - ▶ 障害福祉分野で働く人材の確保と定着のため、障害福祉分野で働くことの魅力を広く発信するとともに、事業者を対象としたセミナーや、事業所職員の交流会などを実施します。
- ・ 障害福祉事業関連事務の効率化
 - ▶ 障害福祉関連事務において、定型業務を外部委託で処理する障害 福祉事務センターの設置等により、各区等の事務の本庁集約とデジタル技術活用による効率化を進め、負担を軽減することで、適正な事務執行と市民サービスの向上を図ります。

世いかしひょう成果指標

しひょう 指標		もくひ 目標	しひょうせっていり ゆ う +ビ+西=ル-宀 エ田		
担保	R 6			指標設定理由	
障害のある方にと	_	_	_	きじゅんち	障害のある方が
って暮らしやすい				ひぞう 比増	暮らしやすいまちづ
まちづくりに向け	【基準値				くりの推進の状況を
た取り組みへの	一人ひと	:りが尊』	う 直され、	安心して	測るための指標とし
から か		とができ	て設定		
	(施策評	^{ょうかど} 価度2.66	3) ²⁴		

²⁴ 令和5年度「仙台市市民意識調査」報告書(令和5年9月)より

35

がきず		もくひ 目れ	** ^{うち} 悪 値		しひょうせっていりゅう 指標設定理由
指 標	R 6	R 7	R 8	R11	指標設定埋出
(仮称) 青葉	実施 *** ** ** ** ** ** ** ** **	けんせつ 建設 こうじ 工事	けんせつ 建設 こうじ 工事	道営	施設整備の進捗 状況を測るための
しょうがいしゃふくし 障害者福祉センタ せいび しんちょく	設計		工事		
一の整備の進捗状況	【基準位金額 4 名	直】	んせっけい な設計の	ゃくしゅ 生 工	指標として設定
せいかつかいごじぎょうしょ 生活介護事業所の	カル4 1,401	F及 <u>叁4</u> 1,464	1,527	ョナ 1,716	にっちゅうかっとう ば 日中活動の場である
生活介護事業所の でいんすう 定員数	1,401 にん 人	1,404 にん 人	1, 321 にん 人	1,710 にん 人	日中活動の場である **\^^^
足真奴	【基準値		ı	1	工作力・暖事条が一定備 しんちょくじょうきょう はか の進捗状況を測る
	^{れいわ} 5年	たどとうしょ	1,338 K		ための指標として
		_		_	設定
災害時個別計画の	20件	20件	20件	20件	災害時に一人ひとり
しん きょくせいけんすう 新規作成件数	【基準値	^ち 直】			への支援を効果的に
	^{れいわる}	ド度 16件	É		実施する体制整備の
					進捗状況を測るた
		_			めの指標として設定
事業所を対象とし	2回	2回	2回	2回	事業所の採用活動や
た人材確保・定着	【基準値				しんざいていちゃくしぇん しんちょく 人材定着支援の進捗
を支援するセミナ	^{れいわ} 4 年	たど ド 度 1回			状況を測るための
ーや交流会の実施 かいすう 回数					指標として設定
	せっち	うんえい	うんえい	うんえい	かくくとう じむ ほんちょう
はようがいふくし じ む		jhain 運営	通営	道営	各区等の事務の本庁
ターの運営	【基準値		* * * 11 - 15	dr.	集約とデジタル技術 またりった こうりった
	れいわ ね 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4		数率化り	************************************	
	業務分析	たの着手			した適正な事務 しっこう 執行と市民サービス
					執行と市民サービス こうじょう しんちょくじょうきょう しんちょくじょう まんちょくじょうきょう しんちょくじょうきょう の向上の進捗状況
					を測るための指標と
					して設定
					U CHX/C

第4章 障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)

1 成果目標

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労移行といった課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保することが必要です。

このことから、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施をかくほするための基本的な指針(以下「国の基本指針」という。)で示された目標 単項を基本としつつ、本市の障害福祉計画(第6期)及び障害児福祉計画(第2期)の実績や本市の施策の動向を踏まえ、成果目標を設定します。

せいかもくひょういちらん 成果目標一覧

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1)施設入所者の地域生活への移行者数
- (2) 施設入所者数

2 地域生活支援の充実

- (1)地域生活支援拠点*等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と運用状況の検証及び検討【新設】
- (2) 強度行動障害*を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新設】

3 福祉施設の利用者における一般就労*への移行等

- (1) 福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の合計)
- (2) 福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数(就労移行支援)
- (3) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般 就労*へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新設】
- (4)福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数(就労継続支援A型)
- (5)福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数(就労継続支援B型)
- (6) 就労定着支援事業の利用者数
- (7) 就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化 や支援体制構築のための協議会(就労支援部会)等の設置【新設】

4 障害児支援の提供体制の整備等

- (1)障害児の地域支援体制の構築【新設】
- (2) 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進【新設】
- (3) 重症心身障害児*に対する支援
- (4) 医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- (5) 障害児人所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新設】
- うだんしえんだいせい じゅうじつ きょうかとう 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉サービス等の質の向上
 - (1)障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
 - (2)障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新設】
 - (3) 運営指導等・集団指導

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1)施設入所者の地域生活への移行者数

令和8年度未までに、令和4年度末時点の全施設入所者数の524人のうち、6%(32人)以上の地域生活への移行を首指す。

こうもく 項目	前期実績			こんきもくひょう 今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
b t o lip	6人	2人	6人	10人	11人	11人

- ▶ 国の基本指針では、 令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が 地域生活へ移行することとしています。
- ▶ 本市においても障害のある方の地域生活への移行を目指し、本市の もくひょう 日標として令和4年度実績の施設入所者数の6%(32人)を目標 人数として設定します。

(2)施設入所者数

令和8年度末時点の施設入所者数について、令和4年度実績(524人)と 同水準を首指す。

こうもく 項目	前期実績			こんきもくひょう 今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
しせっにゅうしょしゃすう 施設入所者数	531人	524人	524人	524人	524人	524人

- ▶ 一方、障害の程度や家族の状況等から施設入所が必要な方もいる ことから、本市の目標として令和4年度実績と同水準の目標人数を 設定します。

2 地域生活支援の充実

(1)地域生活支援拠点*等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と運用状況の検証及び検討【新設】

支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の 積極を進めるとともに、運用状況の検証・検討を作1 回以上行う。

こうもく 項目	ぜんきじっせき 前期実績			これきもくひょう 今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
きかんそうだんしえん 基幹相談支援						
センター*等と	6 □	17⊡	17⊡	17□	17☐	17回
のケース検討	6 凹	1 / [의	1719	1 / [의	1 / [의	1 / [년]
かいすう 回数						
じっせんほうこくかい 実践報告会の	1 🗇	1 回	1 🗓	カい 1 回	1 🗖	かい 1 回
開催回数(※)	<u> </u>	- 미	ᅵᄞ	凹	- 미	1 [1]
運用状況の						
けんしょう けんとう 検証・検討	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
かいすう 回数						

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度までの間、地域生活支援拠点*を整備するとともに、コーディネーター等の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とされています。
- ▶ 本市では、地域生活支援拠点*、コーディネーター等については 設置・配置済みであることから、ネットワークの強化等を削指しま す。

(2) 強度行動障害*を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新設】

強度行動障害を有する障害者に関して、特性に適した環境調整や ではいる支援が行われるよう、その状況や支援ニーズを把握し、強度 行動障害に対応できる機関として設置済みの「仙台市第二首閉症 児者相談センター(なないろ)」とアーチルの協働により、強度行動 障害に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を首指す。

こうもく 項目		前期実績			こんきもくひょう 今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8	
しんざいいくせいけんしゅう 人材育成研修	3 🗓	18回	6 回	6 □	6回	6回	
かいさいかいすう 開催回数(※1)	(29名)	(159名)	(90名)	(90名)	(90名)	(90名)	
施設コンサルテ ーション実施 回数(※2)	33回	31回	33回	33回	33回	33回	
しえんたいせいぜいび 支援体制整備へ のスーパーヴァ イズ*実施回数 (※3)	1 回	1回	かい 1 回	かい 1 回	1 回	1 回	

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、強度行動障害*を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では、強度行動障害*に対応できる機関を設置し地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めるとともに、強度行動障害*に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指します。
 - ※1 第二首閉症児者相談センター(なないろ)による事業所訪問(アウトリーチ*)支援、行動障害研修の実施等。令和4年度は単年度の取り組みとして、新設の生活介護事業所等に集ずず的に訪問支援を行うたため、一時的に実績が増加。令和5年度は経常の年6回の実施を予定している。
 - ※2 地域の日常活動の場(保育所、学校、通所施設等)への講師(事門職スーパーヴァイズ*)の派遣等。
 - ※3 アーチル所内事業や研修等への講師(専門職、スーパーヴァイズ*)の 続き。

3 福祉施設の利用者における一般就労物への移行等

(1)福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の合計)

令和8年度末時点において、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、 にからろういこうしえな、しゅうろうけいぞくしえながから、 就労移行支援、就労継続支援A型・B型)を通じた一般就労*への移行 者数を令和3年度実績である327人の1.28倍以上(426人)とすること を
自指す。

こうもく 項目	ぜんきじっせき 前期実績			こんきもくひょう 今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
nっぱんしゅうろう 一般就労*へ いこうしゃすう の移行者数	327人	344人	361人	382人	403人	426人

- ▶国の基本指針の通り。
 - ※本目標のうち、就労移行支援と就労継続支援A型・B型の内数は3 (2)、(4)、(5)となります。
- (2) 福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数(就労移行支援)

令和8年度未時点において、一般就労への移行者数を令和3年度実績である284人の1.31倍(373人)以上とすることを首指す。

こうもく 項目	ぜんきじっせき 前期実績			こんきもくひょう 今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
nっぱんしゅうろう 一般就労*へ いこうしゃすう の移行者数	284人	315人	329人	343人	357人	373人

▶国の基本指針の通り。

(3) 就 労 移行支援事業所のうち、就 労 移行支援事業利用 終 了 者 に 占める いっぱんしゅうろう * へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合【新設】

令和8年度末時点において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労*へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の6割以上とすることを削指す。

こうもく 項目		ぜんきじっせき 前期実績			こんきもくひょう 今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8	
いっぱいます。 一般	55.6%	55.6%	58.3%	60.0%	60.0%	60.0%	

- 前期実績を踏まえ、国の基本指針である事業所全体の5割以上を超える 目標を設定します。
- (4)福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数(就労継続支援A型)

令和8年度未時点において、一般就労への移行者数を令和3年度実績である28人の1.29倍(37人)以上とすることを自指す。

こうもく 項目		ぜんきじっせき 前期実績		こんきもくひょう 今期目標			
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8	
^{いっぱんしゅうろう} 一般就労*へ ^{いこうしゃすう} の移行者数	28人	17人	22人	27人	32人	37人	

▶ 国の基本指針の通り。

(5) 福祉施設の利用者における一般就 労*への移行者数 (就 労継続支援B 型)

^{れいわ}8年度末時点において、一般就労*への移行者数を令和3年度実績である12人の1.28倍(16人)以上とすることを自指す。

こうもく 項目	がある。 前期実績			こんきもくひょう 今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
いっぱんしゅうろう 一般就労*へ いこうしゃすう の移行者数	12人	9人	10人	12人	14人	16人

► 国の基本指針の通り

(6) 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末時点において、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績である210人の1.41倍(297人)以上とすることを削指す。

こうもく 項目	ぜんきじっせき 前期実績			こんきもくひょう 今期目標		
以 日	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
しゅうろうていちゃく 就労定着 しえ後事業の 支援事業の りょうしゃする 利用者数	210人	252人	262人	273人	285人	297人

▶ 国の基本指針の通り。

(7)就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク 強いや支援体制構築のための協議会(就労支援部会)等の設置【新設】

令和8年度末時点において、就勞定着率が7割以上の事業所を整体の 2割5分以上とすることを削着す。また、地域の就勞支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が運携した支援体制の構築を 推進するため、協議会(就勞支援部会)等を設けて取り組みを進める ことを削指す。

こうもく 項目	がある 前期実績			これきもくひょう 今期目標			
坦	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8	
は 対 対 対 対 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	4.8%	8. 7%	11.1%	15.0%	20.0%	25.0%	
************************************			th (Mes) 検討	th/kとう 検討	_{せっち} 設置	^{うんえい} 運営	

▶国の基本指針の通り。

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児の地域支援体制の構築【新設】

じどうはったごしえなり でしょう しょうないせい こうじょう めず と 児童発達支援センターによる地域の支援体制の向上を目指す。

こうもく 項目		前期実績			こんきもくひょう 今期目標			
坦	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8		
児童発達支援 センターによる もおいまる る相談支援 かいまう 回数	1,537回	2, 272 🗓	2, 400回	2, 500回	2, 750回	3, 000□		
じどうはったつしえ 児童発達支援 センターによ もつほうもん る施設訪問 しえんかいすう 支援回数	がい 701回	1, 435回	1, 500回	1,600回	1,800回	2, 000回		

- ► 国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各 では、今和8年度末までに、児童発達支援センターを各 市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とすることとし ています。
- ▶ 本市ではすでに設置済み(11箇所)であるため、児童発達支援センターが地域の中核機関としてアーチルや障害児通所支援事業所等と連携し、地域における支援力向上を削指します。

(2) 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進【新設】

令和8年度未までに障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進する体制を構築することを首指す。

こうもく 項目	前期実績			こんきもくひょう 今期目標			
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8	
じどうはたたりません。 児童発達支援 センターによる相談支援 の数(再掲)	1,537 かい 回	2,272 かい 回	2,400 mul	2,500 かい 回	2,750 かい 回	3,000 かい	
できます。 児童発達 文援 センターにまた。 る施設訪問 支援のいます。 支援の対する 支援の対する 支援の対する 大きにより、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	701 かい 回	1, 435 かい 回	1,500 ກະເ ່ວີ	1,600 かい 回	1,800	2,000 mu	
保育所等訪問 は、ないできまうしょ 支援事業所に よる支援回数	かい 1 回	170回	336回	432回	480回	528回	

- ▶ 国の基本指針では、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援 事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末まで に、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進す る体制を構築することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を 推進する体制の構築に向けて、アーチルや児童発達支援センターが、 幼稚園や保育所等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援 や助言を行っていきます。

(3) 重症心身障害児*に対する支援

令和8年度末までに、堂に堂症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内に31箇所以上確保することを削指す。

こうもく	ぜんきじっせき			こんきもくひょう			
項目	前期実績			今期目標			
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8	
またい。	^{かしょ}	かしょ	^{かしょ}	^{かしょ}	^{かしょ}	^{かしょ}	
主に重症 をは発 するに できます が 大き で で で で で で で で で で で で で で で で で で	12箇所	14箇所	16箇所	19箇所	25箇所	31箇所	

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを自指すこととしています。
- ▶ 本市では、すでに達成済みであるため、それを上回る目標を設定します。
- (4) 医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

や和8年度末までに、医療的ケア児*等に関するコーディネーター登録者数を、や和4年度末実績の18人から22人に増加させることを首指す。

こうもく	ぜんきじっせき 前期実績			こんきもくひょう 今期目標			
項目	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8	
コーディネー ター登録者数	16人	18人	19人	20人	21人	22人	

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、保健、 医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議 の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを 配置することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では、協議の場及びコーディネーターはすでに設置・配置済みであるため、コーディネーターの増員目標を設定します。

(5) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新設】

こうもく 項目	ぜんきじっせき 前期実績			こんきもくひょう 今期目標			
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8	
************************************			こうでき 試行的 に設置	^{せっち} 設置	^{3&} 恋 運営	^{うん} 礼 運営	

- ▶ 国の基本指針の通り。
- ▶ 障害児入所施設に入所する児童の成人になる際の意思決定を支援し その選択を尊重するために、各関係者が移行調整の場において協議 を行い、障害児入所施設から成人期における障害福祉サービス等 への円滑な移行を進めます。

5 相談支援体制の充実・強化等

こうもく 項目	ぜんきじっせき 前期実績			こんきもくひょう 今期目標			
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8	
ごうどうじれい 合同事例 けんとうかいかいさい 検討会開催 の数 (※1)	5回	5回	5 回	5回	5 回	5回	
地域の相談 地域の相談 機関との連携 強化の取組 けんすう 件数(※2)	48回	79回	68回	80回	かい 8 0 回	80回	
は 協議会におけ こべっしれい る個別事例の けんとうじっしかいすう 検討実施回数	8 🗓	25回	25回	25回	25回	25回	

- ▶ 国の基本指針では、精談支援体制の充実・強化のための取り組みとして、基幹相談支援センター*の設置、地域の相談支援体制の強化、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を確保することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市においては、基幹相談支援センター*は設置済みであるため、 ちいまの相談支援体制の強化や地域サービスの基盤の開発・改善を 自指します。
 - ※1 支援者の能力 向上を旨的に、基幹相談支援センター*、相談支援事業所、地域生活支援拠点*、発達障害地域支援マネジャー等が各間で事例 検討を背 うもの
 - ※2 区自立支援協議会参加回数、ひきこもり支援連絡協議会・地域相談 会参加回数、地域生活支援拠点運営会議参加回数を計上

6 障害福祉サービス等の質の向上

(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和8年度末までに、宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る 研修等に継続して参加し、支援の質の向上を曽指す。

こうもく 項目	ぜんきじっせき 前期実績			こんきもくひょう 今期目標			
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8	
けんしゅう 研修への本市 しばしい。 、さんか 職員の参加・ なようこうしゃすう 聴講者数	6人	35人	35人	36人	36人	36人	

- ► 国の基本指針の通り。
- ► 宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員の 参加・聴講者数を目標とします。
- (2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新設】

令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査 はつかをうめ、きょうゆうででい、支援の質の向上を自指す。

	ぜんきじっせき 前期実績			こんきもくひょう 今期目標			
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8	
はまずにしゃりっ立 にまず自立 で書者をしいます。 支援審査支払 等システムに よる審査がます。 よる審査にかます。 よる事項がいます。 の共有回数			1 回	かい 1 回	かい 1 回	1 回	

- ▶国の基本指針の通り。
- ▶ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行い、その結果を事業所と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等を自指します。

(3) 運営指導等・集団指導

うんかしとうとうます。 しゅうだんしょう つう 世界 100 ではらかい 200 では 100 で

こうもく 項目	ぜんきじっせき 前期実績			ラ期目標			
以 日	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8	
じっちしどうとう 実地指導等の ^{かいすう} 回数	63回	75回	120回	120回	125 🗖	130回	
集団指導への りできょうしょさんかりつ 事業所参加率	64.0%	65.5%	75.0%	75.0% いじょう 以上	75.0% いじょう 以上	75.0% 以上	

- ► 国の基本指針では、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を 向上させるため、指導監査の適正な実施とその結果の関係市町村と の共有を実施する体制を構築すること等を目標としています。

2 活動指標に係る見込量の推計の考え方

成果目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要です。

国の基本指針に定める事項ごとに、これまでの実績の伸び率、本市が こんごから
今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を
踏まえ、各サービス等の見込量等を算出します。

3 見込量確保のための方策等

(1) 障害福祉サービス

訪問系サービスについては、居宅介護などの需要増加が見込まれることから、利用者の状態像の把握などを通して、利用者が適切なサービスを選択できるよう提供体制の整備に努めます。

また、日中活動系サービスについては、生活介護、就労支援、短期入所などの需要増加が見込まれることから、利用者の状態像の把握などを通して、利用者が適切なサービスを選択できるよう、特に重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害*など、より手厚い支援を必要とする障害のある方への提供体制の整備に努めます。

(2)相談支援

計画相談支援については、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員の数は増加していますが、障害福祉サービス受給者数の増加率は、それを上回っています。サービス等利用計画を必要とする方が支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業所に対し、説明会や実務研修会の開催、訪問等により、運営モデルを提案することで、既存事業者の事業拡大や新規事業者の増加を促していくほか、計画相談支援をより利用しやすい環境を整備するために、実態の把握を進めます。

また、精神障害のある方を対象とした、地域移行支援と地域定着支援については、令和4年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神

保健福祉法)」の一部改正などにより、精神障害のある方の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害のある方の希望やニーズに応じた支援体制の整備が求められています。本市では精神保健福祉審議会を、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築に向けた検討の場として、地域移行・定着の事業促進に向けた検討を進めます。

(3) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援については、子育て・教育・医療・福祉等の関係機関の連携を推進し、ライフステージを通して切れ自のない支援の充実を図ります。

児童発達支援については、児童発達支援センターを拠点とし、児童発達支援事業所や関係機関等と連携し、相談支援や療育の提供を行います。また、放課後等デイサービスについては、必要な見込量の確保が可能となるよう事業所の新規開設に向けた働きかけを行います。特に、重症心身にようがによってあったりますが必要な児童の受け入れが可能な事業所の新規開設に向けて、人材育成等を含めた受け入れ体制の拡充を進めます。

(4) 発達障害のある方等に対する支援

また、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者」

支援地域協議会」において、課題の共有や関係者の連携の強化を図り、本市の実情に応じた支援体制の整備を進めます。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成30年度に精神保健福祉審議会を保健、医療、福祉の関係者による協議の場として位置づけ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の精築に向けた検討を開始しました。

ヒラレムぎゕい 当審議会では、2つの大テーマのうち、「地域における支援体制のあり方」 について、令和5年9月に最終報告としてとりまとめました。もう1つの 大テーマである「精神障害者の地域移行の推進」については、今後、課題の整理や課題の解決に向けた仕組みの具体的な検討を進めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

基幹相談支援センター*において、従来の相談支援体制では対応が 対が 難しい支援困難ケースへの確実な介入と継続的な支援を確保するために、 きたしまるころなが、 主に相談支援事業所に対する支援者支援、人材育成、ネットワーク形成に取 り組みます。

また、基幹相談支援センター*の将来的な委託化を見据え、各般の取り 組みを通して、目的の達成に求められる機能や運用のあり方について整理を 進めます。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

宮城県が実施する研修を活用し、本市職員の障害福祉サービス等に 関する知見を向上させるとともに、運営指導等や集団指導を通して事業者への指導を充実させることで、支援の質の向上を自指します。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行い、
ためられています。
また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行い、
たけっかとできまうしょうまうゆう
その結果を事業所と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等を目指します。

(8) 地域生活支援事業*

意思疎通支援については、人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、 たまうかる利用者のニーズに沿った支援の提供に努めます。

また、日常生活支援や社会参加支援などの各種事業については、障害のある方が生きがいをもって自立した地域生活を送るためには、サービス提供を制の確保が必要であり、それを支える人材確保の取り組みを進めます。

(9) 地域生活支援促進事業*

障害者虐待の相談件数の増加や複雑な案件への対応のため、関係機関と の連携を強化するとともに、障害福祉サービス事業所等に対して虐待防止 けんしゅう けいぞくてき じっし ぎゃくたい みぜんぼうし はか 研修を継続的に実施し、虐待の未然防止を図ります。

また、発達障害者支援体制整備事業について、自閉症児者相談センターに

発達障害者地域支援マネジャーを配置し事業所への支援を行うとともに、アーチルや関係機関が本人や保護者と協働してサポートファイル*を作成すること等を通し、発達障害のある方や発達に不安を抱える方への支援の拡充を図ります。

4 見込量 (1) 障害福祉サービス

	しゅるい	たんい		_{じっせき} 実績		, んきみこみりょ 外期見込 量	
	サービスの種類	単位	R3	R4	R6	R7	R8
	きょたくかいご	じかん つき 時間/月	45,542	46,009	48,610	49,964	51,357
	居宅介護 	りょうしゃすう つき 利用者数/月	1,599	1,608	1,692	1,736	1,781
	じゅうどほうもんかいご	じかん つき 時間/月	21,692	22, 273	26, 291	28,565	31,035
	重度訪問介護 	りょうしゃすう つき 利用者数/月	61	56	62	65	68
① 訪り	どうこうえんご	じかん つき 時間/月	3,091	3,555	3,919	4, 115	4,321
①訪問系	同行援護 	りょうしゃすう つき 利用者数/月	214	222	223	223	223
	こうどうえんご	じかん つき 時間/月	252	169	173	175	177
	行動援護 	りょうしゃすう つき 利用者数/月	10	11	12	13	13
	じゅうどしょうがいしゃとうほうかつ 重度障害者等包括	じかん つき 時間/月	0	0	0	0	0
	支援	りょうしゃすう つき 利用者数/月	0	0	0	0	0
	せいかつかいご	にんにちぶん つき 人日分/月	37,342	38, 252	41,000	41,400	41,800
	生活介護	りょうしゃすう つき 利用者数/月	1,896	1,897	2,050	2,070	2,090
	じりっくんれん きのう 自立訓練(機能 くんれん 訓練)	にんにちぶん つき 人日分/月	315	262	262	262	262
		りょうしゃすう つき 利用者数/月	28	30	30	30	30
	就 労 選択支援 【新設】	りょうしゃすう つき 利用者数/月				39	117
	しりつくんれん せいかつ 自立訓練(生活	にんにちぶん つき 人日分/月	2,976	3,086	3,070	3,070	3,070
2	< k,n,k 訓練)	りょうしゃすう つき 利用者数/月	159	166	176	176	176
②日中活動系	しゅうろういこうしえん	にんにちぶん つき 人日分/月	7,394	7,494	7,571	7,622	7,673
活動がつど	就 労移行支援	りょうしゃすう つき 利用者数/月	439	442	448	451	454
系が	しゅうろうけいぞくしえん がた	にんにちぶん つき人日分/月	9,823	11,754	13,680	14,763	15,846
	就 労継続支援A型	りょうしゃすう つき 利用者数/月	497	606	720	777	834
	 _{しゅうろうけいぞくしえん} がた 就 労 継続支援B型	にんにちぶん っき 人日分/月	44,060	49,821	55,641	58,990	62,339
		りょうしゃすう つき 利用者数/月	2,651	2,879	3,273	3,470	3,667
	しゅうろうていちゃくし えん 就労定着支援	りょうしゃすう つき 利用者数/月	210	252	273	285	297
	りょうようかいご療養介護	りょうしゃすう つき 利用者数/月	130	127	137	142	147
	短期入所(福祉型、	にんにちぶん つき人日分/月	2,112	2,682	3, 129	3,380	3,651
	医療型)	りょうしゃすう つき 利用者数/月	377	488	571	617	667

	しゅるい サービスの種類	*************************************	ぜんきじっせき 前期実績		これきみこみりょう 今期見込量		
	ソーレハの性規	- 中 仏 	R3	R4	R6	R7	R8
	じりっせいかつえんじょ 自立生活援助 きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	りょうしゃすう つき 利用者数/月	7	4	7	8	9
		りょうしゃすう つき 利用者数/月	1,236	1,352	1,609	1,756	1,915
	しせっにゅうしょしえん 施設入所支援	りょうしゃすう つき 利用者数/月	531	524	524	524	524
3 きょ;		せっちかしょすう 設置力所数	1	1	1	1	1
)居住系		コーディネーター はいちにんずう の配置人数	2	3	2	2	2
	ちいきせいかつしぇんきょてんとう 地域生活支援拠点等	けんしょう 検証・ けんとう 検討の	1	1	1	1	1
		じっしかいすう ねん 実施回数/年					

(2) 相談支援

サービスの種類	たんい 単位	前期実績		こんきみこみりょう 今期見込量		
	(月間)	R3	R4	R6	R7	R8
「けいかくそうだんしぇん 計画相談支援	りょうしゃすう 利用者数	1,436	1,506	1,671	1,854	2,057
まいきいこうしえん 地域移行支援	りょうしゃすう 利用者数	1.8	1.8	3.0	4.0	5.0
りょいきていちゃくしえん 地域定着支援	りょうしゃすう 利用者数	6.5	9.4	13.0	18.0	25.0

(3) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

しゅるい	たんい 光 仁		前期実績		こんきみこみりょう 今期見込量		
サービスの種類	単位	R3	R4	R6	R7	R8	
じどうはったつしえん	にんにちぶん つき 人日分/月	6,057	6,603	7,874	8,583	9, 355	
児童発達支援 	りょうしゃすう つき 利用者数/月	766	865	1,085	1,215	1,361	
ほうかごとう	にんにちぶん つき 人日分/月	28,562	33,677	38, 318	42, 150	46,365	
放課後等デイサービス	りょうしゃすう つき 利用者数/月	2, 141	2,436	2,948	3, 242	3,567	
ほいくしょとうほうもんしえん	にんにちぶん つき 人日分/月	0	21	36	40	44	
保育所等訪問支援	りょうしゃすう つき 利用者数/月	0	13	18	20	22	
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん	にんにちぶん つき 人日分/月	17	49	56	56	56	
居宅訪問型児童発達支援	りょうしゃすう つき 利用者数/月	4	7	7	7	7	
ふくしがたしょうがいじにゅうしょしせっ 福祉型障害児入所施設 いりょうがたしょうがいじにゅうしょしせっ ・医療型障害児入所施設	りょうしゃすう つき 利用者数/月	51	54	56	56	56	
しょうがいじそうだんしぇ ん障害児相談支援	りょうしゃすう つき 利用者数/月	244	266	300	339	383	

しゅるい	たんい	ぜんきじっせき 前期実績		こんきみこみりょう 今期見込量		
サービスの種類	単位	R3	R4	R6	R7	R8
(ドリょうてき じとう たい 医療的ケア児等に対する かんれんぶんや しえん ちょうせい 関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 にんずう 人数	にん ねん 人/年	16	18	20	21	22
とくべつしえんほいくじぎょう 特別支援保育事業	にん ねん 人/年	569	596	686	686	686
きょたくほうもんがたほいくじぎょう 居宅訪問型保育事業 【新設】	にん ねん 人/年	0	0	2	2	2
は うかご じどうけんぜんいくせいじぎょう 放課後児童健全育成事業	にん ねん 人/年	365	382	375	375	373

(4) 発達障害のある方に対する支援

しゅるい	^{たんい} 単位	ぜんき 前期	_{じっせき} 実績	まき こんきみこみりょう 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		
サービスの種類	*************************************	R3	R4	R6	R7	R8
はったつしょうがいとやしえんちいききょう 発達障害者支援地域協 ぎかい かいさい 議会の開催	かい、 <u>ロ</u>	3	4	4	4	4
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援センター そうだんしえん による相談支援	th 从 件	8,600	9, 163	9, 100	9,100	9,100
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援センター およ はったつしょうがいしゃちいきしえん 及び発達障害者地域支援 かんけいきかん マネジャーの関係機関への じょげん 助言	thん 件	2,633	2,998	3, 100	3,300	3,500
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援センター およ はったつしょうがいしゃちいきしえん 及び発達障害者地域支援 がいぶきかん マネジャーの外部機関や ちいきじゅうみん けんしゅう けいはつ 地域住民への研修、啓発	thん 件	6	21	12	12	12
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の	にん 人	233	248	290	290	300
支援プログラム等の 受講者数(保護者)及び 実施者数(支援者)	人	13	13	15	15	15
ペアレントメンターの人数	にん 人	33	33	34	35	36
ピアサポートの活動への さんかにんずう 参加人数	人	390	363	410	410	410

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3) 相件障害にの対応した地域已由ナナンスナムの情報									
しゅるい	たんい ***	ぜんき 前期	^{じっせき} 実績		こんきみこみりょう 今期見込量				
サービスの種類	単位	R3	R4	R6	R7	R8			
ほけん いりょうおよ ふくしかんけいしゃ 保健、医療及び福祉関係者 きょうぎ ば かいさいかいすう による協議の場の開催回数	かい ねん 回/年	1	1	1	1	1			
ほけん いりょうおよ ふくしかんけいしゃ 保健、医療及び福祉関係者 きょうぎ ば かんけいしゃ による協議の場への関係者 さんかしゃすう の参加者数	にん ねん 人/年	18	15	19	19	19			
保健、医療及び福祉関係者 ************************************	もくひょうせってい 目標設定 っ む の有無	有	有	有	有	有			
まくひょうせっていおよ ひょうか じっし 目標設定及び評価の実施 かいすう 回数	ひょうかじっし 評価実施 かいすう ねん 回数/年	1	1	1	1	1			
#\psi k	りょうしゃすう つき 利用者数/月	1.8	1.3	3.0	3.0	4.0			
#\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	りょうしゃすう つき 利用者数/月	6.5	8.5	12.0	17.0	23.0			
せいしんしょうがいしゃ きょうどうせいかつ 精神障害者の共同生活 えんじょ 援助	りょうしゃすう つき 利用者数/月	455	507	628	699	778			
せいしんしょうがいしゃ じりつせいかつ 精神障害者の自立生活 えんじょ 援助	りょうしゃすう つき 利用者数/月	4	2	5	5	6			
せいしんしょうがいしゃ じりつくんれん 精神障害者の自立訓練 せいかつくんれん しんせつ (生活訓練)【新設】	りょうしゃすう つき 利用者数/月	142	141	142	142	142			

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

しゅるい	*************************************	前期	_{じっせき} 実績	こんきみこみりょう 今期見込量			
サービスの種類	*************************************	R3	R4	R6	R7	R8	
きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター*の せっち 設置	じっし う む 実施の有無	有	ぁり 有	有	有	ay 有	
	まうもんとう 訪問等による しどうじょげんけんすう 指導助言件数	289	197	207	207	207	
	Unžinin(tein 人材育成の Dinhibhati 支援件数	392	469	347	347	347	
基幹相談支援センターによる ちいき そうだんしえんたいせい きょうか 地域の相談支援体制の強化 しんせつ 【新設】	ちいき そうだん 地域の相談 きかん か連携 きょうか とりくみ 強化の取 はんなすう 件数	48	79	80	80	80	
	ごうどうじれい 合同事例 けんとうかいかいさい 検討会開催 かいすう 回数	5	5	5	5	5	
	じれいけんとう 事例検討 じっしかいすう 実施回数	8	25	25	25	25	
きょうぎかい こべつじれい は 議会における個別事例の けんとう つう ちいき 検討を通じた地域のサービス	さんかじぎょうしゃ 参加事業者・ きかんすう 機関数	24	63	63	63	63	
検討を通じた地域のサービス きばん かいはつ かいぜん しんせつ 基盤の開発・改善【新設】	せんもんぶかい 専門部会の せっちすう 設置数	2	2	2	2	2	
	せんもんぶかい 専門部会の じっしかいすう 実施回数	2	3	3	3	3	

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

しゅるい しゅるい	単位	前期実績		こんきみこみりょう 今期見込量		
サービスの種類	tahhhh (年間)	R3	R4	R6	R7	R8
しょうがいふくし 障害福祉サービス等に係る かくしゅけんしゅう かつよう 各種研修の活用	にん 人	6	35	36	36	36
しょうがいしゃじりっしえんしんさしはらいとう 障害者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の きょうゆう 共有	かい			1	1	1
うんえいし どうとう じっし 運営指導等の実施	かい <u>ロ</u>	63	75	120	125	130

サービスの種類	たんい 単位	前期実績		こんきみこみりょう 今期見込量		
	tahhh (年間)	R3	R4	R6	R7	R8
しゅうだんしどう じっし 集団指導の実施	% じぎょうしょさんかりつ (事業所参加率)	64.0	65.5	75.0 いじょう 以上	75.0 いじょう 以上	75.0 いじょう 以上

(8) 地域生活支援事業

	サービスの種類	たんい 単位	が 前期	Untete 実績	<u> </u>	<u>ئ</u>	
		単位	R3	R4	R6	R7	R8
	サカいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修・啓発事業	じっし うむ 実施の有無	有	有	有	有	有
	じはってきかつどうしえんじぎょう 自発的活動支援事業	じっし う む 実施の有無	有	有	有	有	有
		じっしかしょすう 実施力所数	16	16	16	16	16
	 _{そうだんしえんじぎょう} 相談支援事業	きかんそうだんしえん 基幹相 談支援セ せっち うむ ンター*設置の有無	有	有	有	有	有
		じゅうたくにゅうきょとう 住宅 入居等 しえんじぎょうじっし うむ 支援事業実施の有無	有	有	有	有	有
	せいねんこうけんせいど りょうしえん 成年後見制度*利用支援 じぎょう 事業	せいどりょうしんせい 制度利用申請 けんすう しょうがい 件数(障害)	28	32	39	46	53
	せいねんこうけんせいど ほうじんこうけん 成年後見制度*法人後見 しぇんじぎょう 支援事業	じっし う む 実施の有無	_{あり} 有	ay 有	_{あり} 有	有	有
1	い しそつうしぇんじぎょう 意思疎通支援事業						
必っす	①手話通訳者派遣事業	はけんにんずう ねん 派遣人数/年	1,016	968	1,038	1,038	1,038
①必須事業	②髮約筆記*著派遣 掌葉	派遣人数/年	78	24	53	53	53
	③手話通訳者設置	_{せっちすう} 設置数	7	7	7	7	7
	にちじょうせいかつよう ぐとうきゅうふじぎょう日 常生活用具等給付事業						
	かいご くんれんしぇんようぐ ①介護・訓練支援用具	きゅうふけんすう ねん 給付件数/年	96	120	121	122	123
	じりっせいかっしぇんょうぐ ②自立生活支援用具	きゅうふけんすう ねん 給付件数/年	203	208	210	212	214
	③在宅療 養等支援 ようぐ 用具	きゅうふけんすう ねん 給付件数/年	196	199	200	202	204
	じょうほう い し そっう し えん ④情報・意思疎通支援 ょうぐ 用具	きゅうふけんすう ねん 給付件数/年	241	278	280	282	284
	はいせつかんりしえんようぐ ⑤排泄管理支援用具	きゅうふけんすう ねん 給付件数/年	23,637	23, 404	23, 404	23, 404	23, 404
	きょたくせいかつどうさほじょようぐ ⑥居宅生活動作補助用具	きゅうふけんすう ねん 給付件数/年	24	25	25	25	25
	ごうけい合計	きゅうふけんすう ねん 給付件数/年	24, 397	24, 234	24, 240	24, 247	24, 254

	しゅるい	*************************************	ぜんき 前期	_{じっせき} 実績	これきみこみりょう 今期見込量							
	サービスの種類	単位	R3	R4	R6	R7	R8					
	しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	sうせいこうしゅう 養成講習 しゅうりょうしゃすう ねん 修了者数/年	30	34	40	40	40					
	いどうしえんじぎょう	りょうじかんすう ねん 利用時間数/年	100,309	106, 342	109, 958	113,696	117,562					
	移動支援事業	りょうしゃすう ねん 利用者数/年	712	761	790	820	851					
	地域活動支援センター	じっしかしょすう 実施力所数	12	13	12	12	12					
	(基礎的事業)	りょうしゃすう ねん 利用者数/年	373	409	404	407	410					
	りいきかつどうしえん 地域活動支援センター	じっしかしょすう 実施力所数	7	6	6	6	6					
	(機能強化事業)	りょうしゃすう ねん利用者数/年	185	162	167	167	167					
	せんもんせい たか そうだんしえんじぎょう 専門性の高い相談支援事業											
	はったつしょうがしゃしぇん	じっしかしょすう実施力所数	2	2	2	2	2					
	うんえいじぎょう ンター運営事業	りょうしゃすう 利用者数	4,377	5, 274	5,200	5, 200	5,200					
	しょうがいじとうりょういくしえん ②障害児等療育支援 じぎょう 事業	じっしかしょすう 実施力所数	5	5	5	5	5					
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業											
	しゅわつうやくしゃ ①手話通訳者	sうせいこうしゅう 養成講習 しゅうりょうしゃすう 修了者数	5	5	20	20	20					
	②要約筆記*者	sうせいこうしゅう 養成講習 しゅうりょうしゃすう 修了者数	8	6	10	10	10					
①必須事業	もう ③盲ろう*者向け つうやく かいじょいん 通訳・介助員	ようせいこうしゅう 養成講習 しゅうりょうしゃすう 修了者数	8	8	8	8	8					
事業。	・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ようせいこうしゅう 養成講習 しゅうりょうしゃすう 修了者数	0	19	8	8	8					
	専門性の高い意思疎通支援	を行う者の派	んじぎょう 豊事業									
	①広域派遣(手話通 ②広域派遣(手話通 ************************************	はけんにんずう 派遣人数	20	21	18	18	18					
	^{もう} ②盲ろう*者向け	はけんにんずう 派遣人数	321	467	440	440	440					
	つうやく かいじょいん 通訳・介助員	はけんりようじかん派遣利用時間	1,185	1,715	2,059	2,059	2,059					
	」 こういきてき しえんじぎょう 広域的な支援事業	#14C 147 14 1 1 1 1 1 1	I	<u> </u>	l	I						
	世いしんしょうがいしゃちいきせいかつ ①精神障害者地域生活	うしぇんこういきちょうせいと	: j l j š j j 字事業									
	ア 地域生活 レネルこういきちょうせい 支援広域調整 かいぎとうじぎょう 会議等事業	じっし うむ 実施の有無	あり 有	有	有	有	有					

サービスの種類	たんい 単位	ぜんきじっせき 前期実績		こんきみこみりょう 今期見込量		
サーヒ人の種類		R3	R4	R6	R7	R8
ちいきいこう イ 地域移行・ ちいきせいかつしえん 地域生活支援 じぎょう 事業	ピアスタッフ ^{にんずう} 人数	2	1	2	2	2
②発達障害者支援 ②発達障害者支援 ちいききょうぎかい 地域協議会による 体制整備事業	きょうぎかいかいさい 協議会開催 かいすう ねん 回数/年	3	4	4	4	4

		Logic	たんい 単位	ぜんき 前期	じっせき 実績	<u>Z</u>	んきみこみりょ 対期見込量	ۇ <u>ساس</u>			
		サービスの種類	(年間)	R3	R4	R6	R7	R8			
	E	うじょうせいかつしえん 引常生活支援									
		 ^{うんえい} ①福祉ホームの運営	じっしかしょすう 実施力所数	3	3	2	2	2			
			りょうしゃすう ねん 利用者数/年	42	46	39	40	41			
		②訪問入浴サービス	りょうしゃすう ねん利用者数/年	122	117	120	120	120			
		③生活訓練等	りょうしゃすう ねん利用者数/年	572	592	625	625	625			
		 ④日中一時支援	かいすう ねん 回数/年	227	312	312	312	312			
		色日 中一時文援 	りょうしゃすう ねん利用者数/年	9,399	11,093	11,093	11,093	11,093			
		5 いきいこう ⑤地域移行のための あんしんせいかつしえん 安心生活支援	ちいきせいかつしえん 地域生活支援 きょてんせっち 拠点設置の うむ 有無	aby 有	有	有	有	*** 有			
		いりょうがたたんきにゅうしょ ⑥医療型短期入所 じぎょうしょかいせっしえん 事業所開設支援	しんきかいせつ 新規開設 じぎょうしょすう ねん 事業所数/年			1	1	1			
		⑦巡回支援専門員整備	じっしじどうかんすう 実施児童館数	57	49	50	50	50			
	社会参加支援										
②任意事業		①レクリエーション かつどうとうし えん 活動等支援	*************************************	1,043	2,507	3, 321	3,321	3, 321			
事業う		②芸術文化活動振興	*************************************	439	10, 277	13,596	13,732	13,869			
		でんじ さき こうほうとう ③点字・声の広報等 ^{はっこう} 発行	りょうしゃすう 利用者数/ _{ねん} 年	606	624	624	624	624			
		④奉仕員養成研修									
		The Table of the	まうせいけんしゅう 養成研修 しゅうりょうしゃすう 修了者 ねん /年	9	8	10	10	10			
		ろうどくほうしいん イ 朗読奉仕員	ようせいけんしゅう 養成研修 しゅうりょうしゃすう 修了者数 ねん /年	8	10	10	10	10			
	(いきい) しょうがいしゃじりっ (お) でいる (いきい) しょん き きふきゅう (ま) 支援機器普及アンテ		しんきそうだん 新規相談 けんすう ねん 件数/年	21	18	22	22	22			
		き)支援機器普及アンテ じぎょう ナ事業	けんしゅうかいさい 研修開催 かいすう ねん 回数/年	3	15	20	20	20			

(9) 地域生活支援促進事業

サービスの種類	*************************************	前期実績		こんきみこみりょう 今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
かかりつけ医等緊達障害対応力 向上研修事業	るいせきじゅこうしゃすう 累積受講者数 ねん /年	128	130	150	170	190
はったつしょうがいしゃしえんたいせいせいびじぎょう 発達障害者支援体制整備事業	マネジャー配置数	3	4	4	4	4
	マネジャー しえんのベけんすう ねん 支援延件数/年	1,358	1,466	1,290	1,390	1,490
	じへいしょう 自閉症センター そうだんのべけんすう 相談延件数/ ねん 年	6,676	7, 169	9,801	9,801	9,801
	とう セミナー等 かいさいかいすう ねん 開催回数/年	1	2	2	2	2
	サポートファイル さくせいすう ねん *作成数/年	330	280	355	355	355
	じりつしえんじぎょう 自立支援事業 りようしゃすう 利用者数	5	6	10	10	10
しょうがいしゃぎゃくたいぼう したいさくし えんじぎょう 管害者虐待防止対策支援事業	じっし うむ 実施の有無	有	有	有	有	有
せいねんこうけんせいど ふきゅうけいはつじぎょう 成年後見制度*普及啓発事業	じっし うむ 実施の有無	有	有	有	有	有
はったっしょうがいじしゃおよ かぞくとうしえん 発達障害児者及び家族等支援 じぎょう 事業	ペアレントトレー とう ニング等 にゅこうしゃすう ねん 受講者数/年	233	248	290	290	300
	ペアレント _{すう ねん} メンター数/年	33	33	34	35	36
	ピアサポート さんかにんずう ねん 参加人数/年	390	363	410	410	410
はいしんしょうがい たいおう ちいきほう 精神障害にも対応した地域包 かっ こうちくすいしんじぎょう 括ケアシステム*の構築推進事業	じっし う む 実施の有無	有	有	ぁり 有	有	ぁり 有
しょうがいしゃあいしーていー 障害は C T*サポート総合 すいしんじぎょう 推進事業	くんれんしえんしゃすう 訓練支援者数/ ねん 年	27	63	70	70	70
	ボランティア ょうせいしゃすう ねん 養成者数/年	4	4	4	4	4
じゅうとほうもんかいこりょうしゃ だいがくしゅうがく 重度訪問介護利用者の大学修学 しぇんじぎょう 支援事業	りょうしゃすう ねん 利用者数/年	1	2	1	1	1

サービスの種類	単位	ぜんきじっせき 前期実績		こんきみこみりょう 今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
にようせきく れんけい じゅうど 雇用施策との連携による重度 しょうがいしゃとうしゅうろうし えんとくべつじぎょう 障害者等就労支援特別事業 しんせつ 【新設】	りょうしゃすう ねん利用者数/年		0	1	1	1
入院者訪問支援事業【新設】	しえんいん いくせい 支援員の育成			有	有	有
	しえんいん はけん 支援員の派遣				有	有

だい しょう けいかく すいしん 第5章 計画の推進

1 推進体制

子育て支援、教育などを所管する庁内関係部局や、福祉の担い手となる様々な主体と協働して、本計画の施策を総合的に推進します。また、学識経験者、障害とりじゃ しょうがいしゃだんだい かんけいきかん こうせい せんだいししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい 当事者、障害者団体や関係機関などで構成される仙台市障害者施策推進協議会により監視等を実施します。

2 **各主体の役割**

(1) ぎょうせい (世んだいし) 行政 (仙台市)

国や宮城県、関係機関と協調し、様々な主体と連携することで、支援のネットワークを強化し、障害のある方が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

(2) 障害者団体・事業所

だんだい じぎょうしょかん れんけい ふか せいかつ しえん とうじしゃかつどう いっそう そくしん はか 団体や事業所間の連携を深めることで、生活の支援や当事者活動の一層の促進を図 しょうがい かた じりっ しゃかいさんか すいしん きたいり、障害のある方の自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

(3) 企業

(4) 地域

(5) 市民

市民の障害理解が一層進み、正しい理解と意識を持って、障害のある方もない方も、 互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めていく必要があります。

3 計画の普及・啓発

本市のホームページへの掲載や各区役所での配布など、本市の障害者施策の 考え方や内容について、広く市民に周知します。また、点字版、テキスト版、デイジー*版、音声版、拡大版、計画の大切なところをわかりやすく説明する版などを作成することで、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障*を充実します。

4 計画の達成状況の点検及び評価

成果指標、計画関連事業、成果目標及び見込量については、定期的に実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、毎年度、仙台市障害者施策推進協議会にはこうひょう報告し公表するものとします。当協議会においては、計画に係る監視・調査・ジムやは、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施します。

第6章 計画関連事業一覧

(1)其	(1)共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進		
1	理解促進・差別*解消		
健康福祉局	はらかいしょうべつ かいしょう 障害者差別*解消	障害を理由とする差別*の解消を推進するため、普及 酸素・支煙が経過を発達をできませる。 酸素・支煙が経過である の対応に着実に取り組む。	
局。	にょうがいりかい 障 害 理解サポーター事業	障害のある芳への理解や、障害のある芳の社会参加を 推進するため、企業・団体・学校などに対して障害 当事者などの講師を派遣して、障害に関する良き 理解者としてのサポーターを養成する。	
	Counterstyle to the counter of the	令和5年10月より義務化された「事業者による障害のある当事者アドバイザーを派遣する。 ***********************************	
	パラスポーツの普及・啓発による障害理解促進事業	パラスポーツ教室や体験会を開催し、市民に体験してもらうことにより、パラスポーツの普及・啓発を持つ。	
	市民交流による障害 りかい・差別*解消に関する 理解・差別*解消に関する ・差別を解禁	絵画や音楽などの文化芸術活動や、児童館などを会場とした手話ワークショップ等の開催により、障害のある方とない方の交流の機会を提供するとともに、広く市民に対して、障害を理由とする差別*の解消に向けた機運の醸成及び障害理解の促進を図る。	
	文化芸術による障害のあ がた。 る方とない方の相互理解 そくしな選集	障害のある方とない方の相互理解促進のため、心の輪 できるようない方の相互理解促進のため、心の輪 できるはける体験作文及び障害者週間*のポスターの 影集・審査・表彰等を実施する。	
	芸術活動を通じた障害のある方の生きがいづくり	公募展への助成をするとともに市役所本庁舎の仮囲い をアート展示に活用することで、市民への障害理解の 促進を図る。	
	障害のある方もない方も たの 楽しめる各種イベントの 開催	障害のある芳の文化芸術活動振興及び市民の障害 福祉への理解啓発のため、福祉まつりウエルフェア等の イベントを開催する。	
	障害理解のための広報・ けいはつかつとう。 おいとつかっとう。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとなっともの。 ないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとな	市政だより等の広報、報道機関への積極的な情報 ではます。 ないしますが、 提供、福祉まつりなどのイベント等、多様な媒体・機会 を活用し、障害のある方の市民理解の促進等を図る。	

しまうがいしゃそうだがい。 障害者相談員による支援	障害者福祉に見識のある障害当事者や家族等を 障害者相談員として委嘱し、地域で暮らす障害のある 方に対する相談支援及び障害理解の促進・差別*解消 を推進する環境を整える。
精神疾患・精神障害に対する正しい理解のための普及 啓発	精神保健福祉ハンドブックの作成や、精神障害のある だらしらが 自らの疾病体験を語る手法(スピーカーズ・ビューロー)により、精神疾患・精神障害に対する市民への偏見除去等に取り組む。
ないびょう とうふきゅうけいはつ 難病*等普及啓発	難病*患者等に対する程談支援体制を強化するため、 ききだと携がある人材の育成を行うとともに、市民に対する と発生を表現している。 のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
いりょうかんさっせいど たいしょうしゃ 医療観察制度*対象者への ^{しえん} 支援	「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の に対する法律」に基づき、医療観察制度 を療及び観察等に関する法律」に基づき、医療観察制度 *対象者の社会復帰と差別*解消を推進するため、 保健・福祉・医療機関及び保護観察所と連携して に対象者の支援に当たる。
補助犬*の普及促進	補助犬*の普及促進を図るため、補助犬*への理解啓発を もくできない。 自的としたチラシ・ポスターを配布するとともに、 犬*を利用する障害のある芳への飼料の給付を実施する。
市政出前講座の活用等によ がくしゃけんしゅう じっし る各種研修の実施	障害者保健福祉計画、障害のある方の福祉サービス等の様々なテーマについて、市民からの要請に応じ講座を実施する。
世界エイズデーに係る人権 けいはつ 啓発キャンペーン	12月1日の世界エイズデーにあわせ、人権啓発キャンペーンとして、人権啓発ポスター作成・関係機関への送付や地元新聞社オンライン版に啓発バナー掲出、駅構内や街頭での啓発イベントやHIV即日検査会、区役所でのパネル展等を実施する。
他台市ボランティアセンターによるボランティアの がというできる。 各種講座等	ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供し、ボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティアの要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援を行う。
心のサポーター養成事業	精神疾患に対する正しい知識と理解をもった「心のサポーター」を養成し、地域における市民の見守りや支えあいを広げ、精神疾患の予防や早期発見・早期治療を推進する。

まちづくり政策局	ダイバーシティ*推進	まちの包摂的成長を通じた「世界から選ばれる都市」の実現に向け、国籍や年齢、性別、障害の有無等に関わらず、個性や価値観を尊重し合い、ひとの活躍を促進する機選を醸成するため、イベントの開催など、まち全体でのダイバーシティ推進につながる取り組みを持つ。併せて、今後本市が注力していく取り組みの基本的方向性やアクションに関する戦略の策定等を行う。
文化観光局	障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるインクルーシブスポーツの普及・促進	「発覚!はじめてスポーツチャレンジフェスタ」等のスポーツイベントにおいて、ボッチャの体験会を実施する等、障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるインクルーシブスポーツの普及・促進を図り、障害のある方もないだち、スポーツを通じて触れ合うことで、相互理解を深めることを削指す。
教育局	心のバリアフリー*推進事業 事業 市民センターにおける各種 事業	小中学校において、パラスポーツや文化・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術活動を ・芸術になり、児童生徒の社会性 や豊かな人間性を育む。 ・市民センターにおいて、市民が障害に関する理解を深 めるとともに、障害のある方も学習や社会参加・交流 の機会を得られるよう配慮した生涯学習事業を実施 する。
交通局	交通事業に関する 心 のバ リアフリー* 化の推進	しようちゅうがくせい かいよう かいよう 小 中学生を対象とした交通バリアフリー*教室の 実施や利用者へのバリアフリー*マナーアップの啓発、 こうつうじょう とゅうじょう ない アフリー 教育等を 交通事業に従事する職員へのバリアフリー*教育等を 実施する。

2	ぎゃくたいぼうし せいねんこうけんせいど を 信待防止・成年後見制度**	
健康福祉局	きゃくないぼうしなせい を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	障害者虐待防止法をふまえ、障害者虐待の予防及び そう意味が使います。 早期発見、保護や自立に向けた支援等を持つうための な制整備を図るとともに、障害者虐待防止について 普及啓発を進める。
	世になんごうけんせいど 成年後見制度*の利用支援	判断能力が不十分な知的障害・精神障害のある芳について、配偶者及び2親等内の親族がいないとき等に、必要に応じて市が成年後見制度*の申し立てをデ行う。また一定の要件に基づき、申し立てに係る諸費用等を助成する。

にきじょうせいかつじりっしえん 日常生活自立支援 しくけんりょうご (市区権利擁護センター)	仙台市権利擁護センター(まもりーぶ仙台)や各区権利 擁護センターにおいて、障害等により判断能力が 一分でない方が、地域で福祉サービスを適切に利用し 自立した生活を送れるよう支援を行うとともに、 世代ではないますが、地域で福祉サービスを適切に利用し 自立した生活を送れるよう支援を行うとともに、 世代ではないますが、地域で福祉サービスを適切に利用し 自立した生活を送れるよう支援を行うとともに、 世代ではないますが、またいまたいますが、またいまたいますが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたいまたが、またいまたが、またいまたいまたが、またいまたが、またいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたが、またいまたいまたいまたいまたが、またいまたいまたいまたいまたが、またいまたいまたいまたいまたいまたが、またいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたが、またいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいま
---	--

(2)阻	(2)障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実		
1	そうきはつけん そうきしぇん 早期発見・早期支援		
健は	発達障害に関する専門性	アーチルで発達障害の診療を行っている常勤医によ	
康言 福言	の確保と地域医療とのネッ	る研修等により、地域のかかりつけ医とのネットワー	
健康福祉局	トワークづくり	クを構築する。	
	発達評価体制強化事業	発達障害に関する医療相談をはじめ、アーチルの評価 ないせい きょうか はか 体制の強化を図る。	
		はたった。 発達に関する相談窓口や支援施策などの情報を網羅し	
	光连作款称口用报货	先達に関する情談恐口や文援旭泉などの情報を桐雅したパンフレットを作成し、総合的な情報提供を行う。	
3	新生児等への訪問指導	氏を発えている。 はいている はいくしょう はんごう 集りをうした はかる 大産婦及び新生児の発育発達と健康の保持増進を図る	
ピ		ため、全新生児を対象とした家庭訪問指導を実施する。	
こども若者局	にゅうようじけんこうしんさ 乳幼児健康診査	障害の早期発見を含めた乳幼児の健康の保持増進や	
若者局		しんしん はついくはったつ よういくじょうきょう はあく てきせつ しえん 心身の発育発達、養育状況を把握し、適切に支援する	
) P3 <		ため、乳幼児健康診査を行う。	
	5歳児のびのび発達相談*	就学に向けた準備を始め、基本的な生活習慣を確立	
		し、社会性を身につける時期である5歳児とその保護者	
		を対象に、相談を実施し、早期支援につなげる。	
	せんてんせいたいしゃいじょうけん さとう 先天性代謝異常検査等の	けんさとう じっし 検査等の実施により、先天性代謝異常及び先天性甲状	
	実施	はんきのうていかしょうとう そうき はっけん ちてきしょうがいとう しょうがい 腺機能低下症等を早期に発見し知的障害等の障害	
		発生を予防する。	

2	ほいく りょういく 保育・療育	
健康福祉局	じとうはったつしえんじぎょう 児童発達支援事業による りょういくしぇん 療育支援	児童発達支援センターにおける療育を支援するととも に、民間の児童発達支援事業所との情報連携の取り組 みを進める。

	じどうはったつしぇん 児童発達支援センターによ しぇん かくじゅう る支援の拡充	地域での身近な療育拠点として、児童発達支援センターにおける発達支援・家族支援・地域支援機能を強化す
	る文援の払 允	ーにおける発達文援・家族文援・地域文援機能を強化す る。
	こそだ きょういく いりょう ほけん 子育て・教育・医療・保健・	こそだ まさいく いりょう ほけん ふくし かか かんけいまかん れんらく 子育て・教育・医療・保健・福祉に係る関係機関の連絡
	なくし かか きゃん せきくかん 福祉に係る機関と施策間の	かいぎなど かいさい 会議等の開催によりネットワークを構築し、障害のあ じどう はったつ ふぁん じどう たい きょうどうしえん
	連携の強化	る児童や発達に不安のある児童に対する協働支援の 体制づくりを図る。
		はからしょとう ほいくえん しえんきのうこうじょう はか 幼稚園・保育所等(保育園)の支援機能向上を図るため、
	の専門的バックアップ	アーチルの専門職員が幼稚園・保育所等を訪問して
		まうだんおよ しせつしえん おこな 相談及び施設支援を 行 う。
	まらかくげんごりょういくしえん 聴覚言語療育支援	言語及び聴覚に障害のある就学前の幼児に対し、 きょうかくげんごりょういくしえな 聴覚言語療育支援を行い言語・聴覚機能の発達を
		ではず 促す。
こど	とくべつしえんほいく じゅうじつ 特別支援保育の充実	保育を必要とする集団保育が可能な心身に障害のあ によう いりょうてき る児童や医療的ケアを必要とする児童、行動面等で配慮
も芸芸		る児里や医療的ググを必要とする児里、行動曲等で配慮 ではまう じどう ほいくしょとう い とも そだ が必要な児童を保育所等へ受け入れ、共に育つことを
こども若者局		推進する。
	 ちいく しぇん 特別 (保育) 支援コーディネ	しょうが、 じどうとう はいりょ ほいく ほごしゃ ひっょう 障害のある児童等へ配慮した保育やその保護者へ必要
	付加 (休月) 又援ューティネー ようせい 一ターの養成	障害のある児童寺へ配慮した保育やその保護者へ必要 しょん かく しょん かく な支援を 行 うにあたり、保育所内において支援の核と
	一ターの食成	なる、様々な困難な事例に対応できる基礎知識と
		はる、 像々 は 困難 は 事例 に 対応 じさる 基礎知識 と しょくいん ようせい 実践力を身につけた 職員を養成する。
	きょたくほうもんがたほいくじぎょう 居宅訪問型保育事業	障害や疾病の程度を勘案して集団保育が著しく
		対難であると認められる児童を、その居宅において 1 対
		1で保育する。

3	きょういく はったつし えん 教育・発達支援	
健康福祉	ライフステージにおける切れ れ首のない支援の強化	就学・進学・卒業時等における関係機関間の情報の がいまかれる関係機関間の情報の ではいまからいます。 ではいまかが、一覧を発見した。 ではいまからいます。 ではいまする。 ではないまする。 ではないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな
局 。	幼稚園・保育所・学校等とア ーチルの連携の強化	連絡票や個別支援計画等の活用を進め、発達が気になる児童に関する幼稚園・保育所・学校等との情報連携を 強化する。

•	T	
教育局	特別支援教育コーディネーターの養成・研修	答学校における特別支援教育を推進し、葦に校内 委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との 連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うた め、学校ごとに指名される特別支援教育コーディネー
		ターを対象とした、養成・研修の充実を図る。
	はったつしょうがいとう 発達障害児等の教育推進	発達障害及びその可能性のある児童生徒への指導 がよう。ほうほうとう 内容・方法等について指導・助言を行うため、専門家チームや巡回相談員を各校に派遣する。
	肢体不自由のある幼児・ 児童生性に対する支援及び 児童生活をに対する支援及び 自立活動指導支援	電谷特別支援学校にOT(作業療法士)・PT(理学 りょうほうし)・「大きない」では、「ない」では、「大きない」では、「大きない」では、「ない、「ない」では、「ない、「ない」では、「ない」では、「ない、「ない」では、「ない」では、「ない、「ない」では、「ない」では、「ない、「ない」では、「ない、「ない」では、「ない、「ない、「ない」では、「ない」では、「ない、「ない」では、「ない、「ない、」では、「ない、「ない、「ない、「ない、」では、「ない、「ない、」では、「ない、「ない、「ない、「ない、」では、「ない、」では、「ない、「ない、」では、「ない、「ない、」では、「ない、」では、「ない、」では、「ない、」では、「ない、」では、「
	学校における医療的ケアの ***** 推進	市立小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、 いりょうでき 医療的ケア児*の学校生活や学習を支援するため、 かんごした記した。
	つうじょう がっきゅう 通常の学級への介助員の はいち 配置	通常の学級に在籍する肢体不自由のある児童生徒の ※といるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
	通常の学級への指導補助員の配置	通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の がいかうないない。 学習や学校生活に対する担任等の指導を補助する指導 補助員の配置を行う。
	とくろうしえんがっきゅう 特別支援学級への指導 しえないな、 支援員の配置	特別支援学級で、担任の指導を補助する指導支援員の 監置を行う。
	といまうできた。 医療的ケア児 * 通学支援 モデル事業	さるがやとくぶっしょながっこう。 されま する医療的ケア児*に対し、 されば は では では では では では では でいる 保護者 の 負担軽減 のため できない 事業を実施する。

4	ほうかごしえん 放課後支援	
健康福祉局	放課後等デイサービスによる支援	障害のある児童に、放課後や学校休業日の活動の場を提供するとともに、ボランティアや伸聞との交流、遊びや生活経験の機会をつくり、自立に向けた支援を行う。また、主に重症心身障害児*が身近な場所で放課後支援を受けられるように、放課後等デイサービス事業所の整備を促進する。

こども若者	児童館等における要支援児 の受け入れ	障害等により支援を必要とする児童(要支援児)に適切に対応するため、職員体制の充実、巡回指導の強化等、事業の充実を図り、要支援児に対してより細やかな配慮を行える体制づくりを進める。
. 局	じどうかんとう 児童館等における医療的ケ アの推進	放課後児童クラブを利用する医療的ケア児*の児童クラブでの安心安定した生活の支援をするため、必要に応じて看護師を配置するもの。

5	かぞくしえん。	
健康福祉局	発達障害児緊急対応事業	発達障害によるパニックや行動障害等による問題 行動により、繁急的に象性から本人を保護する必要が あり、児童相談所の一時保護所の利用も困難な場合、 学問を通して一時保護先のベッドを確保する。
	はったっしょうがいじ かぞくしえんかざい 発達障害児の家族支援体制 の整備・充実	アーチルや児童発達支援センター等における家族支援 事業の実施により、発達障害児を抱える家族へのサポート体制の整備・充実を図る。
	重症心身障害・医療的ケ 重症心身障害・医療的ケ ア児*者支援体制整備	重症心身障害・医療的ケア児*者の現状と課題を共 すし、医療・福祉・教育などのネットワークを構築する ことにより、支援体制の整備を図る。
	児童発達支援センターにおける保護者就労支援モデル事業	児童発達支援センターにおいて、通常の療育時間を ^{えんちょう} じょう りょういく じゅうしょう 延長し児童の療育を実施することで、 「はっかい じゅうしょう 延長し保護者の就労支援 心身障害児*・医療的ケア児*等)の保護者の就労支援 を行う。
こども若者局	しょうに表とないとくていしっぺい じょうとう 小児慢性特定疾病 * 児童等 じりっしぇんじぎょう 自立支援事業	小児慢性特定疾病*児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うために、小児慢性特定疾病*自立支援資を配置し、相談支援を実施する。また、疾病に対する理解促進のために講演会や交別からかい。

(2)#	しまでの安定した生活を支	えん たいせい じゅうじつ けダナス 仕知 の 大・中
	7:4/1 : /	族する体制の允夫
健康福祉局	相談支援 専門的な相談機関における 音がなとされる 相談等	かくせんもんそうだんきかん 各専門相談機関(ウェルポートせんだい、はあとぽーと せんだい 仙台、アーチル)において、障害のある方の様々な障害 とくせい ふくざつ じれいとう おう そうだん しぇん おこな
	そうだみしえんじぎょう じっし 相談支援事業の実施	特性や複雑な事例等に応じた相談・支援を行う。 障害のある方の自立と社会参加を促進するため、地域で生活している障害のある方やその家族等の相談に応じ、総合的な支援を実施する。
	まいきせいかつしえんきょてん。せいび 地域生活支援拠点*整備	し、総合的な支援を実施する。 立たくで生活する障害のある方やその家族が住み慣れた も地域で安心して生活ができるように、繁熱の時の相談 支援や受け入れなどのコーディネートを行う。
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	意からそうだんしえん。 基幹相談支援センター*を運営し、障害のある方に対する総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制を 意とうか。 強化する。
	災害時メンタルヘルス事業	震災によるストレス反応のある方、震災前の課題が 関在化した方、生活環境等の変化等に対して不適応の ある方等への相談支援を行う。また、被災者支援従事者 へのメンタルヘルスケアや首殺予防も視野に入れた 研修等を行う。
	まょうかくしょうが、 聴覚障害のある方の支援	聴覚障害のある方の福祉増進を図るため、各区に 聴覚障害者福祉相談員を配置する。
	精神保健福祉対策 (医師等による区・総合支所での程がない。 相談等)	心の悩みを抱える方や精神障害のある方の日常生活・社会参加等について、精神科医、精神保健福祉程がない。 程式・社会参加等について、精神科医、精神保健福祉相談員、保健師等が相談を行う。また、回復途上にあるでなる。 ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
	せいしんしょうがいゃかぞくしえんじぎょう 精神障害者家族支援事業	精神障害のある方の家族に対する支援を推進するために、家族スタッフ(ピア相談員)及び精神障害者スタッフ(ピア相談員)及び精神障害者スタッフの確保・育成を行い、相談支援、休息支援、学習支援等の充実を図る。
	にようがいまうだがか。 障害者相談員による支援 である支援 【再掲】	障害者福祉に見識のある障害当事者やご家族等を 時害者相談員として委嘱し、地域で暮らす障害のある 方に対する相談支援及び障害理解の促進・差別*解消 を推進する環境を整える。

		·
	なんびょういりょうそうだんかい 難病医療相談会	思者や家族の療養上の不安の解消を図るため、医師、 はけんし、かんぎし、ケースワーカー等が病気の理解、不安 の解消、療養生活に関する助言、指導等を行う。
	しかくしょうがいましょん 視覚障害者支援センター の運営	根覚障害のある方の地域での自立した生活を実現する ため、視覚障害者支援センターを運営する。
	高次脳機能障害*のある方 しまた への支援	高次脳機能障害*のある方が、地域で自立した生活を送ることができるように、総合相談や交流会等による 支援を実施する。
	意思の表出に高い困難性 を有する障害のあるがの コミュニケーション支援	意思の表出に高い困難性を有する
	ロービジョン*者への支援	視覚障害者支援の充実を図るために、多職種協働でロービジョン*の方への支援を行う。
	難病*サポートセンター シムネントጵ゚ク 運営管理	難病*患者等が住み慣れた地域で安心して療養生活 ができるよう、相談・支援、地域交流活動の促進及 び就労支援などを担うセンターを運営する。
	自閉症児者相談 センター うんなかかんりおよっかくじゅう 運営管理及び拡充	自閉症児者に対する地域生活支援システム整備の一貫 として、自閉症児者相談センターに発達障害者地域 支援マネジャーを配置し、支援の拡充を図る。
	たゅういんしゃほうもんしぇんじぎょう 入院者訪問支援事業	精神科病院入院患者のうち、第三者支援が必要な者に がいちょう せいかつ かん そうだん じょうほうていきょうとう やくわり 対し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割と した訪問支援員を派遣する。
	せいかつ こんきゅうしゃ じりつ そうだん しえん 生活 困窮者 自立 相談 支援 じぎょう 事業	はようろう せいかつ 成 の しょうろう が まうだい だい で で の
こども若者局	子どものこころのケア推進 事業	子どもと保護者の心の安定を図ることを旨的に、 専門医による「子どものこころの相談室」や、 ようじはなうじなうの機会を活用した問診調査や保健指導を 実施する。

教育局	児童生徒の「心のケア」 野童生徒の「心のケア」 野童生養の 推進事業	児童生徒の健やかな成長のために、各学校の教育相談 体制を充実させるとともに、様々な悩みや相談に対応 するために心の専門家であるスクールカウンセラーを 全校に配置・流流する。また、教職員の教育相談の 対応力の向上を自指して心のケア研修を実施する。 さらに、児童生徒の心のケアに関し、医療・心理・福祉 の専門家による意見交換を実施し、中島期的な取り組 みを検討するとともに、震災に作う心のケアを推進する。
-----	---	---

2		
健康福祉局	しょうがいしゃせきくすいしんきょうぎかい 障害者施策推進協議会の うんない 運営	障害者施策の推進に係る事項の調査審議及び施策の 実施状況の監視を行うため、障害者施策推進協 議会を運営する。
	障害者自立支援協議会及び地域の自立支援協議会の び地域の自立支援協議会の運営	障害福祉等の関係機関が、障害のある方等への支援 体制に関する課題について情報を共有し、連携の 繁密化を図るとともに、障害のある方等への支援体制 の整備を図る。また、区圏域の課題の集約・検討を行 う地域の自立支援協議会を運営する。
	精神保健福祉審議会の運営	精神保健福祉審議会を設置し、精神保健及び精神障害のある方の福祉に関する事項の調査審議により、精神保健及び精神障害 保健及び精神障害者福祉の向上を図る。
	葉病*患者への支援	難病特別対策推進事業、遷延性意識障害のある方の ちりょうけんきゅうとう じぎょう すいしん にちじょうせいかつ しえん 治療研究等の事業を推進し、日常生活を支援する。
	で 医療的 ケア児 * 者等への 支援 支援	変の吸引や経管栄養、導尿等の医療的ケア児*者等が、 サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を とれるよう支援を行う。
	いりょうがた たんき にゅうしょ じぎょうしょ 医療型 短期 入所 事業所 れんけいきょうか 連携強化	医療型短期入所事業所間の連携の強化、支援ノウハウ 素はうゆう 共有のための研修の実施・調整などを行うコーディ ネーターの配置などを宮城県・仙台市共同で実施する。
	多様な障害特性に応じた リハビリテーションの実施	障害のある方が地域で安心して自立生活ができるように、視覚障害、高次脳機能障害*、難病*など、専門的支援を必要とする障害のある方に対して、ICT*機器利用支援や心身の状況に応じた適切な自立訓練などのリハビリテーションを行う。

さいたくさんそのうしゅくきりょうしゃ 在宅酸素濃縮器利用者への しまん 支援	在宅酸素療法を実施しているか、常時人工呼吸器を かっようとする身体障害のある方等に対し、酸素濃縮器ま とは人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成 する。
全身性 障害者 等 指名制 かいぎ 介護への助成	重度の脳性麻痺等により全身に障害があり、家族に できょうかいでしょうかいない方を対象に、障害のある方本人 に介護人を選任してもらい、その介護を受けた場合にか かる費用の一部を助成する。
障害のある方への配食サービス事業	食事を用意することが困難な在宅のひとり暮らしの はまうかい 障害のある方に、最大1日1回、昼食又は夕食を でいまできた。 定期的に届ける。
しかくしょうが、 視覚障害 のある方への しえ接 支援	視覚障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるように、委託により総合的な相談支援・交流会等の生活支援事業及び白杖歩行訓練等の生活訓練事業を実施する。
内部障害のある芳への bikg 支援	障害特性により生活のしづらさが生じやすい呼吸器 た変態のある方が、早期から呼吸リハビリテーションに取り組むことで健康を維持したり生活障害を軽減したり できるように、環境整備や仕組みづくりを進める。また、免疫機能障害者の支援者の育成を実施する。
発達障害のある芳の自立 に向けた支援	行動障害かつ発達障害のある方に対して宿泊アセスメントを実施し、行動障害の軽減やこ次障害の予防及び深刻化したケースへの対応を目的とした支援を行う。
精神障害のある方のデイケア事業	生活指導、作業指導等のデイケアを実施し、回復途上に ある精神障害のある方の社会参加・社会復帰を促進す る。
地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク の推進	障害のある方等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、民生委員やボランティアがないと連携して、安否確認や生活支援を行う。
民生委員による ちいき みまま かっとうとう 地域の見守り活動等	障害のある方等が、住み慣れた地域で安心して自立した。 た生活を送ることができるよう、相談、情報提供、見守 り等を行う。

3	きょじゅうしえん 居住支援	
健康福祉局	重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害*等に対応したグループホームの整備促進	より手厚い支援を必要とする芳に対応する共同生活という。 というでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
	医療的ケア障害者対応型 グループホーム運営費補助	医療的ケアが必要な重症心身障害児*者が、住み慣れた地域で生活していくことができるよう、グループホームの運営費を補助する。
	しんしん しょうが、 心身の障害により居宅の こうじ おこな かた じゅうたくかいぞう 工事を行う方の住宅改造	より手厚い支援を必要とする方の住環境を整備する かいしゅうひ じょせい ための改修費を助成する。
	障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援	知的障害を伴う自閉症や、重症心身障害等のより であっした後を必要とする方の「住まいの場」の確保を 支援する。
都市整備局としせいびきょく	したいじゅうたくたでかえじぎょう 市営住宅建替事業における 重度身体障害者世帯向 け(車いす)住宅の設置	そうきゃうかしたいじゅうなく たてがえじぎょう とおいて、手摺、流し台 ときの を

4	ちいきいこう ちいきていちゃくしえん 地域移行・地域定着支援	
健康福祉局	精神障害のある方の地域社会交流促進(精神疾患・特神障害に対する正しい場所である。	精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適切な態度 の醸成を自指し、精神障害当事者による講演活動 (スピーカーズビューロー活動)を中心として精神 障害者地域社会交流促進事業を継続的に実施する。
	精神障害のある方の地域 いこうしえな。 ちいきていちゃくしえな 移行支援・地域定着支援	精神科病院に長期入院している方の円滑な地域移行・ できる。 定着を促進するために、値別支援の充実や精神科病院 支援実施指針に基づき、個別支援の充実や精神科病院 との連携体制の構築、ピアサポーター*の活用、地域で の生活を支える支援策の拡充等に取り組む。

5	ほけん いりょう ふくしれんけい 保健・医療・福祉連携	
	しんたいしょうがい かた 身体障害のある方の	じょうじくるま 常時車いすを使用する身体障害のある方の二次障害を
健康福祉局	けんこうしんさ 健康診査	予防するため、健康診査を実施する。
祖は	しょうがいじしゃ し か ほけんいりょう 障害児者歯科保健医療	せんだいしょくし ぱい きゅうじつやかん しゃしんりょうじょ 仙台市福祉プラザ内の休日夜間歯科診療所における
局なる	かっとうしょっし活動の実施	障害児者の歯科診療事業や在宅歯科診療事業の実施を
		補助する。また、障害児通所施設に年2回の歯科健康診査
		及び保健指導を実施するとともに、希望する障害者施設 での歯科健康教育を実施する。
	じゅうしょうしんしんしょうがい いりょうてき 重症心身障害・医療的	じゅうしょうしんしんしょうがい いりょうてき ロー しゃ しゃ げんじょう かだい 重 症 心身障害・医療的ケア児*者の現状と課題を
	ケア児*者支援体制整備	きょうゆう いりょう ふくし きょういく 共有し、医療・福祉・教育などのネットワークを構築す
	【再掲】	ることにより、支援体制の整備を図る。
	市立病院における	心の問題や精神疾患のある市民が安心して生活できるよ
	精神科救急システムの	しりつびょういんない たんかせいしんかびょういん たいおう むず しんたい う、市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体
	整備	たっかん せいしんしっかん も きゅうきゅうかんじゃ う い 疾患と精神疾患をあわせ持った 救 急患者を受け入れる たいせい せいば .
	きずな	たいざい せいび 体制を整備する。 じ し かんが かた じさつみすいしゃ いぞくとう そうだん おう
	こころの絆センター じきっょぼうじょうほう (自殺予防情報センタ	してした。かたが、
	(自殺予防情報センタ 一)の運営 一)の運営	必要に応じて週切な相談窓口につなけるとともに、地域に
	一) 0)建呂	る。また、震災後の心のケア事業と連動し、被災者の孤立
		学院および自死学院を強化する。
	かんけいきかん だんたいとう 関係機関・団体等の	じさったいさく そうごうてき すいしん かんけいきかん だんたいとう 自殺対策を総合的に推進するために、関係機関・団体等が
	有機的な連携による自殺	たが、 またみつ れんけい あ いったい たいおう たいざい 互 しん に 緊密に連携し合い、一体となって対応する体制づく
	予防推進	りを進める。
	こうじのうきのうしょうが、 高次脳機能障害*のある	こうじのうきのうしょうが、 かた ちいき じりっ せいかっ おく 高次脳機能障害*のある方が地域で自立した生活を送る
	方への支援【再掲】	けんしゅう じれいけんとうかいとう とお しえん ことができるように、研修や事例検討会等を通して、支援 きかん しょうがい リかいおよ しえんりょく こうじょう しぇん
		きかん しょうがい りかいおよ しえんりょく こうじょう しえん 機関の障害の理解及び支援力の向上、支援ネットワーク
	しゃちいましえん	の構築を図る。 いました、かぞく じょうたい おう てきせつ しえん てい
	ひきこもり*者地域支援 ** 事業	ひきこもり*者や家族の状態に応じた適切な支援を提 ************************************
	事 兼 	供するため、ひさこもり"地域支援センダー、はめとはー せんだい とうかんけいきかん れんけい けいぞくてき と仙台、アーチル等関係機関の連携による継続的なチーム
		しまんとう 支援等の取り組み(拠点機能)を推進する。
		いりょうてき じ しゃ じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃとう ざいたくせいかっ 医療的ケア児*者や重症心身障害児*者等が在宅生活を
	がせっしえん 開設支援	炊ぎる 継続していけるよう短期入所が利用しやすい環境を
		整備することを目的に、既存の医療機関や介護老人保健
		たまっとう たい いりょうがた なきにゅうしょじぎょうしょ かいせっしょ ない 施設等に対して医療型短期入所事業所の開設支援を 行
		う。

	後天性 免疫 不全 症候群	患者が必要な福祉サービスを受けられるよう支援のネッ
	(エイズ) 患者への支援	トワークを整備する。また、患者が学校・職場・地域にお
		いて円滑な日常生活が送れるよう、関係機関の緊密な は
	こうてんせい めんえき ふぜん しょうこうぐん	
	(表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	おさかいいかんせんしょう そうきはっけん かんしょう HIV感染症の早期発見のために受検を勧奨し、エイズの発症を予防する。また、HIV感染への不安がある
	(エイズ)に関する相談及 けんさ び検査	ズの発症を予防する。また、HIV感染への不安がある かた、そうだん たいもう ただ ちしま ふきゅうけいはつぎょ ごんご かんせん 方の相談に対応し、正しい知識の普及啓発及び今後の感染
	ひ検査 	万の相談に対応し、止しい知識の普及啓発及ひ今後の感染 まぼうけいはつ
		プ防啓発を行う。 して、またではなる。 はんこう とそくてい しょうと でんこう とそくてい しゅんこう とそくてい しゅんこう とそくてい しゅんこう とそくてい しゅんこう とそくてい しゅんこう とそくてい しゅん こうしゅう はんこう とそくてい しゅん はんしゅう にゅうしゅう はんこう とそくてい しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅう
	障害者健康づくり文援ノ ラン事業	個々に合った健康づくりの美践に向けて、健康度測定(4 」。 コース)を実施し、その結果に基づいた支援プランの作成
	プノ ヺ 果 	コース)を美施し、その結果に基づいた又援ブラブの作成 けいぞくてき けんこうしょん おこな や継続的な健康支援を 行 う。
		りない、まてき、せいしん。しょうが、べっな、うんどうじっせん。ば、ていきょう 身体・知的・精神の障害の別無く運動実践の場を提供す
	障舌 右 健康 ノンり 教 至 	身体・知的・精神の障害の別無く運動美域の場を提供 9 こべっそうだんおよ、せいかっ うんどう ていちゃく とう るとともに、個別相談及び生活に運動を定着させる等の
		支援を実施する。
	しょうがいしゃけんこう きょうしつ 障害者健康づくり教室	けんこう きょうしつ おこな とくべつし えんがっこうざいこうせいとう けんこう 健康づくり教室を行い、特別支援学校在校生等の健康づ
	したくねんしゃけいどちてき (若年者軽度知的	まっしっしょうりょうご けんこう かっとう くりを行うとともに、教室終了後も健康づくり活動を
	障害者)	継続するための支援を行う。
	しょうがいしゃうんどう 障害者運動サポーター	しょうが、 障害のある方の健康増進を支援するために必要な運動に
	養成研修会	関する知識・技術・実践力の習得と、支援者の養成を目
		的とした研修会を開催する。
	にようがいとくせい まう うんどう 障害特性に応じた運動プ	しょうがいとくせい こうりょうんどう でいりょくそくていほう 管 害特性を考慮した運動プログラムや体 力測定法、ツー
	ログラム等の調査・研究・	ルを開発する。
	開発	1.246
	しょうが、 障害のある方の健康づく	しょうが、 かた けんこう すいしん しょうが、 障害のある方の健康づくりを推進するため、障害のある
	りに関するネットワーク ^{じぎょう}	がた。ちいき しえん かんけいきかん 方を地域で支援する関係機関とのネットワーク会議に きんか じょうほうこうかん れんけい すす
	じぎょう 事業	きんか じょうほうこうかん れんけい ます 参加し、情報交換や連携を進める。
	にようが、 障害のある方の健康づく	障害のある方の健康づくりを啓発・支援するために、
	りに関する障害者団体 でまえこうざ 出前講座	職員を派遣する。
	出則講座 ヤングケアラー*支援	マングケアラー*の早期発見・支援につなぐため、関係
こども若者局	ヤンクケアフー * 支援 ^{たいせいきょうか} 体制強化	ヤンクケアフー*の早期発見・支援につなぐため、関係 **** 機関からなる支援体制を構築するとともに、当事者が悩み
も		(機関がりなる支援体制を構築することもに、当事者が個体 きょうゆう けいけん はな あ かいさい を共有し、経験を話し合えるオンラインサロンを開催す
岩やかもの		る。
局。		
L	<u> </u>	I

市立病院院	コンサルテーション・リエ ゾンセンター運営	単科精神科病院では受け入れが難しい身体合併症を抱えた精神疾患患者の受け入れシステムの構築と運用を行い、精神科および身体科両面からの医療の提供を推進する。
-------	--------------------------	--

6	- - きゅうふ てぁてとう - 給付・手当等	
健康福祉局	じりっしえんいりょうきゅうぶ 自立支援医療給付	身体障害のある方、精神障害のある方、障害や疾病の ある児童に対して、一定の条件に該当した場合、必要な 医療に要する費用を給付する。
局。	いかり はいかい かいりょうかい 小身障害者医療費の じょせい 助成	心身障害のある方の負担を軽減し、福祉の増進を図るため、障害の程度、区分等の一定要件を満たす方について、 にりょうか 保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成する。
	しているんびょういりょうひじょせいじぎょう 指定難病医療費助成事業	指定難病*に罹患し、一定の要件を満たす者に対して、 必要な医療に要する費用について、医療保険等適用後の 自己負担分を助成する。
	ゆかいしょうがいじいき ほそうく ひ 身体 障 害児者補装具費の じきゅう 支給	編装具の判定・処方や適合判定を実施し、障害の状況 に合った適切な補装具を支給する。
	こうがくしょうかいふくし 高額障害福祉サービス等 きゅうふない。 きゅうぶ 給付費の給付	障害福祉サービス等に基づく給付の自己負担額が基準額 を超える場合に当該額を償還する。また、介護移行した 一定の障害福祉サービス受給者に対して、介護保険の 自己負担額を当該給付により償還する。
こども若者局	小児慢性特定疾病*に 対対の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	小児慢性特定疾病*の認定を受けている、花笔かつ介護を 受けて通院している児童に幹2回に分けて介護料を交付 する。
1者局	いりにまんせいとくていしっぺい 小児慢性特定疾病* かんじゃ 患者への支援	こうせいろうどうしょうこく じ 厚生労働省告示により定める慢性疾病にかかっている じどう 児童に、保険診療の自己貧担分に対する医療費の給付を 行う。
	とくべつじどうふょうてあて 特別児童扶養手当の支給	障害児について特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図る。
環境局	一般廃棄物処理手数料の (ストマ装具・縦おむつ等支給者への家庭ごみ指定後の配布)	音楽学活動(新聞) 音楽生活用具絡付事業においてストマ装具・織おむつ等 を支給されている方に、減免相当分として家庭ごみ指定 袋 (中サイズ) 50枚を配布する。

(4)	。 ゔ゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゚ゔ゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚ゔ゚゙゚゚゙゙゚ ゚゚゚゚ヺ゚ゔ゚゚゚゚゚ゔ゚゚゚゚゚ゔ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	eかいさんか しゅうろう じゅうじつ ト ヘ 会加レ計 労 の 六 宇
1	一般就労*・福祉的就労*	L云学加C 税 力の元 天
健康福祉局	Li j j j j j j j j j j j j j j j j j j	しょうが、 かた しゅうろう かん そうだん えんじょ けいはっとう おこな 障害のある方の就労に関する相談、援助、啓発等を行うことにより、障害のある方の就労を総合的に支援し、 こよう そくしんおよ しゅうろう ていちゃく 雇用促進及び就労定着を図る。
局。	にゅうろうしえん 就 労 支援ネットワークの 乱が 強化	にようがいしゃしゅうろうしえん 障害者就労支援センターが中心となり、就労支援に たずされる就労移行支援事業所等の事業所や、各関係機関 と就労支援に関する連絡会議等を開催する。
	障害者就労プロモート	障害者の安定した雇用が実現される環境づくりを目的に、障害者になるが変したが変した。
	pt	障害のある方の職業的自立を支援するため、福祉・ ************************************
	じょうがいとういたくしゅうろう。 そくしん 障害者在宅就労の促進	障害のある方の在宅就労に関する知識や技術を習得 するための講座を開催する。
	しかくしょうがいとしゅうろうしょ 人 視覚障害者就労支援 そくしん 促進	しかくしょうがいきしょん 視覚障害者支援センターにおいて、通勤訓練、ICT* くんれんとう しゅうろうしぇん じっし 訓練等の就労支援を実施する。
	知的障害者チャレンジオ フィス	知的障害のある方を会計年度任用職員として雇用し、 一般就労*へ向けた支援を持っとともに、障害程度や のかりが、に応じた適切な業務内容、業務量等の検討を持つ う。また、その取り組みの成果を企業に紹介することに より、知的障害のある方の雇用促進を図る。
	しょうがいしゃこよう そくしんこうけんきぎょう 障害者雇用促進貢献企業の表彰	障害のある方を積極的に雇用し、働きやすい職場 環境をつくっている事業者に対し、市長より感謝状を 野皇するとともに、その取り組みを広く事業者や市民に 紹介し、障害者雇用の理解促進・雇用創出を図る。
	にようがいきしゅうろうしせっとう 障害者就労施設等から ぶっぴんとうちょうたっ すいしん の物品等調達の推進	障害のある方の経済的自立の促進を目的に、障害福祉サービス事業所等が提供する役務や製作した物品等の 調達の推進を図る。
	ふれあい製品*の販売 促進	ふれあい製品*の販売促進を図る社会福祉法人に構助金を交付するほか、ふれあい製品*の販売促進と障害のある方の社会参加を図るため、区役所や市民広場等において展示販売会を開催する。

総務局	しゃくしま 市役所における障害者の ほうていこようりつ じゅんしゅ 法定雇用率の遵守	じょうが、 障害のある方の雇用を推進するとともに、法定雇用率の じゅんしゅ つう 遵守に努める。
市民局	動労者福祉ガイドブック等発行	勤労者・事業者に対し労働関係情報を広く周知することを旨的として発行しているガイドブック等に、障害のある方の雇用促進のための法律や制度、問い合わせ先を掲載し、制度利用の普及啓発を図る。
人事委員会	障害のある方を対象と せんだいしょくいんざいよう した人性公司 試験選考	障害のある方の雇用促進を図ることを目的とした職員 採用選考を実施する。

2	にっちゅうかつどう 日中活動	
健康福祉 局	しょうがいときぶくし 障害者福祉センター うんないかなり 運営管理	障害者福祉の地域拠点機能を担い、自立訓練や生活介護事業を多機能型で行う障害者福祉センターを運営するとともに、講習会、会報発行、貨貨等を実施する。また、災害時には福祉避難所*の開設運営を担うことから、福祉避難所*の体制づくり、定期的に避難訓練を行う。
	にようがいしょうきぼういきかつどう 障害者小規模地域活動センター運営費の補助	障害のある方が通所し、創作活動や生産活動を通して、 で業指導や生活指導、さらには社会参加訓練等の地域的 な支援をでう施設に対して、運営費を補助する。
	重度重複障害者等受入 強要重複節書者等受入 強要を動物を 強要の補助	重度重複障害のある方等を受け入れている知的 は対かりできます。 ないして、支援員配置のための補助金を 交付する。
	but to the state of the state	身体障害のある方の健康管理や、社会生活に役立つ りは、 のうりょく しゅうとく はくてき かくしゅけんしゅうとう じっし かくしゅうとく しゅうとく しゅうとく しゅうとく しゅうとう じゅし 人名種研修等を実施する。

3	スポーツ・レクリエーション	·文化芸術
健康福祉局	パラスポーツの普及・啓発による障害理解促進事業 【再掲】	***
	多様に選択できるパラス ポーツ活動の参加機会の 拡大	障害のある方のスポーツを振興するため、パラスポーツ 教室及びスポーツ大会を開催するとともに、大会派遣へ の支援等を実施する。

	スポーツ施設使用料減免	障害のある芳がスポーツ施設を利用する際の使用料を 洗剤し、スポーツ、レクリエーション活動の機会を拡大 する。
	答種レクリエーション 活動の推進	しょうが、
	文化芸術活動の振興	障害のある方の文化芸術活動を振興するため、「仙台市」 障害者による書道・写真・絵画コンテスト」の開催や 歌歌ないないない。 芸術作品等の紹介、相互の交流を図る紙上交流誌「わっか」の発行等を実施する。
	かくしゅしょうがいしゃだんたいじょせい 各種障害者団体助成	障害のある方・子どもの文化芸術活動振興及び市民の 障害への理解促進のため、障害者福祉団体が行うイベ ントに対し補助金を交付する。
	luōóm、 障害 の あ る 方 の 国際 ^{こうりゅう} 交流	障害のある芳が海外の障害のある芳と交流・親睦を深めることを目的に芳かわれる事業について、補助金を交付する。
文化観光局	障害の有無に関わらず、 でも楽しめるインクル ーシブスポーツの普及・ そ 促進【再掲】	「発見!はじめてスポーツチャレンジフェスタ」等のスポーツイベントにおいて、ボッチャの体験会を実施する等、障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるインクルーシブスポーツの普及・促進を図り、障害のある方もない方もスポーツを通じて触れ合うことで、相互理解を深めることを冒指します。
	もりのみやこのふれあい コンサートの開催	障害のある方の芸術・文化活動を振興するため、障害者週間*(12月3日~9日)に合わせ、障害のある方やその補助者等を対象に、本市を代表する文化インフラである仙台フィルハーモニー管弦楽団による本格的なオーケストラの演奏会を実施する。
	リラックス・コンサートの 開催	客席の照明を暗くしない、上演中休憩ができるスペースを設ける等、子どもや障害のある方など、音楽鑑賞に不安がある方、配慮が必要な方が気軽に安心して音楽を楽しめる環境を整えたコンサートを開催する。
	文化芸術を地域に生かす を対した。ないでは、 をうぞうし、ないでは、 創造支援事業	障害のある芳による幅広い文化芸術活動の促進や文化 芸術の鑑賞、体験等の機会の充実等を図る取り組みを はじめとする、社会課題と向き合う公益性の高い文化 芸術活動に対して助成する。

教育局	電子図書館サービス	インターネットを通じて電子書籍を借りて読むことができるサービスを提供し、図書館への来館が困難な方もサービスが受けられるようにする。また、音声読み上げや
		文字拡大などに対応した電子書籍を導入することで、 しょうが、 障害のある方も利用しやすいようにする。
	図書・視聴覚資料の郵送	いちぶとしょかん 一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、心身の
	貸出サービス	障害等により図書館への来館が困難な方に、郵送による 図書・視聴覚資料の貸出を実施する。
	大活字本の貸出	全図書館において、一般に刊行されている図書の文字サ イズでは読みにくい方に向けて、小説をはじめ各分野の
		本を大きな活字で印刷した大活字本の貸出を実施する。
	かくだいどくしょき おんせいどくしょき 拡大読書器・音声読書器の	ぜんとしょかん 全図書館において、自己資料も含め、資料を拡大して画面 っっ た かくだいとくしょき せっち
	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	に映し出すことのできる拡大読書器を設置するととも
		に、宮城野図書館、せんだいメディアテークにおいて、 し、宮城野図書館、せんだいメディアテークにおいて、 自己資料も含め、文字をスキャナで読み取り、普声で読
		自己負料も含め、文子をヘイヤノで読み取り、自声で読 shttp:とくしょき せっち りょう きょう み上げる音声読書器を設置し、利用に供する。
		つまいるものは自留とは いちぶとしょかん 一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、視覚
	たいめんろうどくる対面朗読サービス	しょうが、かっじしりょう。りょう 障害で活字資料を利用できない方のために、音訳者が
		対面しながら資料を読む、対面朗読のサービスを実施す
		ర .
	おんやくしりょうかしだし 音訳資料貸出サービス	一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、音訳資料 (図書や各種資料等をカセットテープやデイジー*資料
		(図書や各種資料等をカセットテープやデイジー*資料
		しりょう しりょうせんよう さいせいき かしだい じっぱつ しりょうせんよう さいせいき かしだい じっぱつ でんし じゃん 資料、デイジー*資料専用の再生機の貸出を実施する。
	てんじとしま され えほん ぬの 点字図書・触る絵本・布	ぜんとしょかん てんじとしょ しょうが 全図書館において、点字図書や障害のある児童でも手で
	えほん かくだいしゃほん かしだし 絵本・拡大写本の貸出	競って楽しめる触る絵本・布絵本等の貸出を実施する。
		また、障害のない方にも貸出を実施する。
	図書資料 の リ ク エ ス ト おんやく 音訳サービス	おやぎのとしょかん 宮城野図書館において、サピエ図書館未所蔵資料の音訳 じりょうかしだしきぼう
	自訳リーとス	賃付負出布室があった場合、布室の図書館賃付の目訳を おこな しーでいー あーるとう へんかん かしだし じっし 行いCD-R等に変換し貸出を実施する。
	マルチメディアデイジー*	いちぶとしょかん 一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、視覚
	図書閲覧サービス	障害のある方及び印刷物をそのままの状態で読むこと
		が困難な方に向けて、音声と一緒に文字や画像が画面にした。
	おんやく てんやく	表示されるデジタル録音図書の貸出を実施する。
	リクエスト音訳・点訳・デ ータ変換サービス	せんだいメディアテークにおいて、ご希望の資料をご ************************************
	/ グダ! 大/	中国のアーダにを探する。自己の場合はCD-K、点子 いんざつ ぽぁぃ タタム ピーぴぶたん
	1	

じまくい でいーぶでいーとう 字幕入りDVD等の がしだし 貸出	おかばやしとしょかん 若林図書館、せんだいメディアテークにおいて、聴覚 はまうが、 障害のある方向けに、テレビで放映された番組などに 字幕が入っているDVD等の貸出を実施する。
生涯学習を通じた共生したがすいしんじぎょう社会推進事業	管害のある方が学校卒業後も生涯を通じて様々な学びの機会に親しみ取り組むことができるよう、文部科学省の委託事業を活用し、関連する課・団体等によるコンソーシアムを構成し、研修会やイベント等の開催を通じて施設職員の理解や支援方法等のスキル向上を目指す。

4	とうじしゃかつどう 当事者活動	
健康福祉局	知的障害のある方の本人 たいまた はない はんじん かっとう しょうな 活動の支援	知的障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、 ができながらい。 自ら話し合い、計画したボランティア活動や交流会等 がとうしまた。 活動を支援する。
	精神障害 の あ る 芳 の は かっとう で	精神障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、 精神障害のある方の社会後帰に関する活動についての 情報提供を行うとともに、障害のある方等に対する ボランティア活動を支援する。
	セルフヘルプ*グループ (障害のある方の自助グ ループ) の支援	セルフヘルプ*グループの立ち上げや運営に関する相談等、グループの育成への支援を実施する。
	ピアカウンセリング*事業 (精神障害のある方同士 のカウンセリング事業)	精神障害のある方が自身の問題解決能力を高め、社会 きんかと自立を促進するために、ピアカウンセリング*を学 び実践する機会を提供する。
	審議会等への障害のある がたいがですがた 方の参画推進	障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、精神 保健福祉審議会等の委員として障害のある方を委嘱し、 市政への参画を推進する。

5	移動・外出支援	
健康福祉局	できるが、 で書のある方への交通費 きう じょせい 等の助成	できる方の社会参加の推進のため、対象者にふれるい。 あい乗車証(市営地下鉄・バス、宮城交通の無料 ・海ではようしまができまった。 ・バス、宮城交通の無料 ・海では、・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費 ・自家用自動車燃料費 ・助成券のいずれかを交付し、移動に要する費用の一部を ・動成する。

リフト付自動車運行への ^{いよせい} 助成	一般の交通手段の利用が困難な障害のある方の社会 参加を推進するため、福祉有償運送実施団体へ経費の 一部を助成する。
じどうしゃうんてんめんきょしゅとく 自動車運転免許取得 へ の じょせい じどうしゃかいぞう じょせい 助成・自動車改造への助成	障害のある方の社会参加の推進のため、自動車運転免許 取得に要する費用及び身体障害のある方の自動車改造 に要する費用の一部を助成する。
かいゅうしょんとう 外出支援等のサービス でいきょう 提供	視覚障害により移動が難しい方に、必要な情報の で表達の外出支援を行う同行援護や、自己判断 のかり大が制限されている方の危険を回避するために必要 な支援や外出支援を行う行動援護等のサービス提供 を推進する。
ガイドヘルパーの派遣	全身性障害のある方にガイドヘルパーを派遣し、病院 や公的機関に行く場合等の付添を行う。

6	いしそううしえん 意思疎通支援	
健康福祉局	点字・声の広報発行	視覚障害のある方を対象に、生活情報を点字・普声版で舞月発行するほか、希望に応じ必要な文書等を点字訳・ 音訳して提供する。また、「せんだいふれあいガイド」 の点字・音声版を作成する。
	コミュニケーションの 支援 支援	聴覚障害のある方の各種通訳や相談等に応じるため、 上きまつうさくそうだいが、 えんがらします。 首次は、もといれます。 手話通訳相談員や遠隔手話・音声文化用タブレット 端末を市役所・各区役所に配置し、手話や要約筆記*等の 各種奉仕員等の養成講座の開講・派遣を行う。
	介護保険に関する手話通 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	聴覚障害者等が介護保険の要介護認定・要支援認定の した背を行ない調査を受ける場合や本市が主催又は後援する が選保険に関する説明会等に参加する場合に、手話通 記者を派遣する。
総務局	市政 だよりの点字版・ ************************************	視覚障害のある方を対象に、希望に応じて市政だより の点字版または音声版(ディジー*方式のCD版)の 提供を行う。
	ホームページ閲覧支援サ ービス(音声読み上げ)	本市ホームページについて、読み上げサービスの提供に より弱視の方や高齢の方等の閲覧支援を行う。
	市長定例記者会見等の をうがはいした 動画配信における手話 つうぞく とうにゅう 通訳の導入	市長定例記者会見等において、手話通訳付きの動画を市 ホームページに掲載することで、聴覚障害のある方へ の情報提供を行う。

消防局

視覚障害のある方に 対する防火防災等災害 対策広報用媒体(テープ・ CD・点字文書)の配布 防火防災等災害対策広報用媒体(テープ・CD・点字 対書)を作成し、視覚障害のある方へ配布する。

(5)安心して暮らせる生活環境の整備		
1	バリアフリー*・ユニバーサ	ルデザイン*
健康福祉局	ひとにやさしいまちづく りの推進	ひとにやさしいまちづくり推進協議会により、心のバリアフリー*の普及・啓発を行う。
文化観光局	スポーツ施設のユニバーサルデザイン*化等の推進	世んだいしこうきょうしせっそうごう 仙台市公共施設総合マネジメントプランに基づく たいきほかしゅうこうじ 大規模改修工事に合わせて、使いやすく、安全なスポー ツ施設を自指し、ユニバーサルデザイン*の採用やバリア フリー*を推進する。
都市整備局	低床バス 車両等導入へ の補助 こうできしせつ 交通施設バリアフリー*化 設備整備への補助	バス事業者に対して、低床バス車両の購入費の一部を 補助する。 でいたが ではまする。 たっとうしきょうしゃが行うバリアフリー*化設備整備事業に対して、事業費の一部を補助する。
建設局	都市公園のバリアフリー *化 *化 ごうろ 道路のバリアフリー*化	公園内の園路、広場、トイレ等のバリアフリー*化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン*の導入を図る。 歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの 敷設等、障害のある方が安全に安心して移動できるように、道路環境の整備を進める。
交通局	バスのバリアフリー*化の 推進	ノンステップバスの導入やバス停留所への上屋・ベンチの設置等により、バリアフリー*化を推進する。
	地下鉄のバリアフリー*化の推進	南北線において、各駅の駅ホーム乗降口への隙間 調整がの設置(駅ホームと車両との隙間縮小)や 3000系新型車両への更新(駅ホームと車両との段差 縮小、車いす・ベビーカースペースの設置等)により バリアフリー*化を推進する。

2	サービス提供体制の基盤	せいび 整備
健康福祉局	しょうがいしゃそうごうしょんほう もと 障害者総合支援法に基づく しょうがいぶくし 障害福祉サービス	自宅等で受けられる訪問系サービス、事業所等へ通所する日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスの安定的な提供を推進する。また、地域生活支援事業*・地域生活支援促進事業*に基づき、相談支援や予治の大人のをの移動支援をはじめ、一人ひとりに合
	じどうふくしほう もと 児童福祉法に基づくサービス	ったサービスの提供を推進する。 「はずかい
	障害者福祉センターの 整備	地域におけるリハビリテーション推進の拠点となる障害 者福祉センターの青葉区への整備を進める。
	生活介護事業所の整備	生活介護事業所の整備促進を図ることで、学校を卒業した。 た重な心身障害や医療的ケア、強度行動障害*等のより手厚い支援を必要とする障害のある方などに対して、 創作的活動や生産活動などの機会を提供する。
	くじょうかいけったいせい かいきんしゃひょうか 苦情解決体制や第三者評価 じぎょうたいせい しゅうち 事業体制の周知	施設等において障害のある方に対する権利侵害がおき ないよう、福祉サービスの苦情解決体制や第三者評価 事業制度の周知を行う。
	しょうかんさ、 すいしん 指導監査の推進	本市が実施する施設監査等を通して利用者の処遇向上 等を図る。
	しょうがいふくしじぎょうかんれん じ む 障 害 福祉事業関連事務の こうりつか 効率化	各区等の事務の本庁集約とデジタル技術活用による シラリラかを達め、負担を軽減することで、適正な事務執行 と市民サービスの向上を図る。
3	防災・減災等	
健康福祉 局	じょうがしゃさいがたいさくすいしん 障害者災害対策推進	災害時において障害のある方を支援する人的体制の ************************************
	ままかけいぞくけいかく ザーレーヴー 業務継続計画 (BCP) * まくてい かくじっ りこう 策定の確実な履行	災害発生時に障害福祉関係事業者が迅速に対応し、サービスを継続するとともに、いち草くサービスを再開できるよう、業務継続計画(BCP)*の策定について確実な履行を促す。
	じゅうどしんたいしょうがいしゃきんきゅう 重度身体障害者緊急 っうほう 通報システム	ひとり暮らしの重度身体障害のある方に通報装置を ないまたが、ないでは、かくほとなったかいしょうというというというといった。 ないましたが、くほとなったかいしょうとが、 質与し、安全確保と不安解消を図る。

	さいがいじょうえんごしゃじょうほう 災害時要援護者情報 とうろく、せいど 登録*制度	本人からの申出により災害時要援護者として登録した方に関する情報を、町内会や民生委員等に提供することにより、地域での支え合いによる取り組みを推進する。
	さくしなない。 福祉避難所*の拡充・ きのうきょうか 機能強化	介護等値をの対応が必要となるため、指定避難所での対応が困難な方の避難先となる福祉避難所*について、 介護施設等との協定の締結を進め、数を増やすとともに、資機材や備蓄物資の充実を図る。
	じんこうこきゅうきそうちゃくじしゃとう 人工呼吸器装着児者等に たい さいがいじこべっけいかく 対する災害時個別計画 さくせい すいしん 作成の推進	災害時に一人ひとりへの支援が効果的に実施できるように、人工呼吸器装着児者などを対象に、災害時個別計画の作成を推進する。
危機管理局	災害時要援護者 (避難行動を受ける。 (避難行動を受ける。 (避難計画*作成推進	災害時要援護者(避難行動要支援者)の個別避難計画* 於性成を推進するため、危険度の高い地域から優先的に 計画を作成するとともに、 仙台市災害時要援護者避難 支援プランの更新を行う。
市民局	障害のある方等に対する がとうざ 防犯講座	障害のある方やその家族、福祉施設等の職員を対象とした防犯講座を開催し、障害のある方の犯罪被害防止に 係る知識の普及を図る。
	いうのしざ 消費者 トラブル 見守 り ^{じぎょう} 事業	障害のある方と接する機会の多い民生委員児童委員や 対けいだがないとう 関係団体等に対し、消費者被害の早期発見や未然防止を 図る。
消防局	災害時における情報 ではまうないない。まいできたした。 提供体制の整備促進	災害の発生時に障害のある方が迅速かつ正確に情報を 地握できるよう、災害に関する情報をインターネットや 電子メール等で提供する。
	119番緊急通報の強化	聴覚・言語障害がある方によるNET119緊急通報システムや電子メール、FAXでの119番緊急通報の受付を行う。

4	じぎょうしょしえん じんざいしえん 事業所支援・人材支援	
健康福祉局	各種研修等の実施	各専門相談機関(ウェルポートせんだい、はあとぽーと せんだい 仙台、アーチル)や相談支援事業所、就労支援センタ 一等との連携による研修やセミナー等を実施する。
	しょうがいしゃ 障害者ケアマネジメント* じゅうじしゃょうせいけんしゅう 従事者養成研修	はまうかしょ ちいきせいかっしょん でっよう でっとう でっとう でっとう でっとう でっとう でっとう でっとう でんしゅう おこな メントに関する知識を習得する研修を行う。

なんぴょう かんじゃとう 難病*患者等ホームヘル/ ようせいけんしゅうじぎょう 一養成研修事業	パ 難ずき がじゃとう 能者等にホームヘルプサービスを提供するため に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図 る。
にゅうだいふくし 障害福祉サービス従事者 かくほしえん 確保支援	障害福祉に携わる人材の確保と定着を目的として、 に、事業者を対象としたセミナーや、事業所職員の交流会などを実施する。
がいたいと 体合市ボランティアセン ターによるボランティアの がいたとうできる。 各種講座等【再掲】	ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供 し、ボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティアの要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援を 行う。

資料編 「国本」 「大」

1	akutunys ess zun phinis 本計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
2	かんけいじょうれいとう 関係条例等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
3	しょうがいふくし 障害福祉サービス等についての説明・・・・・・・・・・・・・・・・106
4	ょうご かいせつ 用語の解説 ······· 117

資料編 1

本計画策定の経緯

tern けいか 1 **策定の経過**

せんだいししょうがいしゃとうほけんふくしき そちょうさ じっし(1)仙台市障害者等保健福祉基礎調査の実施

次期「仙台市障害者保健福祉計画」、第7期「仙台市障害福祉計画」、第3期「仙台市障害福祉計画」、第3期「仙台市障害児福祉計画」の策定にあたり、障害のある方の日常生活の状況、温祉サービスの利用状況、市民の障害のある方に対する理解の状況等をはあく
把握することを目的として実施。

じっしきかん 実施期間	詳細
令和4年10月~	世んだいししょうがいしゃとうほけんふくしき そちょうさ 仙台市障害者等保健福祉基礎調査(アンケート調査)
令和4年12月	
令和4年12月~	せんだいししょうがいしゃとうほけん ふくしき そ ちょうさ 仙台市障害者等保健福祉基礎調査 (ヒアリング調査)
令和5年3月	

せんだいししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎゃい かいさい (2)仙台市障害者施策推進協議会の開催

かいさいにちじ 開催日時	開催内容
令和5年	カルカー ねんとだい かい 令和4年度第8回
1月31日	• 諮問
令和5年	キャッカー ねんどだい かい 令和4年度第10回
3月16日	・次期計画策定の協議スケジュール
令和5年	令和5年度第1回
5月18日	・令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果報告
	・現行仙台市障害者保健福祉計画等の施策の評価、課題、新たな視点
^{れいわ}	令和5年度第2回
7月26日	・次期計画の策定(構成および視点)
	・テーマ別議論(就 労)
^{れいわ}	令和5年度第3回
8月29日	・次期計画の方向性(理念、基本目標)
	・テーマ別議論(人材確保・定着)
令和5年	令和5年度第4回
9月20日	・成果目標・活動指標
	・テーマ別議論(障害児)
令和5年	令和5年度第5回
10月26日	・次期計画の方向性(理念・基本目標)
	* 中間案骨子
	^{かんれんきかん} ・関連機関からの報告
令和5年	令和5年度第6回
11月28日	・中 間案、パブリックコメント概要
令和6年	カルカ ねんとだい かい 令和5年度第7回
3月12日	・パブリックコメントの結果報告、答申案

(3)計画に関連する本市附属機関等での検討

- せんだいししょうがいしゃじりっしえんきょうぎかい 仙台市障害者自立支援協議会
 - ・ 障害児者が地域の中で孤立したり、支援につながらない等の事態を生 だ そうだんしえんたいせい しってき りょうてきかくじゅう み出さないための相談支援体制の質的・量的拡充

 - じんざいいくせい かか けんしゅうたいけいとう かくりつ・ 人材育成に係る研修体系等の確立
- 世んだいしせいしんほけんふくししんぎかい 仙台市精神保健福祉審議会
 - ・ 地域における支援体制のあり方
 - せいしんしょうがいしゃ ちぃきぃこう すいしん 精神障害者の地域移行の推進
- - がくれいき はったっしょうがいじ き め しぇん じつげん れんけい 学齢期の発達障害児への『切れ目のない支援』を実現するための連携・きょうどう かた 協働のあり方
 - せいじんき じりっ じつげん ひつよう しぇん 成人期の自立を実現するために必要な支援やネットワークのあり方

せんだいししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかいいいんめいぼ ごじゅうおんじゅん けいしょうりゃく 仙台市障害者施策推進協議会委員名簿(五十音順・敬称略)

	5台ル水性に協議会女員石海(ユー自順・水が両) しょぞく しょくめい こない いいんにんき
いいんめい 委員名	所属・職名 ()内は委員任期
秋山 一郎	世んだいしきょういくきょくとくべつしえんきょういくかちょう仙台市教育局特別支援教育課長
thiston Upph 大坂 純 hivisaio 【会長】	まくしせんもんがくいんふくがくいんちょう 東北こども福祉専門学院副学院長
ぉくだ たえこ 奥田 妙子	しゃかいふく しほうじんあいせんかいほんぶちょう 社会福祉法人愛泉会本部長
小野 彩香	とくていひぇいりかつどうほうじんすいっちだいひょうりじ 特定非営利活動法人Switch代表理事 とくていひぇいりかつどうほうじんせんだいしせいしんほけんふくしだんたいれんらくきょうぎかい 特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会
が は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	世んだいべんごしかい こうれいしゃ しょうがいしゃ けんり かん いいんかいいいん 仙台弁護士会(高齢者・障害者の権利に関する委員会委員)
かの ひでお 鹿野 英生	いりょうほうじんしゃだんしょしんかいもり 医療法人社団初心会杜のホスピタル・あおば理事長・院長/一般社団法人 せんだいし か い り じ 仙台市医師会理事
かのう えつこ	せんだいこうきょうしょくぎょうあんていじょしょくぎょうそうだんぶちょう れいわ ねん がつ にち
加納 悦子	仙台公共職業安定所職業相談部長(令和5年3月31日まで)
菅野 淑江	特定非営利活動法人グループゆう理事/仙台市サンホーム園長
熊井 正之	東北大学大学院教育学研究科教授
熊谷 経光	社会福祉法人家庭福祉会理事長(令和5年2月4日まで)
佐々木洋	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会副会長兼常務理事(令和5年4月20日から)
ささき ひろしげ 佐々木 寛成	ささきしか いんちょう いっぱんしゃだんほうじんせんだい しか いしかいり じ佐々木歯科クリニック院長/一般社団法人仙台歯科医師会理事
しばた かずこ 柴田 和子	みゃぎけんじへいしょうきょうかいふくかいちょう 宮城県自閉症協会副会長
高橋 勝彦	しゃかいふく しほうじん しゃりじちょう れいわ ねん がっ にち 社会福祉法人わらしべ舎理事長(令和5年3月1日から)
高橋 秀信	世んだいししかくしょうがいしゃふくしきょうかいかいちょう 仙台市視覚障害者福祉協会会長
てらだ きょのぶ 寺田 清伸	しゃかいふくしほうじんせんだいししゃかいふくしきょうぎかいじょうむり じ れいゎ ねん がっ にち 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事(令和5年3月31日まで)
中嶋 嘉津子	いっぱんしゃだんほうじんせんだいしょうがいしゃ きょうかい り じ 一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会理事
西尾 雅明	とうほくふくしだいがく いんちょう いっぱんしゃだんほうじんせんだいしいしかい 東北福祉大学せんだんホスピタル院長/一般社団法人仙台市医師会
野内 伸一	せんだいこうきょうしょくぎょうあんていじょしょくぎょうそうだんぶちょう れいわ ねん がっ にち 仙台公共職業安定所職業相談部長(令和5年4月1日から)
はせくら あっこ 支倉 敦子	せんこくこうげんびょうとも かいみゃぎけん しぶ うんえいいいん とくていひえ いりかつどうほうじんみゃぎけんかんじゃ 全国膠原病友の会宮城県支部運営委員/特定非営利活動法人宮城県患者・
	かぞくだんたいれんらくきょうぎかい り じ 家族団体連絡協議会理事
早坂 勇人	ひとかいふく しほうじん かっ にち 社会福祉法人チャレンジドらいふ 副理事長(令和5年1月1日から)
^{みうら つよし} 三浦 剛 ^{ふくかいちょう} 【副会長】	とうほくふくしだいがくそうごうふくしがくぶきょうじゅ 東北福祉大学総合福祉学部教授
山下 はる奈	をくていひぇ いりかつどうほうじん かいしゅうろうしぇんいん 特定非営利活動法人シャロームの会就労支援員・ピアスタッフ

3 中間案への意見募集(パブリックコメント)

(1)意見募集期間

れいわ ねん がつ にち きん れいわ ねん がつ にち きん 令和5年12月22日(金)~令和6年1月26日(金)

いけんぼしゅうほうほう (2)意見募集方法

- ① 市政だより、市ホームページ、市公式LINEによる周知
- ししせつ こうてききかんとう市施設・公的機関等における配布・閲覧 仙台市福祉プラザ 等
- ③ 障害者関係団体、事業者等への配付 ふくしかんけいかくしゅほうじん しょうがいふくし じぎょうしょ とくべっしえんがっこう 福祉関係各種法人、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、ひとにやさし すいしんきょうぎかいかめいだんたい しょうてんがいしんこうくみあい とういまちづくり推進協議会加盟団体、商店街振興組合 等
- せんだいしみんせいいんじどういんきょうぎかいりじかい なら かくくみんせいいんじどういいんきょうぎかい 仙台市民生委員児童委員協議会理事会、並びに各区民生委員児童委員協議会 委員会での周知
- さんかしゃ ⑤ ココロン・カフェ参加者への周知

いけんていしゅつほうほう (3)意見提出方法

ゅうそう でんし でんししんせい 郵送、ファクス、電子メール、電子申請

(4)情報保障*

たんじほん ほん まんせい 点 ないない はん まんせい 点字版、ルビ版、テキスト版(音声データ対応)、わかりやすく説明する版

いけんていしゅつすう けんす (5)意見提出数・件数

ていしゅつしゃすう

提出者数

90人(内訳:郵送1人、ファクス4人、電子メール8人、電子申請77人)

② 意見件数 500件

いけん うちわけ (6)意見の内訳

がいとうこうもく 該当項目	件数	がいとうこうもく 該当項目	### 件数
計画全般	50件	第4章 障害福祉計画(第7	21件
		期)・障害児福祉計画(第3期)	
第1章 計画策定の概要	5件	第5章 計画の推進	8件
第2章 障害のある方を取り巻	14件	事業・サービス等	292件
く現状			
第3章 計画の方向性	38件	その他	72件
	ごうけい 合計		500件

じりょうへん **資料編 2**

かんけいじょうれいとう 関係条例等

せんだいししょうがいしゃせきくすいしんきょうぎかいじょうれい 1 仙台市障害者施策推進協議会条例

しょうわ ねん がつ にち 昭和63年12月20日 せんだいしじょうれいだい ごう 仙台市条 例第128号

(趣旨)

第1条。この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により審議会その他の合議制の機関として設置する価台市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

 $(\mathring{\Psi}_{6}, 3 \cdot \mathring{\Psi}_{13}, 10 \cdot \mathring{\Psi}_{17}, 3 \cdot \mathring{\Psi}_{23}, 10 \cdot \mathring{\Psi}_{24}, 3 \cdot \mathring{\Phi}_{E})$

(組織)

だい じょう きょうぎかい いいん にんいない 第2条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - いち かんけいぎょうせいきかん しょくいん 関係行政機関の職員
 - こ 学識経験者

 - はたりがいしゃ
 かん

 できまう
 できょう

 できまう
 では事する者
 - 五市の職員

(平6、3·改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平24、3·改正)

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことが

できる。

- 2 専門委員は、第2条第2項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任される ものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

ゕぃぎ (会議)

だい じょう かいちょう きょうぎかい かいぎ しょうしゅう ぎちょう 第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

いにん (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

が関

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

が 則 (平6、3・改正)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成6年5月規則第49号で、平成6年6月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に値台市心身障害者対策協議会の委員である者は、その際 改正後の第2条第2項の規定により値台市障害者施策推進協議会の委員として委嘱文は 任命されたものとみなし、その任期は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、同項 3 改正後の第2条第2項第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期 は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成7年5月31日までとする。

が 則 (平13、10・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

が 則 (平17、3・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成17年8月規則第92号で、附則ただし書に係る規定は、平成17年8月10日から施行) 所 則 (平23、10・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

が 則 (平24、3・改正)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、市長が定める日から施行する。

(平成24年5月規則第54号で、附則第1項ただし書に係る規定は、平成24年5月21日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市障害者施策推進協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

2 仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針

平成30年3月8日

仙台市障害者施策推進協議会決定

第1 趣旨

世んだいしょうがいきせきくまいんなようぎかい いか きょうぎかい 仙台市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定めるできない。 かか じむ いったいてき おごな しょうがいしゃせきく けいぞくてき かいぜん こうじょう はか 次に掲げる事務を一体的に行い、障害者施策の継続的な改善と向上を図るものとする。

- 1 障害者基本法第36条第1項第2号に定める障害者に関する施策の総合的かつ計画的な 推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること
- 2 障害者総合支援法第88条の2に定める市町村障害福祉計画に係る調査、分析及び評価 すること
- 3 児童福祉法第33条の 21 に定める市町村障害児福祉計画に係る調査、分析及び評価する

第2 計画

この方針において、計画とは、仙台市障害者保健福祉計画、仙台市障害福祉計画及び 世界をいしようがいじょうがいじょく しけいかく 世界をいしようがいじょく しけいかく 仙台市障害用福祉計画をいう。

第3 監視等

この方針において、監視等は、監視、調査、分析及び評価をいい、次の手法により行うものと する。

1 監視

協議会は、次のアから工までに掲げる事業等について、毎年度、前年度の状況又は のようなようまた。 見込み量の推移等を基に進捗状況に関する資料を作成する。

- ア 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されている事業
- せんだいししょうがいしゃほけんふくしけいかく けいさい しんきじぎょうとう イ 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されていない新規事業等
- ウ 仙台市障害福祉計画及び仙台市障害児福祉計画に掲げる数値目標及び見込み り 量

エ 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすい まちをつくる条例(以下「条例」という。)に基づいて実施する事業

2 調査

協議会は、障害者やその家族、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業所、有識者等に対し、面談又は懇談会若しくは簡易な調査票配布等により、障害者やその家族の生活の状況、障害福祉サービスの利用意向、事業所の運営状況、条例に基づく事業や相談の実施状況などに関する調査を行う。

3 分析及び評価

協議会は、1監視及び2調査のほか、仙台市が行う障害者等保健福祉基礎調査等に基づき、各事業等の取組状況や障害者の生活実態等を総合的に分析し、計画及び条例に基づく事業の進捗及び達成状況に係る総合的な評価について審議する。

第4 監視等の進め方

かんしとう ます かた まいねんど きょうぎかい 思視等の進め方は、毎年度、協議会において決定する。ただし、第3の1監視に係る資料については、毎年9月を目途に作成するものとする。

第5 その他

(1) 結果の公表

かんしとう。かかっしりようとして協議会に提出されたもの及び審議経過については、協議会の資料として公表する。

(2) 監視等に基づく意見等

協議会は、監視等に基づき、必要に応じ、仙台市の障害者施策について意見を述べるものとする。

りょうへん **資料編 3**

障害福祉サービス等についての説明

本編第4章の「4 寛気量」に記載する障害福祉サービス等について、事業内容を預旨ごとに 説前します。

1 障害福祉サービス

		,
	^{きょたくかいご} 居宅介護	じたく にゅうよく はい しょくじ かいこ 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	じゅうどほうもんかいこ 重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により、
		たりとうじょういちじる 行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方に
		対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、外出時
		における移動支援などを総合的に行います。
		しかくしょうが、 いどう いちじる こんなん かた いどう 視覚障害により移動に著しい困難がある方に、移動に
①訪問系	とうこうえんご 同行援護	かつよう じょうほう ていきょう いどう えんご がいりゅつしえん おこな 必要な情報の提供や移動の援護などの外出支援を行
問えばい		います。
		じこはんだんのうりょく せいげん 自己判断能力が制限されている方が行動する時に、
	こうどうえんご 行動援護	きゅん かいひ 危険を回避するために必要な支援や外出支援を行いま
		す。
	じゅうどしょうがいしゃとうほうかっし えん 重度障害者等包括支援	かいご ひつようせい たか かた きょたくかいご じゅうどほうもんかいご 介護の必要性が高い方に、居宅介護、重度訪問介護、
		行動援護などの障害福祉サービスを包括的に提供しま
		す。
	生活介護	日中、常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事
		などの介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産
		たっとう きかい ていきょう 活動の機会を提供します。
2	じりっくんれん 自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定
日中に	きのうくんれん (機能訓練)	期間、理学療法、作業療法など、身体機能や生活能力の
②日中活動系	(機能訓練)	できたよう ひっよう くんれん そうだんじょげんとう おごな 向上のために必要な訓練や相談助言等を行います。
系以	しゅうろうせんたくしぇん 就労選択支援	アセスメント等の実施により、障害者本人が一般就労*
		しゅうろうけいしょうがいふくし しぎょうしょ みずか せんたく や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択す
		ることや、本人の状況などに合った選択ができるよう、
		のまう し えん おごな 必要な支援を行います。

		じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いってい
	じりっくんれん 自立訓練 せいかつくんれん (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定 きかん せいかつのうりょく こうじょう くんれん おこな 期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行いま
	(生活訓練)	す。
	しゅうろういこうしぇん 就労移行支援	****** 企業などへの雇用を希望する方に、一定期間、就労に
		かっよう たりま のうりょく こうじょう ひっよう くんれん かきな 必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行
		います。
		企業などに雇用されることが困難な方に働く場を提供
	はいずらうけいぞくしょん がた 就労継続支援A型	するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために
		めつよう くんれん おごな 必要な訓練などを行います(雇用契約を結びます)。
		企業などに雇用されることが困難な方に働く場を提供
	はいうろうけいぞくしぇん がた 就労継続支援B型	するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために
		めつよう くんれん おこな います(雇用契約を結びません)。
		いっぱんしゅうろう いこう かた しゅうろう ともな せいかつめん かだい 一般就労*に移行した方の就労に伴う生活面の課題に
	しゅうろうていちゃくしぇ ん 就労定着支援	対して、企業・自宅などへの訪問や、必要な連絡調整や
		しとう じょげんとう おこな 指導・助言等を行うことで、本人の就労の継続を図りま
		す。
	りょうようかいご 療養介護	にりょう じょうじかいこ ひつよう かた おも ひるま いりょうきかん 医療と常時介護を必要とする方に、主に昼間、医療機関
		で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の
		支援を行います。
	たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所(福祉型、 いりょうがた 医療型)	したく 自宅で介護を行っている方が病気の場合などに、
		短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護
		などを行います。
		サとりぐ ひつよう りかいりょく せいかつりょく おぎな 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、
③居住系	じりっせいかつえんじょ 自立生活援助	でいきてき きょたくほうもん ずいじ たいおう ひっよう しえん おこな 定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行
		います。
	きょうとうせいかつえんじょ 共同生活援助	やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ いとな じゅうきょ そうだん にちじょうせいかつ 夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、日常生活
		の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	しせっにゅうしょし えん 施設入所支援	たい にゅうしょ しょうがい かた たい やかん きゅうじつ 施設に入所する障害のある方に対して、夜間や休日
		に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

		障害のある方が地域の中で孤立することなく、住み慣

	ちいきせいかつしえんきょてん とう 地域生活支援拠点*等	うけいれ たいおう たいけん きかい ぱ せんもんてきじんざい かくほ ようせい 受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、
	地域の体制づくりといった居住支援のための機能を備え	
		た場所や体制づくりを行います。

2 相談支援

	<u>, </u>
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時のサービス等利用計画 を発展した。 ないますがない。 ないますがない。 ないますがない。 ないますがない。 利用計画の作成を行います。また、作成された計画が できせつ。 適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必要に応じ て見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している方や精神科病院に に対している方に対して、住居の確保や地域生活移行 に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの 体験的な利用支援など必要な支援を行います。
まいきていちゃくしぇん 地域定着支援	ままたく 居宅において単身で生活する障害のある方に対し、常 に連絡が取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

3 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

じどうはったつしえん 児童発達支援	における基本的動作や知識などを習得し、集団生活に できなう 適応することができるように支援を行います。
は、カルごとう 放課後等デイサービス	しゅうがくちゅう しょうがい じどう はったっ ふぁん じどう 就学中の障害のある児童や発達に不安のある児童に がっこうきゅうぎょう び 対して、放課後や学校休業日において、生活能力向上 しゃかい こうりゅうそくしん ひっよう しえん おこな や社会との交流促進のための必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	はうちんしえんいん ほいくしょ ようちえんとう ほうちん しょうがい 訪問支援員が保育所や幼稚園等を訪問し、障害のある じどう たい しゅうだんせいかつ てきおう せんもんてき 児童に対して、集団生活への適応のための専門的な

	しえん ひつよう しえん ていきょう
	支援などの必要な支援を提供します。
	大工呼吸器を装着しているなど日常生活のために医療
	を要したり、疾病のため感染症にかかるおそれがあるた
 まょたくほうもんがたじとうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	め、外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を
店七初向空兄里光建又拨 	またもの 訪問し、日常生活における基本的動作や知識などを
	習得して集団生活に適応することができるように支援を
	行います。
 ふくしがたしょうがいじにゅうしょしせっ 福祉型障害児入所施設	にようがいじにゅうしょしせっ していいりょうきかん にゅうしょ しょうがい 障害児入所施設や指定医療機関に入所する障害のあ
個価空障音児へ別施設 いりょうがたしょうがいじにゅうしょしせっ ・医療型障害児入所施設	る児童に対して、保護、日常生活の指導、治療などを行
* 医原至障音光八別爬取	います。
	にようがいじつうしょし えん じどうはったつし えん ほうかごとう 障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス
	など)の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の
 しょうがいじそうだんし えん 障害児相談支援	ではい しきゅうけっていこ れんらくちょうせい しょうがいじ しぇんりょうけいかく 作成、支給決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」
桿音光性缺乏接	の作成を行います。また、作成された計画が適切かどう
	かモニタリング期間ごとに検証し、必要に応じて見直しを
	行います。
医療的ケア児*に対する	しんこうこきゅうきとう いりょうてき ひっよう しょう じゅうしょう 人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする児童や重症
関連分野の支援を調整するコー	心身障害児*などが地域で安心して暮らしていけるよう
ディネーター	にするための支援を総合的に調整する者を指します。
	生後5か月以上から小学校就学前の保育が必要な、
とくべつしえんほいくじぎょう 特別支援保育事業	とくべっしえんほいくしんぎいいんかい 特別支援保育審議委員会において集団保育を受けるこ
	とが可能とされた児童の保育を行います。
	ではらかい しょうい ていど かんあん しゅうだんほいく いちじる こんなん 障害や疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難
きょたくほうもんがたほいくじぎょう 居宅訪問型保育事業	であると認められる児童を、その居宅において1対1で
	保育します。
	就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生
放課後児童健全育成事業	の児童を対象に、児童館等において適切な遊びや生活
	の場を提供します。

4 発達障害のある方等に対する支援

はったつしょうがいしゃしぇんちいききょうぎかい 発達障害者支援地域協議会	じへい 自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠如・多動症など はったっしょうがい の発達障害のある方等への支援体制を整備するため、 いりょう、ほけん、ふくし、きょういく、ろうどう 医療、保健、福祉、教育、労働などの関係者で構成する
	協議会を指します。 はったっしょうがい そうきはっけん そうき はったっしぇん 発達障害の早期発見、早期の発達支援などのために、
はったつしょうがいゃしぇん 発達障害者支援センター	発達障害のある方、その家族、関係者に対して、専門 を対して、本市で をは、対して、本市で
	は北部及び南部アーチルを指します。 はたましょうがいじします。 発達障害児者の支援に相当の経験と知識のある社会 福祉士など、市町村、事業所、医療機関など関係機関の
はったつしょうがいしゃち いきし えん 発達障害者地域支援マネジャー	福祉士など、市町村、事業所、医療機関など関係機関の れがいいかっよう。れんらく、ちょうせいじょげんとう。 連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことが できる者を指します。
	でざる者を指します。 しょうがい 障害のある児童の保護者を対象とし、児童の行動変容
ペアレントトレーニング	を目的に、褒め方や指示などの具体的な教育スキルを
	獲得することを冒指したトレーニングを行います。 「なっとなる」となった。 「は、ことでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
	保護者が子ともの特性を知り、関わり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的と
ペアレントプログラム	した子育て支援のプログラムを指します。ペアレントトレ
	***だんかい きほん いき ーニングの前段階の基本トレーニングとして位置づけら
	れます。
	はったっ 発達に不安のある子どもの子育てを経験し、かつ相談
	支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者を指し
°71.3.1.43.7b	ます。ペアレントメンターは、子どもの発達に不安を抱え
ペアレントメンター	る保護者に対し、地域資源に関する情報を提供すると
	ともに、孤立感や不安を軽減するようサポートを行いま
	す。
	まな なや はいけい も ひと しょうがい かたどうし 同じような悩みや背景を持つ人、障害のある方同士が、
ピアサポート	対等な立場で互いに支え合うことを指します。(ピア/
	で ま なかま どうりょう い み peerは仲間や同僚の意味)

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

保健、医療及び福祉関係者によ *
は
る協議の場 せいしんしょうがいしゃ ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん きょうどうせいかつえんじょ じりっせいかつえんじょおよ じりっくんれん せいかっ ※精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助及び自立訓練(生活 くんれん しょうがいふくし きさい じぎょう たいしょう せいしん 訓練)については、「1 障害福祉サービス」と「2 相談支援」に記載の事業のうち、対象を精神しょうがい かた げんてい 障害のある方に限定したものになります。

そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうか とりくみ 相談支援体制の充実・強化のための取組

	本市では、地域の相談支援事業所等の相談支援従事者
きかんそうだんしえん	に対し、訪問等による総合的・専門的な指導助言や、
基幹相談支援センター*	研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携
	強化の取り組み等を実施します。
	障害児者の支援体制の整備を図ることを目的に、課題
きょうぎ か い エカニ ※ 人	を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、
協議会	地域の実情に応じた支援体制のあり方について協議を
	おこな しょうがいしゃじ りっしぇんきょうぎかい さ 行う障害者自立支援協議会を指します。

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

しょうかいぶくし 障害福祉サービス等に係る各種 けんしゅう かつよう 研修の活用	都道府県の実施する、虐待防止・権利擁護に関する が必要がある。というというというではなります。 が必要がある。 ではなりますがある。 ではなり、 ではなりなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなりなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなりなり、 ではなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなり
しょうがいしゃじりっしえんしんさしはらいとう 障害者自立支援審査支払等シス しんさけっか きょうゆう テムによる審査結果の共有	にようがいしゃじりっしえんしんさしはらいとう 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の ぶんせき をごな 分析を行い、その結果を、事業所や近隣自治体と共有 することで、給付の適正化や請求事務の効率化等に 活用します。
うんえいしどうとう 運営指導等	指定障害福祉サービス事業所等の実地において、自立 しえんきゅうぶとう かん ひつよう 支援給付等に関して必要があると認める場合に「運営 しどう あら してい ばあい しんきじぎょうしょほうもん ふせい 指導」、新たに指定した場合に「新規事業所訪問」、不正

	の疑いがある場合等に「監査」を行います。
	指定した障害福祉サービス事業者等に対する指導が
しゅうだんしとう	必要な場合、または、自立支援給付等に関して必要があ
集団指導	ると認める場合に、その内容に応じ、講習等の方法によ
	り行います。

ちいきせいかつしえんじぎょう 8 地域生活支援事業*

8 地域	域生活支援事業*	
①必須事業	リかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修・啓発事業	障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	じはってきかっとうしき 40でまう 自発的活動支援事業	で書のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立 防止活動、ボランティア活動など)を支援します。
	しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう 障害者相談支援事業	できるが、できる方、その保護者、支援者などからの相談に いるようでは、おうでは、というにようには、こしゃ、しょんしゃ。 で書のある方、その保護者、支援者などからの相談に はうでしょうにようには、かっよう 応じ、必要な情報の提供や社会資源の活用のための えんじょ おこな じゅっとせいかっ 援助を行い、自立した生活ができるように支援します。
	せいねんこうけんせいど りょうしえん 成年後見制度*利用支援 じぎょう 事業	成年後見制度*の利用が必要と認められる知的障害のある方や精神障害のある方などが制度を利用しやすくなるよう、一定の条件のもと、家庭裁判所への申し立てに係る費用や後見人などに支払う報酬分の費用について補助を行います。
業 ;	せいねんこうけんせいど ほうじんこうけん 成年後見制度*法人後見 しぇんじぎょう 支援事業	ほうじんこうけんぎょうむかいし そうだん 法人後見業務開始の相談があった場合に、情報提供 などを行います。
	いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記*者の派遣、点訳や音訳などによる情報提供など、聴覚障害や視覚障害のある方に対する意思疎通を支援します。また、意思疎通が困難な障害のある方が入院した場合に、本人の意思を理解してたえることができるホームヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣します。
	にもじょうせいかつょう くきゅうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業	身体障害等のある方に対して、日常生活の便宜を図る ために介護・訓練支援用具など6種の用具の購入費等 を支給します。

	しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	たらかくしょうがい かた こうりゅうかつどう そくしん りかいけいはつ 聴覚障害のある方との交流活動の促進、理解啓発など しょんしゃ しゅりほうしいん ようせいけんしゅう おごな の支援者として手話奉仕員の養成研修を行います。
	いどうしえんじぎょう 移動支援事業	まくがい いどう こんなん しょうがい かた がいしゅつ 屋外での移動が困難な障害のある方が外出するため の支援を行います。
	ちぃきかつどうしぇん 地域活動支援センター	たいき 地域において自立した日常生活や社会生活を営むこと
	きそできじぎょう きのうきょうか (基礎的事業・機能強化	*************************************
	事業)	しゃかい こうりゅう そくしん **ごな 社会との交流の促進などを行います。
	はったっしょうがいしゃし えん 発達障害者支援センター	発達障害者支援センターとして位置づけられる発達 ************************************
	道営事業	相談又接でフター(アーテル)において、米別や訪问によ まうだん。 る相談を受け付けます。
		しょうが、 かた しょうがい じどう かぞく さまざま 障害のある方や障害のある児童、その家族の様々な
	しょうがいじとうりょういくし えんじぎょう 障害児等療育支援事業	そうだん おう りょういく しどう おごな ちぃきせいかつ 相談に応じて療育指導を行うことにより、地域生活を
		支援します。
	専門性の高い意思疎通 しえん おこな もの ようせいけんしゅう 支援を行う者の養成研修 じぎょう 事業	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者(手話通訳者 と要約筆記*者、盲ろう*者向け通訳・介助員、
		と安か事記、名、自つフ、名向り地訳・グロリ貝、 しつごしょうしゃむ いし そつうしえんしゃ ようせいけんしゅう おこな 失語症者向け意思疎通支援者)の養成研修を行いま
		大品が一点心外心又放在りの長次が同されてよ
	専門性の高い意思疎通	た、盲ろう*者向け通訳・介助員、失語症者向け意思
	支援を行う者の派遣事業	そつうしえんしゃ はけん おごな 疎通支援者の派遣も行います。
•		せいしんしょうがい たいおう ちぃきほうかっ こうちく 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築
		を進めるにあたっての調整業務を行うために、精神
		にようがいしゃち いき いこう ちいきていちゃくすいしんきょうぎ かい せっち 障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置します。
	まいしんしょうがいしゃち いきせいかつし えん 精神障害者地域生活支援	また、精神障害の当事者としての視点を活かして、精神
	こういきちょうせいとうじぎょう 広域調整等事業	たまうが、 かた みずか しょうかん びょうじょう ただ 管害のある方が自らの疾患や病状について正しく
		理解することを促し、退院への意欲を喚起するため、ピ
		アスタッフの採用を行い地域移行・地域定着を支援し
		ます。
	はったつしょうがいしゃし えんちいききょう 発達障害者支援地域協	発達障害児者への支援体制に関する課題について
	まかい 議会による体制整備事業	情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るととも

		まいき じつじょう おう たいせい せいが きょうぎ おごた
		たいき じつじょう おう たいせい せいび きょうぎ おこな に、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行
		うため、発達障害者支援地域協議会を運営します。
	温祉ホームの運営	住居を必要とする障害のある方に対して、低額な料金
		で居室や設備を提供するとともに、日常生活に必要な
		(グ・グ・ きょう ちいきせいかつ しょん 便宜を供し、地域生活を支援します。
	まうもんにゅうよく 訪問入浴サービス	りんたいしょうがい 身体障害があり、自宅の浴槽での入浴が困難な方に対
		して、自宅への訪問により入浴などのサービスを行いま
		す。
	せいかつくんれんとう 生活訓練等	にきじょうせいかつ ひつよう くんれん しえん おごな 日常生活に必要な訓練や支援を行います。
	にっちゅういち じしえん 日中一時支援	しょうがい 障害のある方の介護を普段行っている家族等が、
		びょうき きゅうよう かいこ 病気や休養などのため介護できない場合に、障害のあ
		がた にっちゅうじかんたい しせっ いちじてき う い にゅうよく る方を日中時間帯に施設で一時的に受け入れ、入浴、
		排せつ、食事の介護などを行います。
	地域移行のための安心 世球移行のための安心 せいかっし えん 生活支援	ちぃきせいかっ いこう ていちゃく しぇん きんきゅういちじてき 地域生活への移行や定着を支援するため、緊急一時的
2		な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を
		でいきょう まいしつ かくほ ちいきせいかつ しょん 提供するための居室の確保や、地域生活を支援するた
②任意事業		めのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネー
事ぎ 業 う		ターの配置を行います。本市では、地域生活支援拠点
		*においてこれらの支援を行います。
	じゅんかいしぇ んせんもんいんせいび 巡回支援専門員整備	じょうが\ 障害のある児童等の要支援児が利用している児童館
		まるにおいて、要支援児への適切な対応を図るため、発達
		しょうがいとう かん ちしき ゆう だいがくきょうじゅとう せんもんか 障害等に関する知識を有する大学教授等の専門家が
		じょう ようす かんさつ じどうかんとうしょいん じょげん しょう 児童の様子を観察し、児童館等職員への助言や指導を
		おこな 行います。
	いりょうがたたんきにゅうしょじぎょうしょ 医療型短期入所事業所 かいせつしえん 開設支援	いりょうてき じ しゃ じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃとう ざいたくせいかっ 医療的ケア児*者や重症心身障害児*者等が在宅生活
		たんきにゅうしょ りょう かんきょう を継続していけるよう短期入所が利用しやすい環境を
		**いび ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
		はけんしせっとう たい いりょうがたたんきにゅうしょじぎょうしょ かいせっ 保健施設等に対して医療型短期入所事業所の開設
		しえん おごな 支援を行う。
	^{かっどうとう} レクリエーション活動等	しょうがい かた たいりょくこうじょう こうりゅう よ か かつどう 障害のある方の体力向上や交流・余暇活動などの
	^{しえん} 支援	#\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

		レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催しま
		す。
げいじゅつぶ	芸術文化活動振興	障害のある方の文化芸術活動を支援する講座などを
芸術又 		実施します。
	てんじ こえ こうほうとうはっこう 点字・声の広報等発行	てんゃく おんゃく 点訳、音訳などにより、市政だよりや視覚障害者等関係
点字・声		しぎょう せいかつじょうほう ちいきせいかつ うえ ひっよう じょうほう 事業、生活情報など地域生活をする上で必要な情報
		を定期的に提供します。
を仕員	表,世以時紀しゅう	たんやくほうしいん ろうどくほうしいん ようせいけんしゅう おごな 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を行います。
しょうがいしゃ 障害者	音立(いきいき)	また。 ひょうしゅつ たか こんなんせい ゆう しょうがい かた がた 意思の表出に高い困難性を有する障害のある方が、
支援機	きょうきゅう 器普及アンテナ	じゅうどしょうがいしゃよう い し でんたつそう ちとう かっよう 重度障害者用意思伝達装置等を活用しコミュニケーシ
事業		ョンをとり続けられるよう、技術的な支援をします。

9 地域生活支援促進事業*

,
発達障害のある方が日頃から受診するかかりつけ医な
どに対して、発達障害に関する研修を実施します。
発達障害者支援センターの地域支援機能を強化すると
ともに、家族支援体制を整備することで、発達障害のあ
*** たい にゅうょうじき こうれいき る方に対する乳幼児期から高齢期における各ライフステ
ージに対応する一貫した支援を行います。
にようが、 かた ぎゃくない みぜんぼうし そうぎはっけん ぎゃくない 障害のある方への虐待の未然防止や早期発見、虐待
発見時の迅速な対応などにつなげるため、研修会の
開催や相談受付体制の強化、虐待を受けた方の保護及
び安全確保のための体制整備などに関する取り組みを
行います。
研修会などの開催やパンフレット・ポスターなどの作成を
選して、成年後見制度*の利用を促進し、障害のある方
の権利擁護を図ります。
ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの実施、ピ
アサポートの推進等により、発達障害児者やその家族に
対する支援体制を整備します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築推進事業	保健・医療・福祉関係者による協議の場(仙台市精神保健福祉審議会)を通じて、地域課題の共有化を図り、特神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築に資する取り組みを推進します。具体的には、精神障害者家族支援事業や精神障害者退院促進支援事業、災害時地域精神保健福祉体制整備事業、地域移行関連研修を実施します。
しょうがいしゃあいしーでいー 障害者ICT*サポート総合 すいしんじぎょう 推進事業	視覚障害のある方にICT機器の紹介や利用に係る そうだがを変した。 相談等を実施するとともに、インターネットを通じたサー ビス利活用や、ICT機器の操作について支援を行う パソコンボランティアの養成・派遣を行います。
じゅうとほうもんかいごりょうしゃ 重度訪問介護利用者の だいがくしゅうがく しょみじぎょう 大学修学支援事業	肢体不自由、知的障害、精神障害により、行動上 ではない。 著しい困難があり常時介護を必要とする方が大学 等に修学するにあたり、大学等が支援体制を構築できるまでの間(原則として最長1年間)、大学等への の対策を必要とする方が大学 を対象を表している。 るまでの間(原則として最長1年間)、大学等への の対策を対象を表している。 通学中と大学等の敷地内における身体介護等を提供 します。
雇用施策との連携による重度 はまうがいしゃとうしゅうろうしょんとくべつじぎょう 障害者等就労支援特別事業	肢体不自由や視覚障害、知的障害、精神障害等に より、行動上著しい困難がある方が、企業等におい て就労するにあたり、通勤支援や職場等における支援 を提供します。
にゅういんしゃほうもんしぇ んじぎょう 入院者訪問支援事業	精神科病院入院患者のうち、第三者支援が必要な者に対し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を 役割とした訪問支援員を派遣します。

じりょうへん **資料編 4**

ますご かいせつ 用語の解説

Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SENDAI 【初出 23ページ】

東北障がい者芸術支援機構が2015年から開催している「障がいのある人の芸術活動を 通した生きがいづくりの促進」を旨的とした公募展。

社会生活において何らかのハンディのある方を対象に、首らが制作した芸術作品を 世界から公募し、入選作品をせんだいメディアテークにて展示している。

がいしーていー ICT【初出 29ページ】

情報通信技術Information and Communication Technologyの略。
情報通信技術Information and Communication Technologyの略。
情報 (information)や通信 (communication)に関する技術の総称。日本では、同様の言葉としてIT (Information Technology:情報技術)の方が普及していたが、
国際的にはICTがよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

あ行

アウトリーチ 【初出 25ページ】

支援や援助が必要であるにもかかわらず、自発的に支援を求められない方、支援の届きに くい方や、その関係機関等に行政機関や支援機関が出向き、積極的に働きかけて必要な 情報や支援を届けるプロセスのこと。

アクセシビリティ 【初出 1ページ】

ザドビ 制度やサービスの使いやすさや利用しやすさのこと。

いっぱんしゅうろう 一般就労 【初出 15ページ】

しょうがい かた きぎょう しゅうしょく ろうどうけいやく むす はたら いっぱんてき はたら かた 障害のある方が企業などに就職し、労働契約を結んで働く一般的な働き方。

いりょうかんさっせい ど 医療観察制度 【初出 71 ページ】

平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく制度。本制度は対象となる人に対して適切な医療や必要な観察等を行うことによって、その社会復帰を促進することを目的としている。観察等には指定医療機関、地域関係機関、保護観察所が一体となって当たる。

インクルージョンの推進 【初出 25ページ】

障害の有無を問わず、すべての方が差別されることなく受け入れられ、お互いに尊重されることで、地域社会や所属先等、様々な場面で、その能力を発揮して活躍できるよう、
できりてきはいりようでは、りかいけいはつとう
合理的配慮の提供や障害の理解啓発等を進めること。

^{まや} 親なきあと 【初出 13ページ】

日常的に親からの支援を受けながら暮らしてきた障害のある方が、親が亡くなった、あるいは子の面倒を見られなくなった後に直面しうる、生活に困難を抱えた状況を表現した言葉。

か行

ゕぃヹきゅうふ 介護給付 【初出 11 ページ】

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、食事や入浴の介助等のいわゆる介護に関する給付。

まかんそうだんしぇん 基幹相談支援センター 【初出 15ページ】

地域の相談支援事業所等の相談支援従事者に対し、訪問等による総合的・専門的な指導 じたがいくない、 助言や、研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携強化の取り組みを実施する も、対象の機関。

** ** ******** 共生型サービス 【初出 34ページ】

障害福祉または介護保険のいずれかの居宅・日中活動系サービス(デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ)の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすく基準を設けたもの。

きょうどこうどうしょうが、 強度行動障害 【初出 16ページ】

ヒヒレヒュラ たヒヒュラ 自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらし に影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

ぎょうむけいぞくけいかく ぴーレーぴー しょしゅつ 34 ページ】

しぜんさいが、だいかさいとう きんきゅうじたい そうぐう ばぁい 自然災害や大火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業所等の損害を最小限にとどめつつ、業務の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における業務継続のための手法、手段などを取り決めておく計画。

くんれんとうきゅうぶ 訓練等給付 【初出 11ページ】

しょうがいぶくし 障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、就労訓練や生活訓練等の ^{くんれん}かん 訓練に関する給付。

5歳児のびのび発達相談 【初出 24ページ】

こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害 【初出 3ページ】

事故や脳血管疾患などによって脳に損傷を受けたことにより、記憶や注意、思考、言語、 がくしゅう 学習などに障害が生じ、生活に支障がある状態。

こうりてきはいりょ 合理的配慮 【初出 6ページ】

障害のある方が、菌っていることを伝えて配慮を求めた時に、資担になり過ぎない範囲で、その方の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。※関連用語「(障害を理由とする) 差別」

こくさいしょうがいしゃねん 国際障害者年 【初出 5ページ】

1981年を指し、「完全参加と平等」がテーマとされ、次の目的を実現するため国際的な取り組みを行うことが国連総会で決議された。

- (1) 障害者が身体的にも精神的にも社会に適応することができるように援助すること。
- (2)適切な援助、訓練、医療及び指導を行うことにより、障害者が適切な仕事につき、社会生活に十分に参加することができるようにすること。

- (3)障害者が社会生活に実際に参加することができるよう、公共建築物や交通機関を りょう 利用しやすくするための調査研究プロジェクトを推進すること。
- (4)障害者が経済的、社会的及び政治的活動に参加する権利を有していることについて いっぱんこくみん リカル ふか 一般国民の理解を深めること。
- (5) 障害の発生予防対策及びリハビリテーション対策を推進すること。

ニくれんしょうがいしゃ じゅうねん 国連障害者の十年 【初出 5ページ】

国際障害者年の成果をもとに検討されてきた「障害者に関する世界行動計画」の実施にあたって定められた 1983~92年までのこと。

^{こころ} 心のバリアフリー 【初出 72ページ】

こべっひなんけいかく 個別避難計画 【初出 6ページ】

高齢者や障害者など災害時に避難の支援が必要となる方を対象に、避難を支援する方やその方法、どこにどのような経路で避難するか、避難を行う際にどのような配慮が必要かなど、避難支援に必要な情報をあらかじめ記載した一人ひとりの避難計画。

さ行

さいがい じょうえんごしゃじょうほうとうろく 災害時要援護者情 報登録 【初出 6 ページ】

災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に「災害時要援護者」 として事前に登録いただき、その登録された情報を町内会などの地域団体等ヘリストと して提供する制度。

(障害を理由とする)差別 【初出 5ページ】

「不当な差別的取扱い」をすること、または「合理的配慮」を提供しないこと。「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯等を制限すること、障害のない方にはつけない条件をつけることなど。

「合理的配慮」とは、障害のある方が、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担

になり過ぎない範囲で、その方の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。

サポートファイル 【初出 56ページ】

本人を中心とした一貫した支援が実現・継続するための連携ツールのこと。本人・保護者の願い(ニーズ)や、本人の発達経過や特性、医療機関や相談機関での相談記録、施設や学校での個別支援計画等をこのファイルに綴り、支援者等の本人理解や支援者間でのじょうほうまうゆうとう。 ***
「はったっけいか」とくせい、いりょうきかん そうだんきかん そうだんきろく しせっとう かいがっこう でっしょんけいかくとう 学校での個別支援計画等をこのファイルに綴り、支援者等の本人理解や支援者間でのじょうほうまうゆうとう ****
「情報共有等に役立てる。

していなんびょう 指定難病 【初出 10ページ】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、難病を「発病の機構が明らかでなく、 ちりょうほうほう 治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病」と定義 している。指定難病は、難病のうち医療費助成の対象となるもので、厚生労働大臣が 指定するもの。

たいうがくまえりょういくしぇ ん 就学前療育支援システム 【初出 25ページ】

就学前に療育が必要な児童とその家族を支援するため、児童発達支援センターにおける りょういくしえな。 療育支援・家族支援のほか、地域相談員による子育て支援機関への訪問・相談支援や 供給しまる等のほか、支援力向上に向けた専門的な助言等を行うアーチルの地域支援専従 職員と地域相談員との連携体制等を指す。

ʊゅうしょうしんしんしょうがいじ しょしゅっ 重 症 心身障害児 【初 出 15 ページ】

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重度心身障害と言い、その状態にある子どもを「重症心身障害児」、さらに成人した方を含めて「重症心身障害児者」という。

しょうかいゃ 障害者ケアマネジメント 【初出 34 ページ】

障害のある方の地域における活動を支援するために、ケアマネジメントを希望する方の 意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の 社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、 総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進 する援助方法。

しょうがいしゃしゅうかん 障害者週間 【初出 70ページ】

乗いとし がっにち 毎年12月3日から 12月9日までの 1 週間のこと。

しょうがいしゃこようりっ せいど 障害者雇用率(制度) 【初出 31ページ】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は、雇用している労働者に占める障害のある方(身体、知的及び精神障害者)の割合を、法定雇用率以上とする義務があるもの。令和6年4月以降、民間企業は2.5%、国及び地方公共団体は2.8%、都道府県等の教育委員会は2.7%の法定雇用率が定められ、令和8年7月以降は、更なる引き上げが予定されている。

い児慢性特定疾病 【初出 10ページ】

18歳未満の児童(ただし、18歳到達時点において、医療費支給制度の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満の者を含む。)がかかっている、①慢性に経過する疾病であること、②生命を長期に脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること、のすべての条件を満たす、厚生労働大臣が指定する疾病。

情報保障 【初出 68ページ】

障害のある方が情報を入手するにあたって、代わりの方法 (手話、要約筆記、点字、音声 データなど)を用いて情報が得られるよう必要な支援を行うこと。※関連用語「要約筆記」

スーパーヴァイズ 【初出 41ページ】

専門的知識や支援技術、支援の視点や考え方等を獲得することで、現在行っている支援 を点検し、今後の支援向上に活かすことを旨的に、高度な専門的知覚を有する外部講師 より助言等を受けること。

はいしんしょうがい たいきょう ちぃきょうかつ しょしゅつ はしゅつ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 【初出 54ページ】

サホーレムレヒョウルト、 タ セー でいど がか だれ あんしん じょん く 精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、 に対する しょうがいぶくし かいこ しゃかいさんか す 医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が ほうかつてき かくほ 包括的に確保されたケアシステム。

ちてきしょうが、 せいしんしょうがい 知的障害や精神障害などにより物事を判断する能力が十分ではない方を対象として、 かていさいばんしょ もう た などによりその方の権利を守る援助者 (「成年後見人」など) を選任することで、法律的な支援を得られるようにする制度。

セルフヘルプ 【初出 30ページ】

まな びょうき なや も しょうがいとうじしゃどうし 同じ病気や悩みを持つ障害当事者同士が、お互いの体験を共有しながら支えあうこと。

た 行

ダイバーシティ 【初出 72ページ】

年齢、性別、国籍、障害の有無など一人ひとりが持つ多様性のこと。

ちぃきせいかつしぇんきょてん 地域生活支援拠点 【初出 28ページ】

まいきせいかっしぇ んじぎょう 地域生活支援事業 【初出 1ページ】

ちいきせいかつしぇんをくしんじぎょう 地域生活支援促進事業 【初出 55ページ】

ちいきせいかつしえんじぎょう。なか、とく、せいさくでき、かだい。たいおう。 じぎょう かんれんようご ちいきせいかつしえん 地域生活支援事業の中でも特に政策的な課題に対応する事業。※関連用語「地域生活支援 事業」

デイジー (図書) 【初出 69ページ】

デイジー (DAISY) は Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳される。視覚障害のある芳や印刷物を読むことが困難な芳等

のためのデジタル録音図書の国際基準規格であり、目次から読みたい章や節、 任意のページに飛ぶことなどができる。

な行

「原因不明で、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す可能性が高い病気」で、「経過が慢性的で、経済的負担が大きいだけでなく、介護者の負担や精神的な負担が大きい病気」を指す。※関連用語「指定難病」

ノーマライゼーション 【初出 17ページ】

障害のある人もない人も、互いに支えあい、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしてい ける社会を目指すための活動。

は行

バリアフリー 【初出 21ページ】

こうきょうしせっ 公共施設や住宅などにおいて、段差などの物理的な障壁や不便さを無くすこと。また、 こうれい かた しょうかい 高齢の方や障害のある方等を含め、すべての人が壁を感じることのないような社会をつ くろうという考え方のこと。

ピアカウンセリング 【初出 30ページ】

ピアサポーター 【初出 27ページ】

間じような悩みや背景を持つ芳、障害のある芳同士が、対等な立場で互いに支えあうことをピアサポート、ピアサポート活動を行っている芳をピアサポーターという。(ピア/peer は仲間や同僚の意味)

ひきこもり 【初出 28ページ】

ままざま よういん けっか しゃかいてきさんか きもきょういく ふく しゅうがく ひじょうきんしょく ふく しゅうろう 様々な要因の結果として社会的参加 (義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、

家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり っぱいない。 たしゃ まじ かたち がいしゅつ 続けている状態 (他者と交わらない形での外出をしていてもよい) を指す現象概念。

ふくしてきしゅうろう 福祉的就労 【初出 15ページ】

障害のある方が企業などで働くことが難しい場合に、就労継続支援事業所などで、 ひとり
一人ひとりに合わせた福祉サービスを受けながら働く働き方。※関連用語「一般就労」

福祉避難所 【初出 6ページ】

指定避難所で生活をし続けることが困難な高齢の方や、障害のある方等の要援護者を にいてき、ういいるために開設する避難所。

ふれあい製品 【初出 16 ページ】

せんだいし 仙台市では障害のある方が製作した製品をふれあい製品と呼んでいる。

もうどうけん ちょうどうけん かいじょけん さ しんたいしょうがいしゃほじょけんほう もと にんてい いぬ 盲導犬、聴導犬、介助犬を指し、身体障害者補助犬法に基づき認定された犬のこと。

ま行

^{もう} 盲ろう 【初出 63 ページ】

や行

ヤングケアラー 【初出 28ページ】

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ユニバーサルデザイン 【初出 21ページ】

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらか じめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

* まうやくひっき 要約筆記 【初出 31ページ】

ら行

ロービジョン 【初出 77ページ】

なん げんいん しょうがく しょうがい う 何らかの原因により視覚に障害を受け、「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて ある 歩きにくい」 など、日常生活で不自由がある状態。



が高いは。からればいれる。 「ココロン」

れいわ ねん がつ **令和6年3月**

へんしゅう はっこう せんだいしけんこうふくしきょくしょうがいふくし ぶしょうがいき かくか編集・発行/仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

仙台市青葉区国分町三丁首7番1号

でんわばんごう 電話番号 022-214-8163

^{ふまくす} FAX 022-223-3573

E-mail fuk005330@city.sendai.jp